

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年9月3日

【中間会計期間】 自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日

【会社名】 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者 ジャック・フルーラン
(Jacques Fleurant, Chief Finance Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 久 保 万理菜
弁護士 山 下 真里奈

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

- 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。
「当行」または「発行会社」とは、 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーをいう。
「当行グループ」とは、 エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社をいう。
「HSBC」または「HSBCグループ」とは、 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「HSBCホールディングス・ピーエルシー」ということがある。）およびその子会社をいう。
「英国」または「連合王国」とは、 グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
- 別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを、「円」は日本円を指す。2021年8月3日（日本時間）現在における株式会社三菱UFJ銀行発表の対顧客電信直物売相場場のポンドの日本円に対する仲値は、1ポンド＝151.96円であった。本書において記載されているポンドの日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
- 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
- 本書において、当行グループは、それぞれ2020年6月30日、2020年12月31日および2021年6月30日に終了した6ヶ月間の損益計算書の数値を示し、直近のかかる期間と比較した現在の業績を説明する。
別段の記載のない限り、損益計算書に関して記載された説明は、2021年6月30日に終了した6ヶ月間と前年の同期間を比較したものである。貸借対照表に関して記載された説明は、2021年6月30日現在と2020年12月31日現在のポジションを比較したものである。
- 本書には、当行の財務状態、業績および事業に関する将来の見通しが記載されている。

歴史的事実ではない記述（当行の意見および見込みに関する記載を含む。）は、あくまで将来予測情報である。「期待している」、「予期している」、「意図している」、「予定している」、「考えている」、「目指している」、「見積もっている」、「潜在的」、「合理的に可能」といった用語やこれらの用語の変化形やこれらに類似した表現は、将来予測情報を表現することを意図している。これらの記述は、現在の計画、見積りおよび予測に基づくものであり、したがって、これらに過度に依拠すべきではない。将来予測情報はそれらが発せられた日のみにおけるものである。当行は、将来の見通しに係る記載が行われた日より後に発生もしくは存在する事由または状況を反映することを目的として将来の見通しに係る記載を改訂または更新する約束を行っていない。

将来予測情報は、固有のリスクや不確実性を伴っている。読者においては、いくつかの要因によって、實際上、将来予測情報において予想または示唆されていた結果とは異なる結果が生じる場合がある（大きく異なる場合も考えられる。）ことに注意が必要である。

6. 当行は、本書において、課税、法令および規制についていかなる助言もするものではない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当該半期中、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「1 会社制度等の概要」の記載が一部変更された。当該セクション中の「(2)提出会社の通常定款等に規定する制度 株式」の記述を以下と置き換える。変更部分は、下線で示している。

「(2)提出会社の通常定款等に規定する制度

当行は、英国法に基づいて設立されており、当行の通常定款の規定に準拠する。以下は、通常定款の特定の規定の要約に過ぎず、通常定款のすべての規定を完全に理解するためには、通常定款を全体として参照する必要がある。

2009年10月1日、当行は通常定款を株主総会の特別決議により改正し、()英国会社法第28条により、2009年10月1日より当行の通常定款の規定として扱われる当行の基本定款の規定を削除し、()2008年9月24日に当行が採択した通常定款の代替となり、それを廃止する、新しい通常定款の採択を行った。これは、当行の経営や管理の規則が、定款変更の特別決議前のように基本定款ではなく、通常定款にて規定されることを意味する。通常定款は、さらに、2010年10月20日には取締役の毎年度の再選を導入するために、また、2018年11月23日には優先普通株式についての言及を削除するために改正された。

株式

() 資本

英国会社法は、1985年法による授權株式の設定義務を廃止した。したがって、2009年10月1日、当行は通常定款を変更し、授權株式に関する記載を削除した。

当行の発行済株式はすべてエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー (HSBC Holdings plc) またはその名義人が保有している。したがって、当行株式は、いかなる証券取引所においても上場または取引されていない。英国会社法上は、当行は「上場会社」に分類されない。

() 特別の権利

その時点で発行されている株式または種類株式の保有者に対して既に付与されている特別の権利(これらの権利は下記「() 権利の変更」に定める方法で変更または廃止することができる)を損なうことなく、当行の株式は、当行が通常決議により随時決定し、またはかかる決議が可決されておらずもしくは当該決議で明確な規定がなされない場合は取締役(*1)が決定する通り、優先権、劣後権もしくはその他の特別の権利または制限(配当、議決権、資本返還またはその他のいずれに関するものかを問わない)を付して発行することができる。

() 特別の権利の付与に係る制限

ある種類株式に配当または資本返還に関する優先権が付されている場合、優先度において当該種類株式より先順位またはそれと同順位の他の株式に配当または資本返還のいずれかに関する権利が付与されたことにより、(当該種類株式の発行条件または通常定款に別段の明示的な定めがない限り)当該種類株式の保有者の権利は変更されたものとみなす。

() 権利の変更

- (1) 株主総会に関する通常定款のすべての規定は、株主総会が株主の請求により招集される場合(この場合、かかる招集請求によって表明されている議事または取締役会が提案する議事を除

き、あらゆる議事は進行されてはならない)を除き、あらゆる種類株式の保有者のすべての株主総会に準用されるものとする。かかるすべての株主総会の定足数は、当該種類の発行済株式に係る払込済額面金額の3分の1以上を保有しまたは委任状により代理する2名の者とする。本人または代理人が出席している種類株式の各保有者は、投票による採決を請求することができる。かかる各保有者は、投票に際し(本()第(2)項および第(3)項に定める議決に関する規定に従い)、その保有する種類株式1株につき1議決権を有するものとする。延期されたかかる保有者の株主総会において上記の定足数を満たさなかった場合は、本人または代理人が出席している当該種類株式の保有者1名をもって定足数とする。

- (2) 特定の発行済みポンド建て優先株式に付された権利が、その他一切の発行済みのポンド建て優先株式に付された権利と異なる場合において、

(a) それらすべてのポンド建て優先株式に付された権利が変更または廃止される何らかの事由が発生し、かつ、

(b) それらすべてのポンド建て優先株式にかかる変更または廃止が与える影響が取締役の判断において実質的に同等である場合、

それらすべてのポンド建て優先株式に付された権利は、額面価額にして当該すべてのポンド建て優先株式の4分の3の保有者の書面による同意または当該すべてのポンド建て優先株式の保有者の個別の株主総会の特別決議による承認を得て変更または廃止することができる。本項によりかかるすべてのポンド建て優先株式の保有者の個別の株主総会が開催される場合は、それらすべてのポンド建て優先株式が統一された一種類の株式を構成するものとみなし、本()第(1)項の第二文が当該株主総会に適用されるものとする(ただし、当該ポンド建て優先株式の額面価額が異なる場合、各保有者は投票に際し、その保有するポンド建て優先株式資本の額面金額1ポンドにつき1議決権を有するものとする)。

- (3) 特定の発行済ドル建て優先株式、第二ドル建て優先株式または第三ドル建て優先株式に付された権利が、その他の発行済みのドル建て優先株式に付された権利と異なる場合において、

(a) それらすべてのドル建て優先株式に付された権利が変更または廃止される何らかの事由が発生し、かつ、

(b) それらすべてのドル建て優先株式にかかる変更または廃止が与える影響が取締役の判断において実質的に同等である場合、

それらすべてのドル建て優先株式に付された権利は、額面価額にして当該すべてのドル建て優先株式の4分の3の保有者の書面による同意または当該すべてのドル建て優先株式の保有者の個別の株主総会の決議による承認を得て変更または廃止することができる。本項によりかかるすべてのドル建て優先株式の保有者の個別の株主総会が開催される場合は、それらすべてのドル建て優先株式が統一された一種類の株式を構成するものとみなし、本()第(1)項の第二文が当該株主総会に適用されるものとする(ただし、当該ドル建て優先株式の額面価額が異なる場合、各保有者は投票に際し、その保有するドル建て優先株式の額面金額0.01米ドルにつき1議決権を有するものとする)。

- () 取締役の裁量に一任される株式

英国会社法および株主総会において当行から付与された関連する権限に従い、取締役会(*2)は、当行の未発行株式、株式を引受ける権利または有価証券を株式に転換する権利を取締役会が決定する者に対し、2025年4月23日またはかかる権利を改めるそれより早い時期の決議の日までの間、額面総額353,030,000ポンドおよび2,090,000米ドルまたはかかる権利を改める決議において定められる額を上限として、その決定する時期に、その決定する条件により割り当て、これらにかかるオブ

ションを付与し、またはその他の方法でこれらを処分する一般的かつ無条件の権限を有する(ただし、いかなる株式も割引価格にて発行することはできない)。

() 株券保有の権利を有する株主(*3)

株券の保有者となった者(当行が法律によりその者に対する株券の発行を義務付けられない者を除く)は、割当または譲渡証書の提出後2か月以内に、(当該株式の発行条件において別段の定めがない限り、)その名義で登録されている各種類の株券の全部について株券1枚を無償で受け取る権利を有するものとする。かかる株券にはその発行に関する株式の数、種類および識別番号(もしあれば)ならびに払込済金額または各金額を明記するものとする。

() 残余株の株券

株主が株券に含まれる株式の一部のみを譲渡した場合は、かかる株式の残余部分に対して株券1枚を無償で受け取る権利を有するものとする。

() 株式の譲渡

各株主は、一般的な書式または取締役会が承認する書式に従って作成された書面による譲渡証書をもって、その株式の全部または一部を譲渡することができる。かかる証書は譲渡人またはその代理人、および(全額払込済みでない株式の譲渡にあっては)譲受人またはその代理人が作成するものとする。」

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

	2021年 上半期	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年度	2019年度
期中(百万ポンド)					
税引前当期純利益 / (損失) (報告ベース)	815	(1,283)	151	(1,614)	(872)
税引前当期純利益 / (損失) (調整後) ¹	990	(459)	290	(184)	603
正味営業収益 (予想信用損失およびその他の信 用減損費用の変動考慮前) ²	3,357	2,889	3,137	5,900	6,044
親会社に帰属する当期純利益 / (損失)	737	(1,230)	23	(1,488)	(1,013)
期末日現在(百万ポンド)					
親会社に帰属する株式資本合計	23,719	24,623	25,917	23,666	23,503
資産合計	623,963	757,819	673,008	681,150	636,491
リスク加重資産 ³	110,769	138,378	148,817	122,392	125,413
顧客に対する貸付金(減損引当金控除後)	93,210	115,164	114,906	101,491	108,391
顧客からの預金	200,649	207,089	183,084	195,184	177,236
自己資本比率(%)³					
普通株式等Tier 1 資本比率	16.1	13.5	13.3	14.7	14.2
Tier 1 比率	19.6	16.5	15.4	18.1	17.6
総資本比率	30.2	25.6	24.8	27.3	27.9
業績、効率性およびその他の比率(%)					
平均普通株主資本利益率 (年換算) ⁴	7.0	(10.4)	(0.1)	(7.9)	(4.6)
平均有形自己資本利益率 (調整後) (年換算) ^{5, 6}	6.8	(5.3)	(0.7)	(2.7)	0.6
費用率(報告ベース) ⁷	81.1	120.6	92.6	113.6	112.2
費用率(調整後) ⁷	76.1	92.1	88.3	89.6	87.9
顧客からの預金に対する顧客に対する 貸付金の比率	46.5	55.6	62.8	52.0	61.2

1 調整後の業績は、後述の「調整後業績」に詳述される重要な項目の影響に係る報告数値を調整して算定されている。

2 正味営業収益 (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前) は、収益とも言及される。

3 特段の記載の無い限り、規制上の自己資本比率および所要自己資本は、その時点で有効な資本要求に関する規制に係る経過措置に基づいたものである。これらには、IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置が含まれており、下記「第3-2 事業等のリスク」の「IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置」において説明がなされる。英国のEU離脱後の移行期間終了に伴い、EU規則および指令(テクニカル基準を含む。)という用語は、2018年欧州連合(離脱)法(その後の改正を含む。)に基づき英国法に内国法化されたものとして、英国の該当規則および/または指令という用語に読み替えられるものとする。

4 平均普通株主資本利益率は、親会社に帰属する当期純利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。その他Tier 1 (AT1) 証券に支払われた配当は、計算上税引後の数値である。

5 平均有形自己資本利益率(調整後)は、普通株主に帰属する利益からののれんおよびその他の無形資産の減損の変動ならびに有効な保険契約の現在価値(以下「PVIF」という。)(税引後)を控除の上、普通株主資本(のれん、PVIFおよびその他の無形資産(繰延税金控除後)を除く。)の平均で除して計算される。

6 本指標に関し、2020年12月31日に終了した下半期の数値については2020年下半期ベースではなく通年ベースで計算されている。

7 費用率(報告ベース)は、営業費用合計(報告ベース)を正味営業収益(予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)(報告ベース)で除したものと定義されており、費用率(調整後)は、営業費用合計(調整後)を正味営業収益(予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前)(調整後)で除したものと定義されている。

2【事業の内容】

当行の商品およびサービスに関する記載は、以下のとおりである。

当行グループのグローバル事業部門

HSBCグループは、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GBM）、コマーシャル・バンキング（CMB）およびウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（WPB）の3つの事業ならびにコーポレート・センターを通じて、商品およびサービスを運営している。コーポレート・センターは、一定の旧来の資産、中央管理費用ならびに当行グループの関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する持分で構成される。

当行グループのグローバル事業部門

当行の業務運営モデルは3つのグローバル事業およびコーポレート・センターから構成されており、デジタル・ビジネス・サービス（注1）ならびに11のグローバル機能部門（リスク、ファイナンス、コンプライアンス、法務、マーケティングおよび人事を含む。）により支えられている。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GBM）

HSBCグループのグローバル・バンキング・アンド・マーケッツは、世界中の主要な政府、法人顧客および機関投資家顧客にそれぞれのニーズに合った金融ソリューションを提供している。当行グループは、貸付業務、アドバイサリー業務、資本市場業務、トレーディング業務、リサーチ、証券業務およびグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント業務に及ぶ一連の業務を包括的に提供している。

当行グループの欧州のチームは、顧客の事業の具体的な成長目標および財務目標に沿うようにカスタマイズされた金融ソリューションを提供するために、リレーションシップ・マネジャーおよびプロダクト・スペシャリストを集めている。当行グループは、引き続き、当行の顧客全体のニーズを満たす、テ일러された商品およびシームレスなサービスを提供するため、WPBおよびCMBを含む他の事業領域と連携を取っていく。GBMは、グローバル事業部門において不可欠な部分を果たしており、当行グループの欧州の顧客基盤を通して他の地域に多大な収益をもたらしている。

当行グループの成長は、最高水準の行動基準および金融犯罪リスク管理に重点を置くことにより支えられている。当行グループは、顧客関係を深化させ、HSBCグループのグローバル事業間での相乗効果を高めることに引き続き注力する。当行グループはプラットフォームを合理化し、顧客体験を改善する、HSBCnet等の顧客に重点を置いたデジタル・プログラムへの投資を継続して行う。グローバル・マーケッツに関しては特に、当行の先進国市場における専門性およびイノベーションを新興国市場と結びつけ、顧客主導のクロス・アセット・サービス提供業者となることを目的としている。

コマーシャル・バンキング（CMB）

HSBCグループのコマーシャル・バンキングでは、小規模企業から国をまたがり事業を運営している多国籍企業まで、幅広い企業に対してサービスを提供している。

当行グループにおけるリレーションシップ・マネジャーおよびプロダクト・スペシャリストのグローバル・ネットワークは、ターム・ローンからトレード・ソリューションに及ぶ顧客のニーズを満たすにあたり、緊密に連携を取っている。欧州においては、当行グループは、欧州の企業が変化の舵を取り、輸出の機会を捉えるための一助となるよう全力を尽くしている。

フランスおよびドイツでの主要な業務運営ならびにフル・サービスのハブセンター（アイルランド、オランダおよびスイス等）をもって、当行グループは、欧州における業務運営の強化および簡素化のための手段を企業に対して提供している。当行グループが強化を図っているデジタル商品と組み合わせることで、

当行グループの顧客は、自社の流動性ポジションを可視化することができるとともに、自社の財務構造における効率性を高めることができる。当行グループのグローバル・バンキング・アンド・マーケッツと緊密な連携を取ることで、当行グループは、資金調達業務、アドバイザリー業務およびマーケッツ・ソリューションへのアクセスを提供する。ウェルス・アンド・パーソナル・バンキングと緊密な連携を図ることにより、当行グループは、従業員およびプライベート・バンキング・サービスを幅広く提供する。また、当行グループは、顧客がESGを推し進めていくための持続可能な投資商品を幅広く提供する。HSBCグループの中核で事業を運営しながら、コマーシャル・バンキングは欧州の企業の商機を広げる。

ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング (WPB)

欧州において、ウェルス・アンド・パーソナル・バンキングは、資金ニーズを有する個人向けに、3つの業務を通じてサービスを提供する。すなわち、パーソナル・バンキング部門を通じてマス・リテール層に、プレミアム・アンド・ハイ・ネット・ワース (HNW) 部門を通じてマス・アフルエント層に、グローバル・プライベート・バンキング部門を通じて超富裕層 (UHNW) に、サービス提供をしている。これにあたりWPBの包括的な商品提供能力 (トランザクション・バンキング業務、貸付および分析、富裕層向け商品およびプラットフォームならびにアセット・マネジメントおよび保険業務) を活用している。

当行グループのコアとなるリテール業務では、パーソナル・バンキング、住宅ローン、貸付、クレジットカード、貯蓄、投資および保険を含む、一連の商品を提供している。チャンネル諸島およびマン島では、HSBC Expatを提供することで、現地の島民および海外顧客に向けてサービス行っている。

当行グループのプライベート・バンキング業務では、チャンネル諸島およびマン島、フランスならびにドイツにおける富裕層および超富裕層の顧客 (5百万米ドル超の投資可能資産を保有する顧客 (国際的なニーズを持つ者を含む。)) 向けにサービスを提供している。当行グループのサービス範囲には、インベストメント・マネジメント業務 (投資一任業務、アドバイザリー業務および仲介業務)、信託受託業務 (信託および相続プランニングを含む。) ならびにきめ細やかなテイラーメイドの貸付業務が含まれる。

支店、セルフ端末、電話サービス・センターおよびデジタル・サービスにより、当行グループのグローバル事業のサービスの深化は、幅広い顧客ニーズに沿ったものである。プライベート・バンキング部門は、次世代を担う顧客を支援するイベントである「次世代」プログラムを主催し、フィランソロピーに関するアドバイザリー業務を顧客に提供している。当行グループは、未来の銀行の構築に尽力するとともに、顧客、サービス提供地域および自社の社員のニーズを満たすことに引き続き焦点を当てる。

(注1) 当期上半期、HSBCグループとともに、当行グループは、HSBCオペレーション・サービス・アンド・テクノロジー機能部門をデジタル・ビジネス・サービスズに名称変更 (リブランド) した。

3【関係会社の状況】

2021年2月、HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲーの追加株式取得を行い、これによりHSBCバンク・ピーエルシーの株式資本持分は99.33%から100%となった。

当該半期中において、関係会社の状況についてその他の重要な変更はなかった。

4【従業員の状況】

	2021年6月30日現在
ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング (WPB)	5,269
コマーシャル・バンキング (CMB)	2,152
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ (GBM)	4,702
コーポレート・センター	4,066
合計	16,188

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に記載されている将来に関する記述は、2021年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

目的および戦略

当行グループの目的および抱負

当行グループの目的は、「チャンスの世界を切り開くこと」であり、当行グループの抱負は、顧客にとって好ましい国際金融パートナーとなることである。

HSBCバリュー

HSBCバリューは、当行グループの組織としての在り方を定めており、当行グループの長期的な成功の鍵である。

多様性の尊重

多様な視点の追及。

ともに成功を実現

境界を越えた連携。

責任の負担

説明責任の負担および長期的な視野。

完遂

ペースを上げた物事の実現。

欧州におけるHSBCグループ

欧州は、世界貿易の3分の1超、世界国民総生産の4分の1超を占める世界経済にとって重要な地域である（出所：アイエイチエス・マーケット、2020年）。加えて、欧州は、世界で最も多くの製品およびサービスを輸出している地域でもある（出所：欧州委員会、2020年）。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、欧州域内貿易はもとより、欧州諸国およびHSBCグループが拠点を置くその他の国との間の貿易の推進に寄与している。

2021年6月30日現在で資産624十億ポンドを有する当行は、欧州最大級の銀行兼金融機関の1つとなっている。当行グループは、全拠点で約16,200名（注1）の従業員を擁している。当行は、リングフェンス化後においてはエイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーが管理している英国リテール業務および英国商業銀行業務の一部を除き、HSBCグループの欧州事業につき責任を負っている。

当行は、ロンドンおよびパリという2つの主要拠点を置きつつ、単一の事業への統合化を行うことにより、運営モデルの簡素化を図っている。当行は、20の市場（注2）において事業を展開している。当行グループのグループ会社は、顧客、規制当局、従業員およびその他の利害関係者との関係で、HSBCグループを代表している。当行グループは、後述のとおり、主要グループ会社を中心に組織化されている。

ロンドン拠点は、欧州地域全体のガバナンスおよび管理全般を担う、HSBCグループのホールセール銀行業務における卓越したグローバル拠点である。加えて、経営陣は、アルメニア、チャネル諸島、マン島およびマルタにおいて当行グループの事業を直接監督している。

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、パリ拠点およびその欧州連合（以下「EU」という。）に所在する支店（ベルギー、チェコ共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド）

ド、スペインおよびスウェーデン）で構成されている。当行グループは、顧客へのより良いサービスの提供および組織の簡素化を目的として、パリ拠点を中心とした統合化された欧州大陸銀行を構築中である。

HSBCジャーマニー・ホールディングス・ゲーエムベーハー（以下「エイチエスピーシー・ジャーマニー」という。）は、EU最大の経済国であり世界主要輸出国の1つであるドイツでサービスを提供している（世界銀行、2020年）。エイチエスピーシー・ジャーマニーのビジネス提案は、貿易および世界的なつながりの重要性を反映している。

（注1） 2021年4月には、従業員486名がエイチエスピーシー・グローバル・サービスズ(UK)リミテッドからエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに異動した。

（注2） エイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーが拠点を置く市場は、アルメニア、ベルギー、チャネル諸島、マン島、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、イスラエル、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイスおよび英国である。

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのビジョンおよび戦略

当行グループは、ターゲットを絞った富裕層向けおよび個人向け銀行業務で補完された、欧州大手国際ホールセール銀行になるという明確なビジョンを持っている。

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、顧客と国際市場とを結び付けることにより、顧客のために機会の世界を切り開くために存在している。欧州は世界最大の貿易圏であり、アジアは欧州にとって最大規模の最も成長している域外貿易相手である（国連貿易開発会議、2020年）。当行グループは、こうした機会を活用することにより、HSBCグループに対して最大のアウトバウンド収益をもたらす存在として、重要な役割を果たしている。

2021年2月にHSBCグループは、当行グループの強みの重視、大規模なデジタル化、成長のための活性化および温室効果ガス実質ゼロに向けた移行を実現するために、当行グループの戦略を適応させた。以下には、2021年上半期における当行グループのコミットメントおよび戦略的取組みの最新の進捗状況を記載する。

今後の低金利の継続および政府支援策の終了に鑑み、当行グループは、2021年下半期には慎重を要する環境下で事業を展開することになると予想している。なお、新型コロナウイルスは、当行グループの変革活動の段階に影響を及ぼしたものの、当行グループは戦略を変更した訳ではない。これまでおよび今後の当行グループによる利害関係者の支援継続方法の詳細については、上記「第2 - 2 事業の内容」を参照のこと。

2021年上半期の調整後営業費用は2.6十億ポンドであり、前年同期比で3%減少した（変動給107百万ポンドを除外すると8%減少）。これは、フルタイム当量（FTE）の減少、請負業者およびコンサルタントにかかる費用の厳格な管理、ならびに裁量的支出の減少を含め、経営陣の措置で発生する費用の削減を反映したものである。リスク加重資産（以下「RWA」という。）は、当行グループのRWA削減プログラムによる削減で、2020年6月0日から2021年6月30日までの期間に28十億ポンド（20%）減少した。

当行グループの強みの重視

変革プログラムを通じて当行は、よりの確な戦略的焦点を持つスリム化および簡素化された銀行を構築しようとしている。当行グループは、トランザクション・バンキング、トレーディング、資本市場およびファイナンスという各分野において、業界大手という地位を活用して成長するという抱負を抱いている。当行グループはまた、テクノロジーおよびオートメーションに的を絞った投資を行っていく。当行グループは、サステナブル・ファイナンスで市場最大手となり、2030年までに業務およびサプライ・チェーンで温室効果ガス実質ゼロを達成するというHSBCグループのコミットメントを履行する所存である。

当行グループは、自行の変革で進展を遂げた。当行グループは現在、ロンドンおよびパリに拠点を置きつつも、共通のサービスで下支えされる、統合化された事業として運営されている（「欧州におけるHSBCグループ」を参照のこと）。これは、英国のEU離脱後の英国および欧州連合における金融サービスの法人および規制上の要件に沿ったものである。

当行グループの運営構造をさらに簡素化するため、HSBCグループは、2021年2月にエイチエスピーシー・ジャーマニーの100%親会社となった。

当行グループはかつて、フランスのリテール業務の戦略的見直しを発表した。当行グループは現在、かかる見直し作業を完了済みであり、2021年6月にはプロモントリア・エムエムビー・エスエーエス（以下「マイマナー・グループ」という。）、その子会社であるカリブ海銀行エスエー（以下「本件買主」という。）およびマイマナー・バンク（以下「MMB」という。）との間で、エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパのフランスにおけるリテール銀行業務の売却案に関する覚書（以下「MOU」という。）を締結した。売却が進められた場合、取引関連費用を含め、推定1.9十億ユーロの税引前損失がエイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパに発生すると見込まれる。かかる推定損失の大部分は、現時点で2022年に認識される予定である。詳細については、後述の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記11を参照のこと。

大規模なデジタル化

当行グループは、当行グループの戦略の中心であるトランザクション・バンキング業務（グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（以下「GLCM」という。）業務、グローバル・トレード・アンド・レシーバブル・ファイナンス（以下「GTRF」という。）業務および外国為替（以下「FX」という。）業務）に引き続き投資している。当行グループは、顧客のためのデジタルおよびセルフ・サービスに関する能力の強化に焦点を当てている、グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）業務における中核的な強みの維持に努めている。2021年に当行グループは、顧客体験の向上のため、提案を強化し、提供する商品およびサービスを継続的に改善していく。グローバル・トレード・アンド・レシーバブル・ファイナンス業務では、取引の安全化、迅速化および簡易化を目指している。2021年上半期に当行グループは、顧客体験の簡素化およびデジタル化、インフラの更新ならびに顧客とテクノロジー分野のパートナーとの仲介のための策を講じることにより、当行グループの提案の鍵となる側面を改善した。当行グループは、リアルタイム与信判断、即時購入・後払いソリューションおよび持続可能な貿易金融をはじめとする鍵となる分野全体で当行グループの能力をさらに開発することにより、貿易の将来への投資を継続することを目指している。

外国為替業務において当行グループは、向上したリスク管理を顧客に提供するために電子取引インフラをさらに強化した。当行グループは、価格設定ツールおよび電子取引の向上を通じて、外国為替およびクロスボーダー決済に対する顧客のニーズに応えることに焦点を当てている。

成長のための活性化

ダイナミックなカルチャーの鼓舞およびインクルージョンへの賛同

HSBCグループは、2021年2月に新たな目的および価値観を打ち出した。以来、当行グループは、働き方および顧客対応の方法に関する当行グループの価値観を適用するため、欧州全体での各種取組みを通じて従業員と交流してきた。当行グループは、当行グループの目的および価値観について継続的に議論するために、ワークショップを開催し、従業員に指針を提示してきた。

2021年2月に当行グループは、欧州において特に上級幹部レベルで多様な人材を増やすことを約束した。経営陣が賛同する当行グループの活動を支援する目的で、従業員リソース・グループおよびダイバーシティ＆インクルージョン委員会も新設された。

将来的スキルの開発および成長の実現化

当行グループは、地域全体で人材に投資し、将来的スキルを開発している。当行グループは、欧州においてデジタル・スキル、専門スキルおよび実現スキルの深化に引き続き焦点を当て、自発的な学習および能力開発とともに、テクノロジー分野での的を絞ったスキル向上を支援する場を提供している。2021年に当行グループは、重要な人材の特定および確保を目的とした人材計画書を発表した。また、2021年上半期中には、欧州の従業員が多数の将来的スキルのための学習講座を受けられるようにし、高い受講率となっている。当行グループはさらに、ローカルな取組みを通じた将来的スキルの推進を担当する、「将来的スキル・インフルエンサー」も各地に設置している。

温室効果ガス実質ゼロに向けた移行

温室効果ガス実質ゼロ銀行の実現

2020年にHSBCグループは、2030年までにHSBCグループの業務およびサプライ・チェーンで温室効果ガス実質ゼロを実現し、HSBCグループの金融に係る排出量が2050年までに温室効果ガス実質ゼロにするというパリ協定の目標値に達するようにするという抱負を定めた。HSBCグループの抱負を実現するために、HSBCグループは、2021年度年次株主総会において、温室効果ガス実質ゼロに向けた移行に対する当行グループのアプローチについて詳述した、気候関連議案を可決した。同議案は、HSBCグループ株主の99.7%の賛成を得た。HSBCグループはまた、パリ協定の目標の共同達成に向け銀行業界全体で協力し整合性を維持するために発足されたネットゼロ・バンキング・アライアンス（NZBA）に加盟した。さらにHSBCグループは、当行の非常勤取締役および執行役を含め、幹部250名を対象とした幹部向け気候研修プログラムを新たに立ち上げた。

2020年に当行は、2019年のベースライン（2018年10月から2019年9月までの期間）に比べ、炭素排出量を40,176トン（二酸化炭素換算のメトリックトン）（-52%）削減した。この結果は主に、英国電力買取契約および欧州の大半で実施されているグリーン関税イニシアチブによるものである。従業員もまた、新型コロナウイルスの継続的影響により、2020年3月以降出張を大幅に控えている。

顧客支援

HSBCグループは、顧客の低炭素排出に向けた移行を支援するために、2030年までにサステナブル・ファイナンス／投資に750十億米ドルから1兆米ドルを提供することを目標としている。これまでに当行は、債券市場での好業績もあって、同目標のために48.4十億米ドルを提供してきた。同金額は、HSBCグループのサステナブル・ファイナンス／投資総額の55%に相当する。

新たな気候問題解決策の公開

HSBCグループは、革新的な気候変動の解決策への支援の加速を目的とした気候問題解決パートナーシップを発足するために、世界資源研究所および世界自然保護基金（WWF）と提携した。その一環として、フランス国家森林管理局およびアースワーム財団と提携した、フランスにおける2件のプロジェクトがある。現地の自然に関するこれらのプロジェクトはいずれも、より多くの二酸化炭素回収、生物多様性の保護および地域社会への参画により、温室効果ガス実質ゼロの目標に寄与するであろう。HSBCグループはまた、企業の持続可能モデルへの移行を支援するブラネット・キャンペーンのための事業計画も打ち出した。フランス、ドイツおよびマルタにおいて当行グループは、カーボン・ニュートラル、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）およびアグロフードに関するリーダーシップ・コンテンツを発行した。

上記の話題は、当行グループのウェブサイト、メディア・パートナーシップおよびソーシャル・メディアに掲載された顧客ケース・スタディ、コンテンツ記事、動画およびインフォグラフィックで取り上げられた。さらに当行グループは、中小企業の移行を支援するために、HSBCグループの専門家、顧客および提携先とのライブ・セッション式のウェビナー・シリーズにも参加した。

2021年上半期における資本リスク

自己資本の概要

自己資本十分性指標

	2021年6月30日現在	2020年12月31日現在
リスク加重資産（RWA）（百万ポンド）		
信用リスク	72,353	77,214
カウンターパーティ信用リスク	16,997	19,344
市場リスク	10,105	14,589
オペレーショナル・リスク	11,314	11,245
RWA合計	110,769	122,392
自己資本（移行措置ベース）（百万ポンド）		
普通株式等Tier 1（CET 1）資本	17,835	18,042
Tier 1 資本	21,742	22,165
資本合計	33,444	33,438
自己資本比率（移行措置ベース）（%）		

普通株式等Tier 1	16.1	14.7
Tier 1	19.6	18.1
資本比率合計	30.2	27.3
レバレッジ比率(移行措置ベース)		
Tier 1 資本(百万ポンド)	21,742	22,165
レバレッジ比率エクスポージャー合計値(百万ポンド)	560,264	565,049
レバレッジ比率(%)	3.9	3.9
レバレッジ比率(段階的適用完了ベース)		
Tier 1 資本(百万ポンド)	21,526	21,732
レバレッジ比率エクスポージャー合計値(百万ポンド)	560,264	565,049
レバレッジ比率(%)	3.8	3.8

なお、英国のEU離脱後の経過措置が終了した場合、EU規則および指令（テクニカル基準を含む。）という用語は、2018年欧州連合（離脱）法（その後の改正を含む。）に基づき英国法に内国法化された英国の該当規則および指令という用語に読み替えられるものとする。

上記表の資本に関する数値および比率は、施行された自己資本要求規則の改正版（以下「CRR」という。）に従い計算されている。レバレッジ比率は、自己資本のエンド・ポイント定義およびIFRS第9号の規制上の経過措置を用いて計算されている。

2021年6月30日現在の当行グループの普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）資本比率は16.1%であり、2020年12月31日に比べ14.7%上昇した。これは主に、RWAの減少によるものであった。

2021年上半期中において当行グループは、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）の規制上の自己資本比率規制を遵守した。

規制の動向

自己資本要求規則の改正版（以下「CRR」という。）およびバーゼル 改革

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）は、2020年7月にバーゼル 改革を完了し、信用評価調整（CVA）の枠組みの改正の最終版を発表した。バーゼル 改革は、資本フロアに関する5年間の経過措置を設けて2023年1月1日に施行される予定である。最終的な基準については、施行前に現地法化される必要がある。

CRR は、トレーディング勘定の抜本的見直し（以下「FRTB」という。）に基づく市場リスク規則の改正、カウンターパーティ・リスクを測定するための標準化手法、ファンドへの株式投資規則、大型エクスポージャー規則の改正、新規のレバレッジ比率規則および安定調達比率（NSFR）の導入を含め、バーゼル 改革を実施するための規制上の枠組みの変更の第1段階となる。

CRR は当初、英国がEU加盟国であった時期に作成されたが、CRR の一部は英国のEU離脱前に施行されなかったことから、英国は独自の規則を施行することとなる。英国財務省（以下「HMT」という。）およびPRAは先般、2022年1月1日付の施行に向けCRR の英国版を最終決定した。ファンドへの株式投資についてHMTは、CRR のEU当初版に規定されていた同等性の規定を削除した。その結果、企業は、同等性を要せず英国外のファンドにつきルックスルー手法を用いてRWAを決定できるようになる。加えて、HMTは、拘束力のある自己資本要件になるまでFRTBへの標準化手法の適用を開始するための報告の義務化を延期した。

2021年6月に金融政策委員会およびPRAは、CRR におけるレバレッジ比率の枠組みの変更についてまとめた協議内容を発表した。英国の最低レバレッジ比率要件は、各企業のカウンターシニカル・バッファーに基づくバッファーに3.25%を加算したものになる予定である。最低Tier 1 要件については少なくともCET 1 の75%、バッファーについてはCET 1 の100%を充足する必要がある。中央銀行準備金は、バウンスバック・ローン制度下の貸付と同様、今後もレバレッジ比率エクスポージャーの測定から除外される見通しであるが、PRAは、政府保証輸出信用に関連するもの等、EUの測定からの適用除外の多くを採用する選択をしてはいない。また、レバレッジ比率バッファーに違反した企業に対する強制自己資本分配の制限を導入する計画もない。概して同規則は、2022年1月1日より施行され、開示が要求されることとなるが、新たに対象となった企業に新規の最低要件が適用されるのは、2023年1月1日以降になるとみられる。

CRR の最終版に加え、PRAは、EUの新型コロナウイルス対策の一環としてなされたソフトウェア資産の取扱いで有益となる変更を無効とした。これにより2022年1月1日よりソフトウェア資産の全額をCET 1 資本から控除することが義務化される。

PRAは、2021年下半期においてバーゼル 改革の残りの要素の施行について協議する計画である。その影響については、国家の裁量権の数および設定すべきテクニカル基準をさらに支援する必要性から、著しい不確実性が残る。これまでところ英国は、バーゼル 改革の残りの要素をバーゼル委員会の期限である2023年1月1日に施行する予定である。

信用リスク

内部格付手法（以下「IRB」という。）に基づくRWAの変動性および比較可能性に関する懸念を払拭するため、EUは、IRB改善策として知られる一連の枠組みの修正案を策定した。同修正案の大半は、英国がEU加盟国であった時期に策定し、最終決定されたため、英国においては、PRAが2022年1月1日付で施行することとなる。ただし、EUの同修正案のうち、英国がEU法に服さなくなった時点で未発効のものも一部存在する。かかる未発効の修正案には、景気後退に関するEUのテクニカル基準、先進的内部格付（以下「A-IRB」という。）手法での信用リスク軽減に関する欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）のガイドライン、およびリスク加重特定貸付エクスポージャーに関するEUの最終テクニカル基準が含まれる。PRAは、特定貸付のテクニカル基準を導入しないことを確認している。同様にPRAは、2022年にA-IRB手法での信用リスク軽減に関するEUのガイドラインも施行しない予定であるが、バーゼル 改革実施の一環として同ガイドラインを反映させることを検討する可能性はある。2021年3月にPRAは、景気後退に関するテクニカル基準の導入について協議した。

2021年6月にPRAは、英国のグループ連結所要自己資本の計算において、国外の規制当局が承認したモデルを企業が使用する際の規則を発表した。かかるモデルは、グループのエクスポージャーおよびRWAの合計の7.5%を上限として、リテール業務の顧客および中小企業に対するエクスポージャーに限り使用することができる。

資本バッファ

2021年7月付の金融安定報告書（以下「FSR」という。）において、金融政策委員会（以下「FPC」という。）は、英国のカウンタシニカル資本バッファ（以下「CCyB」という。）比率の方向性に関する指針を再確認した。FPCは、少なくとも2021年12月まで引き続き同比率を0%とするとみられる。通常、12ヶ月は実施が遅延されることから、その後の引き上げは、早くても2022年末まで発効しないと予想される。

気候および環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」という。）リスク

世界的に規制当局および基準設定者は、ESGに関する複数の提案および討論資料を引き続き発表している。これらには、HMT、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（以下「BEIS」という。）および英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）が発表した、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」という。）に沿った気候関連財務情報開示の可能性に関するものも含まれる。この作業は、英国で新たに設置されたグリーン・テクニカル・アドバイザリー・グループ（以下「GTAG」という。）等の組織によるグリーン分類法の開発によって支えられている。TCFDによる追加作業には、新たに提案された指標、目標および移行計画に関する開示指針が含まれる。

6月にBoEは、2021年度隔年気候調査シナリオの実施を開始した。その目的は、政府の政策措置の速度に応じた移行リスクおよび物理的リスクに対する金融機関およびそのビジネス・モデルのレジリエンスをテストすることである。その影響は、2020年末の静的貸借対照表に基づいており、信用リスクに焦点を当てて2021年から2050年までの期間にわたり発生すると仮定されている。

7月にFSBは、企業レベルの開示、データ、脆弱性分析および規制・監督ツールという4つの主要な政策分野に焦点を当てた、気候関連財務リスクに関する行程表を発表した。同行程表には、実施に向けた段階および日程案が定められており、賛同を得るためにG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された。

その他の動向

2021年4月に2013年金融サービス（銀行改革）法に基づく支援を受けた独立検証委員会は、英国におけるリングフェンス活動および自己勘定取引活動の運用に関する証拠を要求することを発表した。証拠の要求は、同独立検証委員会がリングフェンスおよび自己勘定取引に関する検証の1年以内の完了を目指していることを示すものとみられる。欧州における同様の動向と並行して、PRAは、第一の柱の手法に沿った構造的外国為替リスクの資本化要件の見直しを実施している。

IFRS第9号の経過措置（IFRS9-FL）が適用されたまたはされなかった場合の自己資本、自己資本比率およびレバレッジ比率の比較

参照*	2021年6月 30日現在	2020年12月 31日現在	2020年6月 30日現在
利用可能資本(百万ポンド)			
1 普通株式等Tier 1（CET 1）資本 [^]	17,835	18,042	18,701
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合の			
2 CET 1 資本	17,798	17,992	18,642
3 Tier 1 資本 [^]	21,742	22,165	22,819
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合のTier 1 資本			
4 本	21,705	22,115	22,760
5 自己資本合計 [^]	33,444	33,438	35,490
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合の			
6 自己資本合計	33,407	33,388	35,431
リスク加重資産（RWA）（百万ポンド）			
7 RWA合計	110,769	122,392	138,378
8 IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合のRWA合計	110,737	122,347	138,323
自己資本比率（%）¹			
9 CET 1 [^]	16.1	14.7	13.5
10 IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合のCET 1	16.1	14.7	13.5
11 Tier 1 合計 [^]	19.6	18.1	16.5
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合のTier 1 合計			
12 計	19.6	18.1	16.5
13 自己資本合計 [^]	30.2	27.3	25.6
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合の自己資本合計			
14 計	30.2	27.3	25.6
レバレッジ比率²			
15 レバレッジ比率エクスポージャー測定値合計（百万ポンド） [^]	560,264	565,049	600,340
16 レバレッジ比率（%） [^]	3.8	3.8	3.7
IFRS第9号の経過措置が適用されなかったと仮定した場合のレバレッジ比率（%）			
17 計	3.8	3.8	3.7

* EBAテンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

[^] 数値は、IFRS第9号の経過措置ベースで算出されている。

¹ 自己資本の数値および比率は、資本商品に係るCRR の経過措置ベースで報告されている。

² レバレッジ比率は、自己資本に係るCRR のエンド・ポイント・ベースで算出されている。

IFRS第9号「金融商品」の規制上の経過措置

当行グループは、IFRS第9号「金融商品」に係るCRR の経過措置（第473条第a項の第4段落を含む。）を採用している。

IFRS第9号の規制上の経過措置により、銀行は、IFRS第9号が適用開始後5年間に貸倒引当金に及ぼす影響の一定割合を自己資本に追加することができる。その影響は以下のように定められている。

- ・ IFRS第9号の採用初日における貸倒引当金の増加。
- ・ その後の非信用減損勘定における予想信用損失（以下「ECL」という。）の増加。

如何なる増加も税務上の影響を受けることから、繰延税金、エクスポージャーおよびRWAの再計算が必要となる。標準的手法（STD）および内部格付手法（IRB）を用いたポートフォリオの影響については、別途計算さ

れることとなる。内部格付手法を用いたポートフォリオの場合、貸倒引当金が規制上の12ヶ月間の予想損失を超過しない限り、資本が増加することはない。

当期における標準的手法に基づくCET 1 資本の増加は49百万ポンドであり、うち税務上の影響は(12)百万ポンドであった。2020年12月31日現在の標準的手法に基づく資本基盤の増加は69百万ポンドであり、うち税務上の影響は(19)百万ポンドであった。

自己資本

自己資本の開示

参照*	参 照†	2021年6月 30日現在 百万ポンド	2020年12月 31日現在 百万ポンド
普通株式等Tier 1 資本：証券および準備金			
1	資本証券および関連資本剰余金勘定	797	797
	- 普通株式	797	797
2	利益剰余金 ¹	15,475	17,229
3	累積その他包括利益(およびその他準備金)	2,308	2,888
5	少数持分(連結CET 1 において許容される金額)	54	66
5a	独立に見直される中間純利益(予測可能な損金または配当控除後) ²	512	(1,755)
6	規制上の調整前の普通株式等Tier 1 資本	19,146	19,225
普通株式等Tier 1 資本：規制上の調整			
7	追加価値調整 ³	(666)	(569)
8	無形資産(関連繰延税金負債控除後)	(99)	(100)
10	将来の収益性に依拠する繰延税金資産(一時的差額から生じるものを除く。) (関連税金負債控除後)	(320)	(305)
11	キャッシュ・フロー・ヘッジの損益に関する公正価値準備金	(107)	(159)
12	予想損失金額の算定から生じるマイナス金額	(291)	(303)
14	信用状態の変更から生じる公正価値の負債の損益	136	105
15	確定給付型年金資産	(41)	(30)
CET 1 資本に対するその他の規制上の調整(該当する場合はIFRS第9号の経過措置による調整を含む。) ¹			
27a		77	178
28	普通株式等Tier 1 に対する規制上の調整合計	(1,311)	(1,183)
29	普通株式等Tier 1 資本	17,835	18,042
その他Tier 1 (以下「AT 1」という。)資本：証券			
30	資本証券および関連資本剰余金勘定	3,722	3,722
31	- IFRSに基づき株式と分類されるもの	3,722	3,722
33	AT 1 からの段階的廃止の対象の適格項目および関連資本剰余金勘定の金額	216	433
34	子会社が発行して第三者が保有する連結AT 1 資本に含まれる適格Tier 1 資本 (CET 1 に含まれない少数持分を含む。)	12	12
36	規制上の調整前のその他Tier 1 資本	3,950	4,167
その他Tier 1 資本：規制上の調整			
37	自己AT 1 証券の直接および間接保有 ⁴	(43)	(44)
43	その他Tier 1 資本に対する規制上の調整合計	(43)	(44)
44	その他Tier 1 資本	3,907	4,123
45	Tier 1 資本(T 1 = CET 1 + AT 1)	21,742	22,165
Tier 2 資本：証券および引当金			
46	資本証券および関連資本剰余金勘定	11,718	11,079
	- うち、CRR に基づき適用除外となった証券	1,288	1,326
47	T 2 からの段階的廃止の対象の適格項目および関連資本剰余金勘定の金額	220	441
48	子会社が発行して第三者が保有する連結T 2 資本に含まれる適格自己資本証券 (CET 1 またはAT 1 に含まれない少数持分およびAT 1 証券を含む。)	196	204
49	- うち：子会社発行の段階的廃止対象の証券	38	46
	- うち、CRR に基づき適用除外となった子会社発行の証券	38	32
51	規制上の調整前のTier 2 資本	12,134	11,724
Tier 2 資本：規制上の調整			
52	自己T 2 証券の直接および間接保有 ⁴	(29)	(29)

55	組織による金融セクター機関のT2証券および劣後ローンの直接および間接保有 (当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合)(適格ショート・ポジションの控除後)	s	(403)	(422)
57	Tier 2 資本に対する規制上の調整合計額		(432)	(451)
58	Tier 2 資本		11,702	11,273
59	資本合計(TC = T1 + T2)		33,444	33,438
60	リスク加重資産合計		110,769	122,392
	自己資本比率およびバッファ			
61	普通株式等Tier 1		16.1%	14.7%
62	Tier 1		19.6%	18.1%
63	総資本		30.2%	27.3%
64	組織特定バッファ要件		2.52%	2.52%
65	- 資本保全バッファ要件		2.50%	2.50%
66	- カウンターシクリカル・バッファ要件		0.02%	0.02%
68	バッファ充足のために使用可能な普通株式等Tier 1		11.6%	10.2%
	控除のための基準値を下回る金額(リスク加重前)			
72	金融セクター機関の資本の直接および間接保有 (当該機関が当該組織に重大な投資を保有しない場合)(適格ショート・ポジションの控除後、10%基準値を下回る金額)		1,306	1,069
73	組織による金融セクター機関のCET 1証券の直接および間接保有(当該機関が当該組織に重大な投資を保有する場合)(適格ショート・ポジションの控除後、10%基準値を下回る金額)		675	627
75	一時的差異から生じる繰延税金資産(関連税金負債控除後、10%基準値を下回る金額)		582	493
	Tier 2 引当金への算入の適用上限			
77	標準化手法に基づくT2における信用リスク調整の算入の上限		246	257
79	内部格付手法に基づくT2における信用リスク調整の算入の上限		371	404
	段階的廃止アレンジメントの対象の資本証券(2013年1月1日から2022年1月1日までの期間についてのみ適用される。)			
82	段階的廃止アレンジメントの対象であるAT 1証券の現在の上限		232	463
83	上限によりAT 1から除外される金額(償還および満了後の上限超過額)		484	267
84	段階的廃止アレンジメントの対象であるT2証券の現在の上限		252	506
85	上限によりT2から除外される金額(償還および満了後の上限超過額)		670	237

* EBAテンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

† 参照(a)から(s)は、下記の規制上の自己資本の計算に用いる貸借対照表構成項目を指す。上記の表は、それらが如何に規制上の自己資本の計算に寄与しているかを示したものである。それらの寄与は、規制上の自己資本の定義を適用するための調整または分析の結果、表「貸借対照表に係る調整 - 財務会計上の連結範囲」に記載の会計上の価値と異なることがある。

- 2021年上半年より、不履行エクスポージャーの不十分な補填のための新たな控除が27a行のIFRS第9号の経過措置による調整に合算された。比較数値は修正再表示されている。
- 同列は、増加に伴い認識および控除された損失を含んでいるため、独立したレビューの対象とはなっていない。
- 追加的な価値調整は、公正価値で測定され、その後CET 1から控除されたすべての資産について計算されている。
- PRAより助言されたとおり、値付けの放棄は、自己のT1証券およびT2証券の保有高の控除に適用されている。

当行グループは、規制上の自己資本の目的でソフトウェア資産を償却するために英国の要件を適用した。当行グループのCET 1比率への影響は、重大ではなかった。詳細については、上記「自己資本要求規則の改正版(以下「CRR」という。))およびバーゼル 改革」を参照のこと。HSBCグループの資本商品は、当行のものを含め、HSBCグループのウェブサイトに掲載されている。

リスク加重資産

グローバル事業部門別、主要な要因別のリスク加重資産の変動

	信用リスク、カウンターパーティ・リスクおよびオペレーショナル・リスク					リスク加重資産合計 百万ポンド
	GBM 百万ポンド	CMB 百万ポンド	WPB 百万ポンド	コーポレート・センター 百万ポンド	市場リスク 百万ポンド	
2021年1月1日現在のRWA	62,440	26,839	12,045	6,479	14,589	122,392
資産の規模	(4,938)	(1,631)	(251)	76	(3,517)	(10,261)

資産の質	3,581	(231)	254	319	-	3,923
モデルの更新	12	-	-	1	(727)	(714)
手法および方針	(2,575)	290	(91)	42	(68)	(2,402)
外国為替の変動	(767)	(836)	(335)	(59)	(172)	(2,169)
RWAの変動合計	(4,687)	(2,408)	(423)	379	(4,484)	(11,623)
2021年6月30日現在のRWA	57,753	24,431	11,622	6,858	10,105	110,769

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間につき測定した場合、削減プログラムの一環としての当行グループの累積リスク加重資産の削減額は7.2十億ポンドであった。

リスク加重資産（以下「RWA」という。）は、外貨換算差異による2.2十億ポンドの減少を含め、2021年上半期に11.6十億ポンド減少した。9.4十億ポンドの減少（外貨換算差異を除く。）は、下記の変動で構成される。

資産の規模

RWAの10.3十億ポンドの減少は、GBMおよびCMBにおける減少によるものであった。GBMにおけるRWAの4.9十億ポンドの減少は主に、経営陣による措置およびRWAに関連する証券化の減少に加え、経営陣による措置および時価評価の変動の結果としてのカウンターパーティ信用リスクRWAの減少によるものであった。一方、CMBにおけるRWAの1.6十億ポンドの減少は主に、経営陣による措置および貸付の減少によるものであった。市場リスクRWAは、リスク軽減措置の新興市場債券ポートフォリオへの影響、ストレス・バリュエーション・アット・リスクの減少および当行グループの構造比率ポートフォリオに関連するリスクの移転により、3.5十億ポンド減少した。

資産の質

RWAの3.9十億ポンドの増加は主に、ポートフォリオの変更および信用および信用リスクの移転の結果としてのGBMにおける3.6十億ポンドの増加によるものであった。WPMおよびコーポレート・センターにおけるRWAの増加は主に、不利なポートフォリオの変更および信用リスクの移転によるものであった。

モデルの更新

RWAの0.7十億ポンドの減少は主に、オプション・リスク・モデルの導入を主要因とした市場リスクRWAの減少によるものであった。

手法および方針

RWAの2.4十億ポンドの減少は主に、GBMにおけるリスク・パラメータの改良によるものであった。

リスク加重資産の概要

	2021年6月30日 現在	2020年12月31日 現在	2021年6月30日 現在
	RWA 百万ポンド	RWA 百万ポンド	所要自己資本 ¹ 百万ポンド
1 信用リスク（カウンターパーティ信用リスクを除く。）	64,920	69,671	5,194
2 - 標準的手法	14,408	15,733	1,153
3 - 基礎的内部格付手法	23,476	25,654	1,878
4 - 先進的内部格付手法	27,036	28,284	2,163
6 カウンターパーティ信用リスク	16,988	19,342	1,359
7 - 時価評価	8,937	9,683	715
10 - 内部モデル手法	6,262	7,676	501
- 中央カウンターパーティのデフォルト・ファンドへの拠出のリスク・エクスポージャー額	237	305	19
11 - 信用評価の調整	1,552	1,678	124
13 決済リスク	9	2	1
14 非トレーディング勘定における証券化エクスポージャー	4,291	4,744	343
14a - 内部格付手法（SEC-IRBA）	724	795	58

14b	- 外部格付手法 (SEC-ERBA)	1,975	2,064	158
14c	- 内部評価手法 (IAA)	991	1,270	79
14d	- 標準的手法 (SEC-SA)	601	615	48
19	市場リスク	10,105	14,589	808
20	- 標準的手法	1,629	1,859	130
21	- 内部モデル手法	8,476	12,730	678
23	オペレーショナル・リスク	11,314	11,245	905
25	- 標準的手法	11,314	11,245	905
27	控除の上限を下回る額 (250%のリスク加重)	3,142	2,799	251
29	合計	110,769	122,392	8,861

1 上記および下記の表における「所要自己資本」は、自己資本要求規則第92条に基づくRWAの8%に設定した最低資本賦課をいう。

信用リスク - エクスポージャーの種類別のリスク加重資産

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	リスク加重資産 百万ボンド	所要自己資本 百万ボンド	リスク加重資産 百万ボンド	所要自己資本 百万ボンド
IRB先進的手法	25,274	2,022	26,399	2,112
- 中央政府および中央銀行	2,441	195	2,770	222
- 金融機関	1,933	155	1,980	158
- 事業法人 ¹	15,481	1,238	16,167	1,293
- リテール合計	5,419	434	5,482	439
- うち:				
不動産上の抵当権により担保されるもの - 中小企業	235	19	270	22
不動産上の抵当権により担保されるもの - 中小企業以外	4,022	322	3,910	313
適格リボルビング・リテール	59	5	59	5
その他の中小企業	342	27	416	33
その他の中小企業以外	761	61	827	66
IRB証券化ポジション	724	58	795	64
IRB債権以外の資産	1,762	141	1,885	151
IRB基礎的手法	23,476	1,878	25,654	2,052
- 中央政府および中央銀行	6	-	6	-
- 金融機関	6	1	7	1
- 事業法人	23,464	1,877	25,641	2,051
標準的手法	21,117	1,689	22,481	1,798
- 中央政府および中央銀行	1,455	116	1,232	99
- 地方政府および地方公共団体	2	-	2	-
- 公益団体	8	1	9	1
- 金融機関	1,215	97	1,418	113
- 事業法人	6,273	502	7,340	587
- リテール	283	23	305	24
- 不動産上の抵当権により担保されるもの	1,717	137	1,666	133
- デフォルトしているエクスポージャー	393	31	413	33
- 特に高いリスクに関連する項目	3,572	286	3,852	308
- 証券化ポジション	3,567	285	3,949	316
- 集団投資事業	1	-	-	-
- 株式 ²	2,297	184	2,096	168
- その他の項目	334	27	199	16
合計	72,353	5,788	77,214	6,177

1 「事業法人」には、監督当局設定のスロットティング手法の対象となる特定貸付エクスポージャー2,421百万ボンド (2020年12月31日現在: 3,166百万ボンド) およびRWA1,483百万ボンド (2020年12月31日現在: 2,007百万ボンド) が含まれる。

2 「株式」には、250%でリスク加重されるグループ保険会社に対する投資が含まれる。

カウンターパーティ信用リスク - エクスポージャーの種類および商品別のリスク加重資産

	2021年 6 月30日現在		2020年12月31日現在	
	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド
エクスポージャーの種類別				
IRB先進的手法	5,852	468	6,473	517
- 中央政府および中央銀行	197	16	229	18
- 金融機関	5,281	422	5,588	447
- 事業法人	374	30	656	52
IRB基礎的手法	7,225	578	8,855	708
- 事業法人	7,225	578	8,855	708
標準的手法	1,998	160	1,874	151
- 中央政府および中央銀行	41	3	19	2
- 金融機関	1,850	148	1,655	133
- 事業法人	107	9	200	16
CVA先進的	1,156	92	1,159	93
CVA標準的	396	32	519	42
CCP標準的	370	30	464	37
合計	16,997	1,360	19,344	1,548
商品別				
- デリバティブ(店頭デリバティブおよび 市場デリバティブ)	10,833	867	12,524	1,002
- SFT	3,843	307	4,057	325
- その他 ¹	532	43	780	62
- CVA先進的	1,156	92	1,159	93
- CVA標準的	396	32	519	42
- CCPデフォルト・ファンド ²	237	19	305	24
合計	16,997	1,360	19,344	1,548

1 規制上の自己資本から控除されないフリー・デリバリーを含む。

2 デフォルト・ファンド拠出金は、全参加者がCCPに対して提供する現金残高をいう。

標準的手法に基づく市場リスク (MR 1)

	2021年 6 月30日現在		2020年12月31日現在	
	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド
アウトライト商品				
1 金利リスク (一般および特定)	233	19	294	24
2 エクイティ・リスク (一般および特定)	103	8	49	4
3 外国為替リスク	623	50	574	46
4 コモディティ・リスク	67	5	62	5
オプション				
6 デルタ・プラス法	48	4	83	6
8 証券化	555	44	797	64
9 合計	1,629	130	1,859	149

IMAに基づく市場リスク (MR 2 -A)

	2021年 6 月30日現在		2020年12月31日現在	
	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド	リスク 加重資産 百万ポンド	所要自己 資本 百万ポンド
1 VaR (aおよびbのうち、高い方の値)	2,878	230	3,835	307
(a) 前日のVaR		139		63
(b) 日次平均VaR ¹		230		307
2 ストレス下のVaR (aおよびbのうち、高い方の値)	3,747	300	5,785	463
(a) 最新SVaR		136		74

(b) 平均SVaR ¹		300		463
追加的リスクに係る自己資本賦課 (aおよびbのうち、高い方の値)	990	79	2,154	172
(a) 最新IRC値		79		172
(b) 平均IRC値 ¹		79		172
5 その他	861	69	956	76
6 合計	8,476	678	12,730	1,018

¹ VaRの平均値は、60営業日単位で計算される。SVaRおよびIRCの平均値は、12週間単位で計算される。

レバレッジ

レバレッジ比率共通開示 (LRCom)

参照*	2021年6月 30日現在 百万ポンド	2020年12月 31日現在 百万ポンド
オンバランスシート・エクスポージャー(デリバティブおよびSFTを除く。)		
1 オンバランスシート項目 (デリバティブ、SFTおよび受託資産を除くが、担保を含む。)	381,445	379,994
2 (Tier 1 資本の決定において控除される資産の額)	(718)	(603)
3 オンバランスシート・エクスポージャー合計(デリバティブ、SFTおよび受託資産を除く。)	380,727	379,391
デリバティブ・エクスポージャー		
4 すべてのデリバティブ取引に関連する再構築コスト (すなわち、適格現金変動証拠金控除後)	32,327	45,347
5 すべてのデリバティブ取引に関連するポテンシャル・フューチャー・ エクスポージャー(PFE)に係るアドオン額(時価評価手法)	73,728	75,434
6 デリバティブに差し入れられた担保のグロス・アップ (IFRSに従いバランスシートの資産から控除される場合)	6,047	10,622
7 (デリバティブ取引において差し入れられた現金変動証拠金に関する債権の 控除)	(28,441)	(42,471)
8 (顧客清算取引エクスポージャーから除外されるセントラル・ カウンターパーティ(以下「CCP」という。)レグ)	(35,203)	(43,884)
9 売却したクレジット・デリバティブの実質想定元本額(調整後)	73,825	95,483
10 (売却したクレジット・デリバティブに係る実質想定元本(調整後)の相殺 およびアドオン控除)	(71,026)	(91,107)
11 デリバティブ・エクスポージャー合計	51,257	49,424
証券金融取引エクスポージャー		
12 グロスのSFT資産(売却会計処理調整後)(ネットtingは認識しない。)	177,001	187,608
13 (グルスのSFT資産の現金債務および現金債権のネットting額)	(108,179)	(106,479)
14 SFT資産に係るカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー	5,286	5,815
16 証券金融取引エクスポージャー合計	74,108	86,944
その他のオフバランスシート・エクスポージャー		
17 オフバランスシート・エクスポージャーのグルスの想定元本額	127,083	126,409
18 (信用相当額への換算のための調整)	(72,675)	(76,789)
19 オフバランスシート・エクスポージャー合計	54,408	49,620
除外エクスポージャー		
EU-19a (グループ内エクスポージャーの除外(単体ベース))	(236)	(330)
資本およびエクスポージャー合計		
20 Tier 1 資本 ¹	21,526	21,732
21 レバレッジ比率エクスポージャー合計	560,264	565,049
22 レバレッジ比率(%)¹	3.8	3.8
EU-23 資本測定の実質に依る移行措置の選択	段階的適用完了	段階的適用完了

* EBAテンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

¹ レバレッジ比率は、自己資本に係るCRR のエンド・ポイント・ベースで算出されている。

レバレッジ比率は、非リスク・ベースの所要自己資本を補完するために、非リスク・ベースの上限としてバーゼル の枠組みに導入された。その目的は、銀行セクターにおける過度なレバレッジの蓄積を抑制し、モデル・リスクおよび経営陣の過誤に対する追加の保護手段を導入することである。レバレッジ比率は、報告および開示の目的で欧州において導入されてきたが、現段階では拘束力のある要件とはなっていない。PRAのレバレッジ比率要件は、英国における連結の最高レベルで適用される。HSBCグループの場合、同要件は、HSBCグループ・レベルで適用されており、当行レベルでは適用されていない。

現在、拘束力のないレバレッジ比率要件は、当行グループに適用されていないものの、過度なレバレッジとなるリスクは、HSBCグループのグローバル・リスク選好の枠組みの一部として管理されており、当行グループのリスク選好ステートメント（以下「RAS」という。）におけるレバレッジ比率指標を用いて監視されている。

RASには、HSBCグループがその戦略的事業目的を達成するために、事業活動において容認するリスクの総レベルおよび種類が定められている。RSAは、過度なリスクを適切に特定、評価および軽減するために、実際の業績と各指標に割り当てられたリスク選好度およびリスク許容度の基準値の比較が記載されたリスク選好プロファイル報告書を通じて監視されている。リスク選好プロファイル報告書は、リスク管理会議（以下「RMM」という。）に月次で提出されている。

当行の場合、レバレッジ・エクスポージャー測定値も計算され、資産・負債・資本管理委員会に月次で提出されている。

自己資本要求規則に従い計算された当行グループのレバレッジ比率は、2021年6月30日現在で3.8%であり、2020年12月31日現在と同水準であった。

以下の表には、IFRSに基づき公表された当行グループの貸借対照表上の資産合計およびレバレッジ・エクスポージャー合計の調整の他、デリバティブ、証券金融取引(SFT)および適用除外のエクスポージャー以外の資産の種類別オンバランスシート・エクスポージャーの明細が記載されている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーに係る調整の概要（LRSum）

参照*	2021年6月 30日現在 百万ポンド	2020年12月 31日現在 百万ポンド
1 公表された財務諸表上の資産合計	623,963	681,150
下記に係る調整：		
2 - 会計上連結されるが規制上の連結対象外である事業体	(25,133)	(24,641)
4 - デリバティブ金融商品	(88,498)	(151,753)
5 - 証券金融取引(以下「SFT」という。)	4,777	7,030
- オフバランスシート項目		
6 (即ち、オフバランスシート・エクスポージャー額の信用リスク相当額への換算)	54,408	49,620
- レバレッジ比率エクスポージャー測定値から除外されたグループ内		
EU-6a エクスポージャー	(236)	(330)
7 - その他の調整	(9,017)	3,973
8 レバレッジ比率エクスポージャー合計	560,264	565,049

* EBAテンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

レバレッジ比率 - オンバランスシート・エクスポージャーの分割（デリバティブ、SFTおよび除外エクスポージャーを除く。）(LRSpl)

参照*	2021年6月 30日現在 百万ポンド	2020年12月 31日現在 百万ポンド
EU-1 オンバランスシート・エクスポージャー（デリバティブ、SFTおよび除外エクスポージャーを除く。）	353,004	337,523
EU-2 - トレーディング勘定エクスポージャー	79,198	74,249
EU-3 - 銀行勘定エクスポージャー	273,806	263,274
「銀行勘定エクスポージャー」は、以下から構成される：		

EU-5	ソブリンとして取り扱われるエクスポージャー	148,749	132,819
EU-7	金融機関	10,145	11,384
EU-8	不動産上の抵当権により担保されるもの	23,350	24,056
EU-9	リテール・エクスポージャー	3,746	4,118
EU-10	企業	61,245	67,272
EU-11	デフォルトしているエクスポージャー	1,621	1,963
EU-12	その他のエクスポージャー（例：株式、証券化および債権以外のその他の資産）	24,950	21,662

* EBAテンプレートに規定される項目のうち、適用があり、かつ数値の存在するものを示している。

規制上の貸借対照表

規制上のグループの構造

保険業務に従事する子会社の資産、負債および買収後準備金は、規制上の連結から除外される。当行グループのかかる保険子会社への投資は、原価で認識され、基準値を条件として、CET 1 資本から控除される。

規制上の連結においては、重大なリスクが第三者に移転される場合、特別目的事業体（以下「SPE」という。）も除外される

かかるSPEに対するエクスポージャーは規制上、証券化ポジションとしてリスク加重される。銀行関連会社の参加持分は規制上、PRAのEU法適用に従い当行グループ分の資産、負債、損益およびRWAを含めることで、割合に応じて連結される。非参加型の重要な投資は、基準値を条件として、資本から除外される。

貸借対照表に係る調整 - 財務会計上の連結範囲と規制上の連結範囲との比較

参照†	保険事業体 / その			規制上の 貸借対照表 百万ポンド
	会計上の 貸借対照表 百万ポンド	他事業体の 連結除外 百万ポンド	関連会社である 銀行の連結 百万ポンド	
資産				
現金および中央銀行預け金	108,056	-	15	108,071
他行から回収中の項目	638	-	-	638
トレーディング資産	95,913	-	-	95,913
公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産	17,616	(13,495)	561	4,682
- うち、規制上の連結範囲外のグループ内金融機関が発行したTier 2として適格な負債証券	-	403	-	403
デリバティブ	139,772	(17)	-	139,755
銀行に対する貸付金	10,999	(541)	-	10,458
顧客に対する貸付金	93,210	(415)	-	92,795
- うち、IRB手法のポートフォリオに関する予想信用損失	(1,053)	-	-	(1,053)
売戻契約 - 非トレーディング目的	53,032	-	-	53,032
金融投資	44,753	(9,725)	-	35,028
保険事業体およびその他事業体への出資	-	604	-	604
前払金、未収収益およびその他資産	57,228	(936)	42	56,334
- うち、退職給付資産	42	-	-	42
当期税金資産	440	2	-	442
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分	653	-	(616)	37
のれんおよび無形資産	901	(783)	-	118
繰延税金資産	752	170	1	923
2021年6月30日現在の資産合計	623,963	(25,136)	3	598,830
負債および資本				
負債				
銀行からの預金	40,427	-	-	40,427

顧客からの預金		200,649	302	-	200,951
買戻契約 - 非トレーディング目的		29,440	-	-	29,440
他行へ送金中の項目		339	-	-	339
トレーディング負債		48,179	-	-	48,179
公正価値評価の指定を受けた金融負債		37,478	245	-	37,723
- うち、Tier 2 資本に算入	<i>o, i</i>	2,286	-	-	2,286
デリバティブ		138,366	-	-	138,366
- うち、負債評価調整	<i>i</i>	22	-	-	22
発行済負債証券		13,980	(1,155)	-	12,825
未払費用、繰延収益およびその他負債		55,278	(1,251)	3	54,030
当期末払税金		216	(14)	-	202
保険契約に基づく負債		22,332	(22,332)	-	-
引当金		705	(3)	-	702
- うち、IRB手法のポートフォリオに係る信用関連の 偶発債務および契約債務	<i>h</i>	109	-	-	109
繰延税金負債		18	(13)	-	5
劣後債務		12,670	-	-	12,670
- うち、 Tier 1 資本に算入	<i>m</i>	700	-	-	700
Tier 2 資本に算入	<i>o, p, q, r</i>	11,970	-	-	11,970
2021年 6 月30日現在の負債合計		600,077	(24,221)	3	575,859
資本					
払込済株式資本	<i>a</i>	797	-	-	797
その他資本性金融商品	<i>l</i>	3,722	-	-	3,722
その他準備金	<i>c, g</i>	(5,291)	13	-	(5,278)
利益剰余金	<i>b, c</i>	24,491	(918)	-	23,573
株主資本合計		23,719	(905)	-	22,814
非支配持分	<i>d, n</i>	167	(10)	-	157
2021年 6 月30日現在の資本合計		23,886	(915)	-	22,971
2021年 6 月30日現在の負債および資本合計		623,963	(25,136)	3	598,830

† 参照(a)から(s)は、上記の規制上の自己資本の計算に用いる貸借対照表構成項目を指す。

上記を除き、当該半期中において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に重大な変更はなかった。

2【事業等のリスク】

本項に含まれている将来に関する記述は、2021年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

リスクの概要

当行グループは継続的にリスクを監視し、特定している。リスク要因およびストレス・テスト・プログラムの結果に関する情報に基づくこのプロセスにより、一定の金融および非金融の銀行業務リスクが分類されることとなる。これらのリスクの評価が変更された場合、当行グループの事業戦略はもとより、潜在的にはそのリスク選好が調整されることもある。当行グループが管理するリスクには、信用リスク、トレジャリー・リスク、市場リスク、レジリエンス・リスク、規制コンプライアンス・リスク、金融犯罪・詐欺リスクおよびモデル・リスクが含まれる。当行グループはまた、保険リスクも管理している。

これら銀行業務リスクに加えて、当行グループは、財務成績またはレピュテーションをはじめ、長期ビジネス・モデルの持続性に重大な影響を与え得るトップリスクおよび新興リスクを特定している。

リスク	軽減措置
外的要因	
新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの大流行以来、当行グループは、かかる大流行が当行グループの顧客および事業をはじめ、当行グループが事業を展開している経済国に及ぼす金融面および業務面等の影響を軽減するために、規制当局、政府および顧客と連携してきた。当行グループは、新型コロナウイルスの大流行に対応するため、各国政府が課した制限のもと、当行グループの業務を効果的に管理するための事業継続計画を引き続き発動し、在宅勤務している従業員が制限の解除に伴い、政府の勧告に従って職場勤務を再開できるようにする措置等、新型コロナウイルスの大流行の間に従業員が安全かつ柔軟に勤務できるようにするための措置を講じた。
英国の欧州連合（EU）離脱	英国およびEU間の新たな貿易関係は、2021年1月1日付で施行された貿易・協力協定に定められている。同協定においては、金融サービスが限定的に取り扱われているため、英国のEU離脱に関する当行グループの計画に変更はなかった。英国・EU間共同金融規制フォーラムの設立を通じて金融サービスの自主規制協力の枠組みの構築するための英国およびEU間の二者間協議も技術レベルで終了した。同フォーラムは、英国およびEUが将来的な同等性の決定をはじめとする金融サービス関連の問題について協議できるようにするための場を提供することとなるであろう。当行グループは、貿易・協力協定、または特に最も影響を受けた産業セクターの金融サービスに関する将来の規制協力案により発生し得るリスクを管理するために、規制当局、政府および顧客と今後も協働していく。

地政学的リスク	▶	当行グループは、進化する地政学情勢による新興リスクを引き続き注意深く監視し、当行グループのポートフォリオに及ぼし得る影響の評価に基づき相応の統制および統制を採用している。英国およびEU間の関係は、2020年末の貿易・協力協定への合意にもかかわらず、英国のEU離脱を受けて修復に時間を要すると見られる。2021年上半期中の景気回復および当行グループのポートフォリオにおける信用ストレスの一部減少がみられるものの、当行グループは、新型コロナウイルスの大流行により財政難に陥ったセクターおよび顧客を特定するために厳格な監視活動を続けている。
サイバー攻撃の脅威およびシステムへの不正アクセス	▶	当行グループは、サイバー攻撃からの防御を強化することにより当行グループおよび顧客を守っており、これは、当行グループが事業上の優先事項を安全に実行し、顧客情報を安全に保管することに寄与している。当行グループは、サイバー・セキュリティに対して深層的な手法による防御を採用しており、特に脆弱性管理、マルウェア防御、不正アクセスに対する保護および第三者リスクを中心に、絶えることなく、ますます高度化するサイバー攻撃の脅威の影響を防止、検知および軽減するために引き続き統制に焦点を当てている。 当行グループは、広範囲にわたるリモートワークおよびオンラインの設備への継続的依存を注意深く監視している。
規制当局による企業行動の重視	▶	当行グループは、規制を効果的にかつ適時に解釈および実施できるよう、規制の動向を注意深く監視している。当行グループはまた、規制当局、政策立案者および基準設定者とも連携し、新規の規制要件の設定を支援している。 現在、規制コンプライアンス上の課題を牽引しているテーマには、顧客保護、顧客脆弱性、デジタル・サービスおよびイノベーションの影響、ならびに特に気候リスクに焦点を当てた環境・社会・ガバナンス（ESG）の問題が含まれている。
金融犯罪・詐欺リスク	▶	当行グループは、新型コロナウイルスの大流行が続く中でも顧客および企業の支援を継続しつつ、当行グループの金融犯罪統制を向上させた。当行グループはまた、審査および監視の統制に対する投資も続けた。
市場非流動性およびボラティリティ	▶	新型コロナウイルスの大流行により、世界市場では激しいボラティリティが発生した。かかる状況下で当行グループは、リスクを注意深く監視し、非流動性および集中リスクについて定期的に英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）に報告している。
銀行間取引金利（IBOR）からの移行	▲	当行グループは、廃止への道をたどるIBORに連動する既存契約について、それらすべてを要求される期間内に更改するため、サポート・プロセスおよびシステムの提供とともに、代替的なリスク・フリー・レート参照商品の提供の完了に、引き続き焦点を当てている。市場での準備が遅れていることから、当行グループは、既存契約の更改が2021年下半期に集中するリスクの高まりにも備えている。

気候関連リスク	当行グループは、気候関連リスクの特定、監視および管理を引き続き強化している。HSBCグループの気候問題に対する抱負の発表を受け、当行グループは、事業計画を策定の上、それを実行に移す能力を開発しており、HSBCグループの専門の気候リスク・プログラムにも参加している。2020年中に策定された当行グループの気候リスク管理の枠組みおよび方法は、2021年中にさらに成熟化するとみられ、当行グループは、リスク選好および主要指標をさらに開発していく。当行グループはまた、イングランド銀行の隔年気候調査シナリオに備えてシナリオ分析力も強化している。
内部要因	
人的リスク	当行グループは、発表した成長戦略に必要な従業員の数および能力の監視を継続している。当行グループは、従業員が新型コロナウイルスの大流行中でも安全に勤務し、政府の制限が緩和された場合に従業員が再び職場で勤務できるようにするための措置を講じてきた。当行グループはまた、過剰従業員を慎重に管理しつつも、影響を受ける従業員を支援できるよう、事業の変革により発生し得る人的リスクを監視している。
ITシステム・インフラストラクチャーおよびレジリエンス	当行グループは、サービスの混乱を最小限に抑えて、顧客体験を向上させるため、行内およびクラウド上の双方におけるITシステムおよびネットワーク復旧力の監視および向上を継続している。事業戦略を支援するため、当行グループは、徹底した管理を強化し、統制およびシステム監視能力を構築および配備した。当行グループは、技術的財産の複雑性の軽減および単一の戦略的プラットフォームへの中核的な銀行システムの統合を引き続き追求している。
執行リスク	当行グループは、2021年において戦略的変革プログラムおよび規制上の成果・是正プログラムの双方で高まる実行需要に応えるための能力および資源を含め、変更執行リスクを監視および管理している。当行グループの変革プログラムでは、2022年末を期限とする事業再編およびコスト削減に対するコミットメントを実行するために動員されたすべての取組みを引き続き監視している。同プログラムにおける多数の取組みは、従業員にも影響を及ぼすものであり、テクノロジー投資の増額によって支えられている。当行グループは、2021年上半期中に導入された新たなHSBCグループの変更の枠組みに沿って、持続可能な変更を効率的かつ安全に実行するために変更管理の実務強化に努めている。
モデル・リスク	当行グループは、モデルの監視を引き続き強化している。新たなモデル・リスクの方針は、モデルの監視および使用に対する統制の更新を含め、定着しつつある。当行グループは、モデルの使用に固有のリスクに焦点を当てた新たなモデル・リスク選好度の指標を導入した。当行グループは、進化する規制要件を反映させるために資本モデルを再構築している。加えて、LIBORの廃止による新たな代替措置への変更の影響を受けるモデルも、再構築中である。当行グループはまた、不確実な外部環境がモデルの結果に及ぼし得る影響を踏まえて、サーベインス・オクスレー法に基づくプロセスを用いたモデルのガバナンスおよび監督を強化してきた。

データ管理	当行グループは、データ・ガバナンス、データの使用、データの整合性、データ・プライバシーおよび情報ライフサイクル管理に焦点を当て、データ関連リスクの統制環境の改善を継続している。2021年上半期には、保護、接続およびロック解除という3つの柱に沿ってデータ戦略を刷新した。当行グループのデータ・アンド・アーキテクチャー室は、新たな戦略を定着させ、データ管理を強化する作業プログラムを策定した。
第三者リスク管理	新型コロナウイルスの大流行が当行グループに対するサービス提供に及ぼす影響は、注意深く監視されており、事業部門および機能部門は、必要な場合に適切な対策を講じている。当行グループは、契約が第三者リスクに関する方針および必要な基準を遵守しているよう、第三者リスク管理プログラムを引き続き強化した。

▲ 2021年に高まったリスク

▶ 2020年12月31日現在と同水準に留まったリスク

リスク管理

当行グループは、当行グループのカルチャーおよび価値観に基づいた、組織全体およびあらゆる種類のリスクを対象とした包括的なリスク管理方法を用いることを目指している。これは、金融リスクまたは非金融リスクの別を問わず、重大なリスクの管理で当行グループが採用している主要な原則および実務を含め、当行グループのリスク管理の枠組みに定められている。

新型コロナウイルスの大流行により発生した先例のない世界的な経済事象により、銀行は、2021年上半期中も社会および顧客を支援する役割を引き続き果たした。当行グループの顧客の事業モデルおよび収益の多くが世界的な景気後退の影響を受け、顧客は、政府および銀行双方から莫大な支援を受ける必要があった。

パンデミックが続く中、当行グループは、顧客の支援を続けながら、業務プロセスを適応させてきた。当行グループの従業員、プロセスおよびシステムが必要な変化に対応したことで、当行グループは高水準のサービスを維持してきた。

新型コロナウイルスの大流行により発生したさらなる課題を克服すべく、当行グループは、追加的なツールおよび実務で既存のリスク管理方法を補完してきたが、これは現在も継続している。当行グループは、早期警戒指標および健全かつ積極的なリスク選好度管理等の対策、そして取締役会およびその他の主要な利害関係者との間の定期的なコミュニケーションを確保することにより、経営陣の決定の情報原として使用されるデータの質および適時性にさらに焦点を当てた。

当行グループのリスク選好度

当行グループのリスク選好度は、望ましい将来のリスク・プロファイルを定め、戦略的な財務計画プロセスに関する情報を提供するものである。これは、計画された事業活動については、許容可能なリスク水準内に留めるようにしながらも、想定されたリスクに対して適切な収益バランスを保てるよう、戦略的な意思決定を導く客観的な基盤を提供している。

リスク選好度は、上級経営陣が非金融リスクに対するエクスポージャーを監視しながら、成長資金を調達するための資本、資金および流動性を最適に配分できるよう支援している。

2021年上半期において当行グループは、新型コロナウイルスの大流行を背景に顧客および戦略目標の支援を継続できるよう、2020年に実施した機能強化に基づき前進を続けた。資本および流動性は、ストレス・テストにより情報提供される将来に関する記述とともに、今後も当行グループのリスク選好の枠組みの中心であ

る。当行グループはまた、企業との連携、気候リスクに関する会話の奨励、および気候リスク選好の事業計画への組み込みの開始を目指しており、気候リスク選好度の設定を継続している。

2021年上半期における主な展開

当行グループは、2021年上半期中の新型コロナウイルスの大流行およびそれによる当行グループの顧客および業務への影響によって発生したリスクに加え、本項に記載するその他の主要なリスクを引き続き積極的に管理した。さらに当行グループは、以下の分野においてリスク管理を強化した。

- ・ 当行グループは、リスク選好の枠組みの明確な表現を簡素化したことで、リスク選好と戦略的計画および再建計画のプロセスとの関連性がさらに明確化された。
- ・ 当行グループは、非金融リスクの徹底的な特定および管理を向上させるため、より効果的な監視ツールおよび手法を導入することにより、非金融リスク管理方法を引き続き簡素化した。
- ・ 当行グループは、ポートフォリオの監視および分析、信用リスク、取引可能リスクおよびトレジャリー・リスクの管理、ならびに金融リスクの管理のために用いるモデルを強化するための取組みを含め、事業部門およびリスク機能部門全体で金融リスク管理方法の変革を加速した。
- ・ 当行グループは、明確に定義した役割および責任を通じて、ならびにデータおよび管理に関する情報の報告能力を向上させることにより、ポートフォリオ・リスクおよび集中リスクの管理方法を引き続き強化した。
- ・ 当行グループは、気候リスク管理能力の開発を継続した。当行グループの気候リスク・プログラムには、ガバナンスおよびリスク選好、リスク管理、ストレス・テストならびに開示という4つの主要な柱で気候リスクに対するアプローチが定められる予定である。当行グループは、量的気候リスク指標でリスク選好ステートメントを強化した。
- ・ 当行グループは、金融犯罪抑制の効果を引き続き向上させた。当行グループは、金融犯罪に関する方針が引き続き最新の内容となるように、金融犯罪に関する方針を刷新し、変化しながら新たに発生するリスクに対応しつつ、規制上の義務を履行した。
- ・ 当行グループは、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第9号モデルおよびサーベインス・オクスレー法に基づく統制のために、モデル調整および関連プロセスのガバナンスおよび監視を強化した。

トップリスクおよび新興リスク

当行グループは、当行グループの財務成績またはレピュテーションのみならず、当行グループの長期的な事業モデルの持続可能性にも重大な悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事象または一連の状況を特定および監視しつつ、可能な場合は測定および軽減することに努めている。銀行業務リスクを増大させるこうした事象は、ともにトップリスクおよび新興リスクとして把握されている。当行グループは、かかるリスクが当行グループに及ぼす現在の影響を反映するために、既存のトップリスクおよび新興リスクの評価に多数の変更を加えるとともに、適切な焦点を確保すべく、リスクの定義の範囲も変更した。

特別な関心分野

新型コロナウイルスに関連するリスク

新型コロナウイルスの大流行およびそれが世界経済に及ぼす影響は、当行グループの顧客および業績に影響を及ぼしてきた。その大流行により各国政府は、公衆衛生を守り、地方経済および人々の生活を支援するため、これまでにない水準の対応を強いられた。これは、多様な時期および規模で各地域に影響を及ぼした。これに対応するための各国政府の様々な対策支援策および制限は、事態が急激に変化し、運用上の要請も著しく高まったことで、さらなる課題に直面してきた。各国および各地域が新型コロナウイルス発生前の経済

活動に回復できるスピードは、提供される政府支援が継続される範囲、感染率およびワクチン開始能力により異なるであろう。新種の変異ウイルスの大流行に伴い2021年上半期にインドでみられたように、新たな大流行は、引き続き新型コロナウイルスの脅威にさらされていることを示すものであり、先般の制限解除後も政府が再び制限を強化する可能性もある。

新型コロナウイルスの拡大を食い止めるために全世界で各国政府が課した制限により、2020年には欧州諸国を含め世界の経済活動が急激に縮小した。減損計算に用いるHSBCグループの中心シナリオでは、経済活動が2021年中に回復すると仮定している。同シナリオ上、回復を支えているのは、当行グループにとって主要な市場においてワクチン接種プログラムの開始成功に加え、ウイルスを封じ込めるための非薬理的な各種対策の実施である。しかしながら、現在の環境では、経済予測に関連する不確実性は依然として高い。不確実性の程度は、パンデミックの行方、関連政策による対応および2021年1月1日付で施行された英国・EU間貿易・協力協定の継続的影響といった各国に固有の動向のため、当行グループの主要市場によって異なる。

特にワクチン接種率の低い国では、経済活動が再び落ち込むという重大なリスクもある。新型コロナウイルスの大流行による経済的悪影響は、すでに社会不安にさらされている市場において不平等を拡大するおそれもある。社会がパンデミック前の水準の社会的交流を取り戻すまでには時間がかかるとみられ、これは、社会における生活水準の不平等の拡大により、中期的に大部分の市場が混乱し続けることを意味する。これにより各国の政府および中央銀行は、おそらく2020年中および2021年上半期中にみられた場合よりも的を絞った形で財政・金融刺激策を維持または増加させるための負担を強いられることとなる。新型コロナウイルス拡大の初期段階における急落後、金融市場は持ち直したものの、依然として乱高下が続いている。世界の経済成長への長期的影響によっては、金融資産価格がさらに急落するおそれもある。

主要経済国の政府および中央銀行は、自国民を支援するため大規模な対策を講じてきた。先進国市場の中央銀行は、相当な期間にわたり、かつてない低金利を維持し、政府の債務も大部分の先進経済国で増加し、中期的にも高止まりになるとみられる。これにより中央銀行は、債務弁済費用を抑えつつ、インフレの急騰を防止するという、相反する目標に直面することとなり、最終的にはジレンマに陥る可能性がある。

当行グループは、新型コロナウイルスの大流行が続く中で講じられた各市場に固有の措置を通じて、新型コロナウイルスの大流行の影響を最も受けた経済の一部に焦点を当てた国家政府制度により、個人顧客および法人顧客の支援を継続した。当行グループの顧客救済プログラムの詳細については、以下を参照のこと。

政府の支援策の早急な導入およびそれらの性質の違いに加え、顧客の期待により、当行グループにとっては、企業行動に対する複雑な配慮を含め、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクおよび詐欺リスクが高まっている。これらのリスクは、こうした政府支援策が解除された場合にさらに高まる可能性もある。当行グループは、下さなければならなかった実施の決定により発生し得るコンダクト・リスクとともに、新型コロナウイルスの大流行の影響により顧客が財政難に陥った場合に発生し得るリスクの回避および軽減に焦点を当てている。

小売、サービス業および商業不動産等、当行グループの主要市場の経済で最も影響を受けたセクターにおいてパンデミックが企業の長期見通しに及ぼす影響は依然として不透明であり、ECL推定値では完全に捕捉できない著しい信用損失が特定のエクスポージャーに発生する可能性がある。加えて、ストレス時には詐欺行為が横行することもしばしばあり、信用損失または営業損失が大幅に増加する公算が大きい。

景況が回復するにつれ、IFRS第9号モデルの出力値が貸倒損失を過小予測し易い傾向にあるというリスクもある。モデルの出力値および経営陣による調整は、注意深く監視され、財務成績に含める前に信頼性および適切性について独立して検証されている。当行グループはまた、資本水準の計算に用いる、事業上の決定の基盤となるモデルの再構築を進めている。かかるモデルには、内部格付手法（以下「IRB」という。）の改良、IBORからの移行およびトレーディング勘定の抜本的見直しに関連する規制上の要件の新規適用および改正に対応するための信用リスクおよび取引可能リスクのモデルが含まれる。

当行グループが依拠する業務支援機能部門は、世界中の多数の国に拠点を置いているが、その一部、特にインドは、新型コロナウイルスの大流行の影響を特に受けており、最近では感染率も著しく上昇した。新型コロナウイルスの大流行の結果、事業継続策が実施され、サービス水準契約の大部分は当行グループが事業を

展開する地域で維持されてきた。当行グループは、新型コロナウイルスの感染水準に最も高い国を中心に、引き続き状況を注意深く監視している。

継続する景気回復にもかかわらず、今後の大流行により政府が再び制限またはさらなるロックダウンを実施する可能性の有無を含め、新型コロナウイルス大流行の継続期間および影響の評価には、著しい不確実性が残っている。

経済活動が長期にわたりパンデミック前の水準を下回ったままとなるおそれもある。当行グループは、引き続き状況を注意深く監視しているが、大流行の異例性および長期性から追加の軽減措置が必要となる可能性もある。

IBORからの移行

銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）は、何百兆米ドルもの各種金融取引の金利を設定するために用いられるものであり、評価目的、リスク測定およびパフォーマンス指標設定に広く使用されてきた。

FCAは2017年7月に、2021年より後はパネル銀行に対してロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）を提示するよう説得または要求しないと発表した。加えて、金利指標の正確性、頑健性および健全性を確保するための2016年EUベンチマーク規制により、他の規制当局は、ユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」という。）も含め、自国の金利指標を再評価せざるを得なくなった。さらに英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）およびLIBOR運営機関であるアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（以下「IBA」という。）は2021年3月5日に、主要なLIBOR通貨金利指標のテナー35のうち、26の公表を2021年末で停止すると発表した。

加えて、FCAおよびIBAは、最も広く使用されている米ドル建てLIBORの公表を2023年6月30日まで延長すること、および「シンセティック」な計算法に基づく3つの英ポンド建てLIBOR設定を継続するための協議を行うことを確認した。その結果、当行グループの移行プログラムでは、リスク・フリー・レート（以下「RFR」という。）および代替レートを参照する商品を提供する取組みを継続し、現在、2021年末に廃止されるIBORを参照する契約を顧客に積極的に更改させることに焦点を当てている。

代替レートおよびRFRを参照する商品の提供

2020年および2021年上半期において、グローバル事業部門はいずれも、大部分のRFR参照商品のためのシステム機能、モデリング機能および運用機能に加え、代替レートも開発および導入したが、2021年下半期に完了が必要な非標準の商品は限定的である。当行グループでは商品の準備が整い、市場流動性も高まったことで、すべての金利指標についてRFRおよび代替レートを参照する商品で新たに取引を行うことが可能となった。これとともにIBOR参照商品の取引高を減少させるための市場の取組みは、2021年後に満期を迎えるIBORエクスポージャーの継続的減少に寄与した。

ただし、最も広く使用されている米ドル建てLIBORの公表が延長されたことで、担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）の市場活動は、鈍化を続けている。当行グループは現在、長期SOFRに対する業界のその他の動向を監視しており、SOFRデリバティブ市場における取引高を増加させるための市場の取組みを支援している。当行グループはまた、顧客のために米ドル建てLIBORからの移行を支援するために、引き続き追加商品を開発している。

既存契約の更改

2021年に廃止される金利指標について、当行グループは、RFRに関するワーキング・グループのガイドラインに沿って可能な範囲で、2021年9月30日までに有効なIBOR参照既存契約のすべてを更改する計画である。ただし、かかる目標の達成に当たり、当行グループは、現在も顧客の判断および市場に委ねている。当行グループは、商品の準備具合および顧客の優先度に基づき計画的に顧客に接触しており、当行グループの更改の進捗状況は、内部目標を用いて追跡している。顧客との交渉の優先順位を付ける際、当行グループは、2021年1月に施行された国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の Protokolにおけるデリバティブのフォールバック条項に対する顧客の批准状況および既存のローン契約における契約上のフォールバック条項も考慮した。顧客と更改について協議した後、当行グループは、顧客の更改時期に関す

る判断および用意の程度に従うこととしている。当行グループは、2021年下半期に行う必要のある作業を適切に計画するため、顧客の判断を追跡している。ただし、新型コロナウイルスによる顧客および市場への影響が続いていることから、すべての顧客にIBOR参照契約を更改する実務的な用意がある訳ではない可能性もある。このため、更改作業が2021年下半期に集中し、2021年9月30日の目標日を超過して更改が遅延する可能性もある。これにより、オペレーショナル・リスク、規制コンプライアンス・リスク、法務リスクおよびレジリエンス・リスクが高まるおそれもある。

2021年末が近づくとつれ更改が集中することで、オペレーショナル・リスクが高まる可能性がある一方、契約の変更および再締結にかかる作業は、これに従い管理されることとなる。加えて、当行グループは、すべての契約を円滑に更改するため、立法上の解決に頼らざるを得なくなる可能性もある。FCAおよび英国財務省は、シンセティックLIBORの使用の可能性も含め、「タフレガシー契約（金利指標の変更が困難な既存契約）」となると仮定したシナリオを管理する最善の方法について業界との協議を続けている。適切な契約継続条項も、こうした解決を成功させる上で重要となる。

更改に向けた取組みの結果、当行グループは、2021年より後に満期を迎えるIBORおよびEONIAを参照するデリバティブ、ローンおよび債券のエクスポージャーを引き続き減少させている。

デリバティブ・エクスポージャーについては、第1四半期における英国ポンド建てLIBOR参照のリニア・デリバティブの新規発行中止の目標達成期限後、当行グループは、リスク管理を目的とした英国ポンド建てLIBOR参照のリニア・デリバティブの取引に限定している。これによりLIBORエクスポージャーは減少し、英国ポンド翌日物平均金利（以下「SONIA」という。）を参照した取引の取引高は増加している。英国ポンド建て非リニア・デリバティブの発行中止の第2四半期における業界目標達成期限は遵守されており、これによりさらにエクスポージャーが減少すると見込まれる。

当行グループのローン勘定については、2021年に廃止されるIBOR参照ローン契約のうち、借換えが必要なものは、RFRまたは代替レート参照で提供されている。当行グループは、LIBOR参照ローンの新規発行中止の目標達成期限を遵守しており、該当するIBOR中止日前に、適切な代替レートまたは代替りのRFRを参照する商品に移行させるために引き続き顧客を支援し、顧客と交渉していく。シンジケート・ローンの場合、当行グループは、必要に応じてエージェントおよび参加者らと積極的に交渉しているが、更改できるかはシンジケートの全参加者次第である。

IBOR改革の影響を受ける金融商品

	代替指標に未移行の金融商品（主要指標別）			
	米ドル建て LIBOR 百万ポンド	ポンド建て LIBOR 百万ポンド	EONIA 百万ポンド	その他 ¹ 百万ポンド
2021年6月30日現在				
非デリバティブ金融資産 ²	7,615	5,931	200	82
非デリバティブ金融負債 ²	1,375	1,384	8	-
デリバティブ想定契約額	1,326,274	874,975	210,130	118,972
2020年12月31日現在				
非デリバティブ金融資産 ²	10,012	5,762	1	184
非デリバティブ金融負債 ²	1,933	1,410	3	1
デリバティブ想定契約額	1,700,582	868,313	196,515	134,693

¹ 代替指標に未移行のその他の主要な指標金利（ユーロ建てLIBOR、円建てLIBOR、スイス・フラン建てLIBOR、銀行間貸付スワップ金利およびTHBFIX）を参照する金融商品で構成される。

² 総帳簿価額には、予想信用損失引当金が含まれていない。

上記表の数値は、当行グループが英国、フランスおよびドイツをはじめとする国においてIBOR改革の影響を受ける重大なエクスポージャーを有する当行グループの主要グループ会社に関連するものである。数値は、

置換されるIBOR指標に対する当行グループのエクスポージャーの程度を示している。数値はまた、以下の金融商品に関するものである。

- ・ 契約上、代替指標に移行予定の金利指標を参照する金融商品
- ・ 参照金利指標の予定廃止日より後に契約上の満期日が到来する金融商品
- ・ HSBCグループの連結貸借対照表において認識されている金融商品

2021年3月にLIBOR運営機関であるIBAは、大部分の米ドル建てLIBORのテナーの公表日を2021年12月31日から2023年6月30日に延期した。1週間物および2ヶ月物のテナーの公表は、2021年12月31日をもって終了する。かかる変更により、銀行間貸付スワップ金利（SOR）およびタイ・バーツ短期金利指標（THBFIX）の公表日延期とともに、上記表の2021年6月30日現在として記載の数値は減少する。これは、2020年12月31日現在に含まれる金融商品の一部が、延期された公表日よりも前に契約上の満期を迎えるためである。なお、比較数値は、修正再表示されていない。

金利指標改革：IFRS第9号および国際会計基準（IAS）第39号「金融商品」の改正

当行グループには、各種IBOR、特に米ドル建てIBOR、英国ポンド建てLIBORおよび欧州銀行間取引金利（EURIBOR）のみならず、ユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」という。）等の市場全体の金利指標改革の対象となる翌日物金利のエクスポージャーにさらされているキャッシュ・フローおよび公正価値のヘッジ会計関係がある。これらの金利指標を参照する関係において設計された既存の金融商品（デリバティブ、ローンおよび債券等。）は、異なる形で異なる時期にRFRに移行するとみられる。当行グループのヘッジ会計関係を円滑に移行することを目的として、外部におけるRFRへの移行の進捗状況が監視されている。発生する特定の問題は、各ヘッジ関係の詳細により異なるものの、指定に含まれる既存商品の移行、商品の予定発行数の変更、発行される新商品の契約条件の変更またはこれらの要因の組み合わせにより発生する可能性もある。一部のヘッジは指定を解除して新たな関係を構築する必要があるかも知れないものの、市場全体の金利指標改革後も残存するヘッジもある可能性がある。

国際会計基準審議会（IASB）によるIBOR改革のフェーズ2改正の影響を受けるヘッジ対象項目は、貸借対照表上、「公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「顧客に対する貸付金」、「発行済負債証券」および「銀行からの預金」として計上される。ヘッジ会計関係の指定を受けた金利デリバティブの想定元本は、IASBによるIBOR改革のフェーズ1改正およびフェーズ2改正の範囲内で市場全体のIBOR改革の影響を直接受けるとみられる、当行グループが管理するリスク・エクスポージャーの程度を示している。なお、IBOR改革の影響を受けるヘッジ会計関係の指定を受けた通貨間スワップは重要ではないため、以下に表示されていない。

IBOR改革の影響を受けるヘッジ商品

	ヘッジ商品						IBOR改革の影響 を受けない商品 百万ポンド	想定元本 ¹ 百万ポンド
	IBOR改革の影響を受ける商品							
	ユーロ ² 百万ポンド	英国 ポンド 百万ポンド	米ドル 百万ポンド	その他 百万ポンド	合計 百万ポンド			
公正価値ヘッジ	7,379	57	1,793	8	9,237	16,475	25,712	
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	6,267	500	181	-	6,948	3,100	10,048	
2021年6月30日現在	13,646	557	1,974	8	16,185	19,575	35,760	
公正価値ヘッジ	12,822	1,855	1,908	60	16,645	13,092	29,737	
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	6,111	1,552	183	-	7,846	2,675	10,521	
2020年12月31日現在	18,933	3,407	2,091	60	24,491	15,767	40,258	

- 1 適格ヘッジ会計関係の指定を受けた金利デリバティブの想定契約額は、貸借対照表の日付現在において未実行の取引の想定額を示す。それらはリスクのある金額を示すものではない。
- 2 IBOR改革の影響を受けるユーロ建て金利デリバティブの想定契約額は、主にEURIBORを金利指標とするヘッジ（公正価値ヘッジ：6,859百万ポンド（2020年12月31日現在：7,606百万ポンド）およびキャッシュ・フロー・ヘッジ：6,267百万ポンド（2020年12月31日現在：6,111百万ポンド）で構成されている。

信用リスク

概要

信用リスクとは、顧客またはカウンターパーティが契約上の義務の履行を怠った場合の財務上の損失リスクである。信用リスクは、主に直接融資、貿易金融およびリース業務で発生するが、保証およびデリバティブ等、その他一部の商品でも発生する。

2021年上半期における信用リスク

2021年上半期において信用リスクに関する方針に重大な変更はなかった。

2021年6月30日現在の顧客に対する貸付金の総額は105.5十億ポンドであり、2020年12月31日現在に比べ10.1十億ポンド減少した。これには、不利な外国為替の変動2.9十億ポンドが含まれる。外国為替の変動を除外すると、かかる減少は、顧客に対するホールセール貸付金の減少5.9十億ポンドおよび銀行に対する貸付金の減少1.4十億ポンドによるものであった。これは、顧客に対する個人貸付金の増加0.1十億ポンドにより一部相殺された。

2021年上半期中に当行グループでは、経済予測の改善により予想信用損失（以下「ECL」という。）引当金の戻入れがあった。外国為替の変動を除外すると、顧客に対する貸付金に関連するECL引当金は、2020年12月31日現在に比べ136百万ポンド減少した。これは、以下の各要因に起因するものであった。

- ・ 顧客に対するホールセール貸付金の減少122百万ポンド。うち45百万ポンドはステージ1およびステージ2によるものであった。
- ・ 顧客に対する個人貸付金の減少14百万ポンド。うち5百万ポンドはステージ1およびステージ2によるものであった。

2021年6月30日現在のECL引当金は1,436百万ポンドであり、2020年12月31日現在に比べ218百万ポンド減少した。ECL引当金は、償却原価で保有する資産に係るもの1,310百万ポンド、貸付コミットメントおよび金融保証に係るもの108百万ポンドおよびその他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定される負債証券に係るもの18百万ポンドで構成されていた。

2021年6月30日現在のステージ3の残高は、2020年12月31日現在に比べおおむね安定していた。

2021年上半期のECL戻入れは、回収金を含め71百万ポンドであった。パンデミックからの回復スピードが国によって異なること、政府支援策が終了したことおよび新型のウイルス変異株によりワクチン接種プログラムの効果が試されていることから、不確実性は残る。

2021年上半期中、当行グループは、現行の政策の枠組みに基づき顧客に新型コロナウイルス関連の支援を引き続き提供した。なお、各市場に固有の個人顧客および法人顧客に対する支援の詳細については、後述の「顧客救済策」を参照のこと。

信用リスクの概要

以下の開示は、IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の帳簿価額(総額ベース) / 元本金額および関連するECL引当金を示したものである。

以下の表では、業界セクター別の貸付金を分析したものであり、信用リスクが管理されているエクスポージャーの集中を表している。

IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要

	2021年 6月30日現在		2020年12月31日現在	
	帳簿価額 (総額ベース) / 元本金額 百万円		帳簿価額 (総額ベース) / 元本金額 百万円	
		ECL引当金 ¹ 百万円		ECL引当金 ¹ 百万円
顧客に対する貸付金(償却原価で計上)	94,503	(1,293)	102,960	(1,469)
- 個人	25,649	(185)	26,499	(208)
- 企業および商業	55,750	(1,012)	62,987	(1,168)
- 銀行以外の金融機関	13,104	(96)	13,474	(93)
銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	11,006	(7)	12,662	(16)
償却原価で測定されるその他の金融資産	214,331	(10)	202,763	(12)
- 現金および中央銀行預け金	108,056	-	85,093	(1)
- 他行から回収中の項目	638	-	243	-
- 売戻契約 - 非トレーディング目的	53,032	-	67,577	-
- 金融投資	13	-	15	-
- 前払金、未収収益およびその他資産 ²	52,592	(10)	49,835	(11)
貸借対照表上の帳簿価額合計(総額ベース)	319,840	(1,310)	318,385	(1,497)
貸付金およびその他の信用関連のコミットメント	135,040	(90)	143,036	(112)
- 個人	2,396	-	2,211	(1)
- 企業および商業	67,975	(76)	75,863	(89)
- 金融機関	64,669	(14)	64,962	(22)
金融保証 ³	10,721	(18)	3,969	(23)
- 個人	30	-	32	-
- 企業および商業	9,399	(17)	2,735	(19)
- 金融機関	1,292	(1)	1,202	(4)
オフバランスシートの元本金額合計 ⁴	145,761	(108)	147,005	(135)
	465,601	(1,418)	465,390	(1,632)

	公正価値 百万円	ECL引当金 (備忘項目) ⁵ 百万円	公正価値 百万円	ECL引当金 (備忘項目) ⁵ 百万円
その他の包括利益を通じた公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される負債証券	44,644	(18)	51,713	(22)

1 ECL合計額は、ECL合計額が金融資産の帳簿価額(総額ベース)を超えない限り、金融資産に係る損失引当金に認識される。ECL合計額が金融資産の帳簿価額(総額ベース)を超えた場合、ECLは、引当金として認識される。

2 IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品のみを含む。下記「第6 - 1 財務書類」の連結貸借対照表に表示される「前払金、未収収益およびその他資産」は、金融資産および非金融資産の両方を含む。

3 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

4 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクにある最大額を表している。

5 FVOCIで測定される負債証券は、ECL引当金を備忘項目として、引き続き公正価値で測定される。ECLの変動は、連結損益計算書の「予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動」に認識される。

以下の表は、当行グループの信用リスクのステージ別および業種別内訳、ならびに関連するECLカバレッジ比率の概要を示したものである。各ステージに計上される金融資産の特徴は、以下のとおりである。

- ・ ステージ1：これらの金融資産は、減損しておらず、かつ、信用リスクも著しく増加していないが、12ヶ月のECL引当金が認識されている。
- ・ ステージ2：最初の認識以降、これらの金融資産につき信用リスクが著しく増加しており、全期間ECLも認識されている。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠があり、したがってこれらの金融資産は債務不履行または信用減損とみなされており、全期間ECLも認識されている。

- ・ 購入または組成された信用減損金融資産（POCI）：大幅な割引で購入または組成された金融資産は、全期間ECLが認識された既発生信用損失を反映しているとみなされる。

2021年6月30日現在のステージ分布別信用リスク（FVOCIで測定される負債証券を除く。）および業種別のECLカバレッジ比率の概要

	帳簿価額(総額ベース) ²					ECL引当金					ECLカバレッジ比率 %				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI ³	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI ³	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	POCI ³	合計
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	%	%	%	%	%
顧客に対する貸付金（償却原価で計上）	75,410	16,356	2,701	36	94,503	(117)	(250)	(917)	(9)	(1,293)	0.2	1.5	34.0	25.0	1.4
- 個人	24,349	811	489	-	25,649	(17)	(30)	(138)	-	(185)	0.1	3.7	28.2	-	0.7
- 企業および商業	39,480	14,334	1,900	36	55,750	(90)	(192)	(721)	(9)	(1,012)	0.2	1.3	37.9	25.0	1.8
- 銀行以外の金融機関	11,581	1,211	312	-	13,104	(10)	(28)	(58)	-	(96)	0.1	2.3	18.6	-	0.7
銀行に対する貸付金（償却原価で計上）	10,877	129	-	-	11,006	(6)	(1)	-	-	(7)	0.1	0.8	-	-	0.1
償却原価で測定されるその他の金融資産	214,252	40	39	-	214,331	-	-	(10)	-	(10)	-	-	25.6	-	-
貸付コミットメントおよびその他の信用関連のコミットメント	122,648	12,166	226	-	135,040	(24)	(53)	(13)	-	(90)	-	0.4	5.8	-	0.1
- 個人	2,177	217	2	-	2,396	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および商業	57,510	10,253	212	-	67,975	(20)	(44)	(12)	-	(76)	-	0.4	5.7	-	0.1
- 金融機関	62,961	1,696	12	-	64,669	(4)	(9)	(1)	-	(14)	-	0.5	8.3	-	-
金融保証 ¹	9,521	1,106	93	1	10,721	(4)	(7)	(7)	-	(18)	-	0.6	7.5	-	0.2
- 個人	23	6	1	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および商業	8,520	787	91	1	9,399	(3)	(7)	(7)	-	(17)	-	0.9	7.7	-	0.2
- 金融機関	978	313	1	-	1,292	(1)	-	-	-	(1)	0.1	-	-	-	0.1
2021年6月30日現在	432,708	29,797	3,059	37	465,601	(151)	(311)	(947)	(9)	(1,418)	-	1.0	31.0	24.3	0.3

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクのある最大額を表している。

3 購入または組成された信用減損金融資産（以下「POCI」という。）

初期の段階で特定されない限り、すべての金融資産は、延滞日数（DPD）が30日となりステージ1からステージ2に振り替えられた時点で、信用リスクが著しく増加したとみなされる。以下の開示は、延滞日数が30日未満のものおよび30日以上のものに区分された、ステージ2の金融資産の経年変化を示したものであり、よって経年変化（延滞日数30日）によりステージ2に分類された金融資産およびより早い段階（延滞日数30日未満）でステージ2に分類された金融資産を示している。

ステージ2の延滞分析（2021年6月30日現在）

	帳簿価額(総額ベース)			ECL引当金			ECLカバレッジ比率 %		
	うち:			うち:			うち:		
	延滞日数1日 ステージ2 百万ポンド	延滞日数 から29日 ^{1、2} 百万ポンド	延滞日数 30日以上 ^{1、2} 百万ポンド	延滞日数1日 ステージ2 百万ポンド	延滞日数 から29日 ^{1、2} 百万ポンド	延滞日数 30日以上 ^{1、2} 百万ポンド	延滞日数1日 ステージ2 %	延滞日数 から29日 ^{1、2} %	延滞日数 30日以上 ^{1、2} %
顧客に対する貸付金（償却原価で計上）:	16,356	103	50	(250)	(5)	(1)	1.5	4.9	2.0
- 個人	811	52	33	(30)	(2)	(1)	3.7	3.8	3.0
- 企業および商業	14,334	48	17	(192)	(2)	-	1.3	4.2	-
- 銀行以外の金融機関	1,211	3	-	(28)	(1)	-	2.3	33.3	-

銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	129	-	-	(1)	-	-	0.8	-	-
償却原価で測定されるその他の 金融資産	40	1	-	-	-	-	-	-	-

- 1 ステージ2における最新の延滞勘定は上記に示される金額に含まれていない。
- 2 上記の延滞日数にかかる金額は契約ベースであり、支給された顧客救済支払猶予による利益を含む。

2020年12月31日現在のステージ分布別信用リスク（FVOCIで測定される負債証券を除く。）および業種別のECLカバレッジ比率の概要（続き）

	帳簿価額(総額ベース) / 元本金額 ²					ECL引当金					ECLカバレッジ比率 %				
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI ³	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI ³	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	POCI ³	合計
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	%	%	%	%	%
顧客に対する貸 付金(償却原価 で計上)	83,179	16,774	2,966	41	102,960	(129)	(297)	(1,031)	(12)	(1,469)	0.2	1.8	34.8	29.3	1.4
- 個人	24,991	974	534	-	26,499	(18)	(37)	(153)	-	(208)	0.1	3.8	28.7	-	0.8
- 企業および 商業	46,773	14,052	2,121	41	62,987	(100)	(225)	(831)	(12)	(1,168)	0.2	1.6	39.2	29.3	1.9
- 銀行以外の金 融機関	11,415	1,748	311	-	13,474	(11)	(35)	(47)	-	(93)	0.1	2.0	15.1	-	0.7
銀行に対する貸 付金(償却原価 で計上)	12,533	129	-	-	12,662	(13)	(3)	-	-	(16)	0.1	2.3	-	-	0.1
償却原価で測定 されるその他 の金融資産	202,659	65	39	-	202,763	(2)	-	(10)	-	(12)	-	-	25.6	-	-
貸付コミットメ ントおよびそ 他の信用関 連のコミット メント	128,956	13,814	266	-	143,036	(34)	(68)	(10)	-	(112)	-	0.5	3.8	-	0.1
- 個人	1,991	217	3	-	2,211	-	(1)	-	-	(1)	-	0.5	-	-	-
- 企業および 商業	65,199	10,404	260	-	75,863	(29)	(51)	(9)	-	(89)	-	0.5	3.5	-	0.1
- 金融機関	61,766	3,193	3	-	64,962	(5)	(16)	(1)	-	(22)	-	0.5	33.3	-	-
金融保証 ¹	2,839	1,008	121	1	3,969	(4)	(10)	(9)	-	(23)	0.1	1.0	7.4	-	0.6
- 個人	26	5	1	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 企業および 商業	1,878	737	119	1	2,735	(3)	(7)	(9)	-	(19)	0.2	0.9	7.6	-	0.7
- 金融機関	935	266	1	-	1,202	(1)	(3)	-	-	(4)	0.1	1.1	-	-	0.3
2020年12月31日 現在	430,166	31,790	3,392	42	465,390	(182)	(378)	(1,060)	(12)	(1,632)	-	1.2	31.3	28.6	0.4

- 1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。
- 2 契約が全額実行され、顧客が不履行に陥った場合を仮定したリスクにある最大額を表している。
- 3 購入または組成された信用減損金融資産（以下「POCI」という。）

ステージ2の延滞分析（2020年12月31日現在）（続き）

	帳簿価額(総額ベース)			ECL引当金			ECLカバレッジ比率 %		
	うち:			うち:			うち:		
	延滞日数			延滞日数			延滞日数		
	延滞日数 1 日 から29日 ^{1、2}	30日以上 ^{1、2}	延滞日数 30日以上 ^{1、2}	延滞日数 1 日 から29日 ^{1、2}	30日以上 ^{1、2}	延滞日数 30日以上 ^{1、2}	延滞日数 1 日 から29日 ^{1、2}	30日以上 ^{1、2}	延滞日数 30日以上 ^{1、2}
	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド	ステージ2 百万ポンド
顧客に対する貸付金 (償却原価で計上) :	16,774	64	50	(297)	(3)	(2)	1.8	4.7	4.0
- 個人	974	54	39	(37)	(2)	(2)	3.8	3.7	5.1
- 企業および商業	14,052	9	11	(225)	(1)	-	1.6	11.1	-
- 銀行以外の金融機関	1,748	1	-	(35)	-	-	2.0	-	-
銀行に対する貸付金(償却原価で計上)	129	-	-	(3)	-	-	2.3	-	-
償却原価で測定されるその他の 金融資産	65	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1 ステージ2における最新の延滞勘定は上記に示される金額に含まれていない。
- 2 上記の延滞日数にかかる金額は契約ベースであり、支給された顧客救済支払猶予による利益を含む。

測定に関する不確実性およびECL推定値の感応度分析

パンデミックからの回復スピードが国により異なること、政府支援策が終了したことおよび新型のウイルス変異株によりワクチン接種プログラムの効果が試されていることから、不確実性は今もなお高い。こうした不確実性の結果、経営陣の判断および見積りには、経済シナリオの選択および加重、ならびに景況がモデルの出力値と如何に相互作用するかを反映した経営陣の判断の調整の双方に反映されている警戒度が織り込まれている。なお、経営陣の判断および見積りについては、以下において詳述する。

ECLの認識および測定を行うにあたっては、重要な判断および推定を要する。当行グループは、経済予測に基づき複数の経済シナリオを策定の上、こうした仮定を、将来の信用損失を推定するために信用リスク・モデルに適用し、結果に確率加重してECLの不偏推定値を決定している。

手法

現在の経済環境の例外性を捉えつつ、潜在的結果の範囲に関する経営陣の見解を明確化するために、4つの経済シナリオが使用されているECL算出のために策定されたシナリオは、HSBCグループのトップリスクおよび新興リスクに合わせて調整されている。かかるシナリオのうち3つは、コンセンサス予測および分布推定に基づいたものである。中心シナリオは「最も確率の高い」シナリオとみなされており、通常は最大の確率加重が割り当てられる一方、周辺シナリオは、発生確率が低い分布テールを示している。中心シナリオは、外部予測者の集団の平均値を用いて策定される一方、コンセンサス上振れシナリオおよびコンセンサス下振れシナリオは、結果の全範囲に関する予測者の見解を捉えている、選択された市場の分布を参照して策定される。経営陣は、深刻な下振れリスクに関する見解を示すため追加シナリオを使用する選択をしてきた。追加シナリオの使用は、HSBCグループの将来的経済指針の手法に沿ったものであり、2021年中においては定期的に使用された。経営陣は、コンセンサス・シナリオがトップリスクおよび新興リスクを適切に捉えていないと判断した場合、追加シナリオも使用することがある。コンセンサス・シナリオとは異なり、こうした追加シナリオは、記述的な仮定に基づき策定されるため、各国固有になることもあり、経済活動をトレンドから永久的に乖離させる衝撃をもたらす可能性がある。

コンセンサス経済シナリオの概要

本項に記載の経済に関する仮定については、特にECLの計算を目的として、HSBCグループが外部予測を参照して策定したものである。

世界経済の成長は、2020年における異例の縮小後、2021年になって回復している。移動制限は、一部にはワクチン接種プログラム開始の成功もあり、当行グループの主要市場において解除し始めている。ワクチン接種済みグループのデータは、より感染し易い変異株の登場にもかかわらず、新型コロナウイルスに対する免疫が高まっていることを示している。これまでのところワクチン接種は、入院率および死亡率の低下で効果を上げている。ワクチン接種プログラムの迅速な開始は、経済再開および一定の旅行再開を可能にする主要な要素の一つである。ワクチンの効果を低減させる新型の変異株の登場も依然としてリスクとなっている。

経済予測は、現在の環境において高い不確実性の影響を受ける。経済見通しに対するリスクは、パンデミック進展および管理とともに、ワクチン開始にも左右される一方、地政学的リスクも下振れの脅威となっている。かかるリスクには、様々な問題をめぐる米中間の継続的対立、英国のEUとの関係の進化をはじめとする世界的な地政学的リスクが含まれる。2021年6月30日現在のECLを算出するため、4つのグローバル・シナリオが用いられた。これらは、コンセンサス中心シナリオ、コンセンサス上振れシナリオ、コンセンサス下振れシナリオおよび追加下振れシナリオである。

本書におけるECLの計算に使用されたシナリオについては、以下に記載する。

コンセンサス中心シナリオ

2020年における深刻かつ異例の世界経済活動の低迷を受け、HSBCグループの中心シナリオは、2021年においては急速な回復後、成長が正常化することを特徴としている。2020年中および2021年中のV字の経済活動は、2020年における移動制限および著しい景気収縮を招いた経済活動の減少により、当行グループの主要市場に

及ぼしたパンデミックの影響とともに、回復の兆しとなる2021年における移動の増加および経済活動の再開を反映したものである。

中心シナリオはさらに、2020年および2021年上半期において複数の国および地域で採用された経済活動に対する厳格な制限が再び課されることはないとは仮定している。これにより経済活動が初めて回復し、通常の長期的成長トレンドに戻る事が可能になるとみられる。そして、経済見通しへの長期的な損害は最小限に抑えられることとなる。地域による予測期間中の回復の速度および程度は、新型コロナウイルス大流行の進展時期の違い、ワクチン接種プログラム開始の早さの違い、国内で課された制限の水準の違いおよび支援策の規模を反映したものである。

世界のGDPは、中心シナリオにおいて2021年に5.3%成長すると予想されている。世界の平均GDP成長率は、予測期間において3.3%になると見込まれており、これはパンデミック発生前の5年間の平均GDP成長率を上回るものである。

現在の経済活動の低迷をめぐる特異な状況のため、世界の経済活動の現時点における予測と過去の不況とを比較することは困難である。ただし、経済活動収縮の深度およびその後の景気回復はいずれも、当行グループにとって主要な市場において2008年から2009年までの期間に発生した直近の世界的経済後退で経験したものよりも急激になるとみられる。

重要市場全体について、中心シナリオでは以下のとおり仮定している。

- ・ 各国政府が移動制限を緩和することで、消費者および企業の支出および投資が押し上げられることから、経済成長は2021年に急進するとみられる。GDPについても、2021年には当行グループの主要市場のすべてにおいて成長が見込まれる。経済の再開に伴う各国固有の労働市場支援策は、失業率低下率に影響すると予想される。
- ・ インフレは、景気回復を受けて2021年に上昇し、その後予測期間中に中央銀行目標値に徐々に収束するとみられる。
- ・ 財政赤字は、当行グループの主要市場の一部の政府が家計および企業に広範な支援を提供していた期間後の2020年のピークから、予測期間中に徐々に減少すると予想される。一方でソブリン債務は高止まりが続くとみられる。
- ・ 2020年中に主要中央銀行は、経済および金融システムの支援のため、主な政策金利を引き下げた上で、資金調達市場への緊急支援策を実施し、量的緩和政策を再開または強化してきたが、その後金利政策は、予測期間中、著しく緩和的になるとみられる。
- ・ ウェスト・テキサス・インターミディエート（WTI）原油価格は、予測期間中、1バレル当たり平均58米ドルになると予想される。

中心シナリオは当初、5月時点で利用可能な予測に基づき策定されたが、その後、予測の大幅な変更を反映するべく6月に更新された。中心シナリオに割り当てられた確率加重は、現在の世界経済環境における高度の不確実性および市場間の相対的相違の双方を反映したものである。中心シナリオに割り当てられた確率加重は、45%から60%である。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス中心シナリオにおいて割り当てられた確率を示している。

中心シナリオ(2021年第3四半期 - 2026年第2四半期)

	英国 %	フランス %
GDP成長率		
2021年：年平均成長率	6.1	4.9
2022年：年平均成長率	5.5	3.9
2023年：年平均成長率	2.2	2.1
5年間平均	3.0	2.1
失業率		

2021年：年平均失業率	5.8	8.9
2022年：年平均失業率	5.8	8.7
2023年：年平均失業率	5.0	8.4
5年間平均	5.1	8.3
住宅価格上昇率		
2021年：年平均上昇率	8.3	4.5
2022年：年平均上昇率	2.7	3.5
2023年：年平均上昇率	2.5	4.2
5年間平均	3.0	3.5
短期金利		
2021年：年平均金利	0.2	(0.6)
2022年：年平均金利	0.3	(0.6)
2023年：年平均金利	0.5	(0.5)
5年間平均	0.6	(0.4)
確率	50	45

コンセンサス上振れシナリオ

コンセンサス中心シナリオとは対照的に、コンセンサス上振れシナリオでは、最初の2年間は経済活動が急速に回復し、その後長期トレンドに収束すると仮定している。

同シナリオは、多数の主要な上振れリスク要因と一致している。それらには、封じ込めおよび迅速なワクチン配布の成功による新型コロナウイルスの急速な秩序ある世界的収束、米中間の緊張緩和、財政・金融政策による継続的支援、ならびに英国・EU間の円満な関係が含まれる。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス上振れシナリオにおいて割り当てられた確率を示している。

コンセンサス上振れシナリオにおける最善の結果

	英国 %	フランス %
GDP成長率	11.1 (2022年第1四半期)	8.3 (2022年第2四半期)
失業率	3.4 (2023年第2四半期)	7.2 (2022年第3四半期)
住宅価格上昇率	9.1 (2021年第3四半期)	6.1 (2022年第3四半期)
短期金利	0.2 (2021年第3四半期)	(0.6) (2022年第1四半期)
確率	5	5

注：コンセンサス上振れシナリオにおける極値は、同シナリオの最初の2年間における、GDP成長率の最高値および失業率の最低値等、同シナリオにおける「最善の結果」となっている。

コンセンサス下振れシナリオ

コンセンサス下振れシナリオにおける経済回復は、中心シナリオと比べかなり弱含みである。GDP成長率は依然として低調であり、失業率も上昇を続け、資産およびコモディティの価格が下落し、その後長期トレンドに向けて緩やかに回復すると仮定している。

同シナリオは、前述の主要な下振れリスクと一致している。さらに、同シナリオでは、ワクチン接種プログラムの遅延とともに、新型コロナウイルスの大流行により、長期にわたり経済活動に制限が課されることとなる。その他の世界的リスクも高まることで、資産市場におけるリスク回避も増加する。

以下の表は、主要なマクロ経済変数およびコンセンサス下振れシナリオにおいて割り当てられた確率を示している。

コンセンサス下振れシナリオにおける最悪の結果

	英国 %	フランス %
--	---------	-----------

GDP成長率	0.4 (2023年第2四半期)	(1.6) (2021年第3四半期)
失業率	7.3 (2022年第2四半期)	11.0 (2021年第4四半期)
住宅価格上昇率	(3.7) (2022年第4四半期)	0.3 (2022年第1四半期)
短期金利	0.2 (2023年第2四半期)	(0.6) (2021年第3四半期)
確率	30	35

注：コンセンサス下振れシナリオにおける極値は、同シナリオの最初の2年間における、GDP成長率の最低値および失業率の最高値等、同シナリオにおける「最悪の結果」となっている。

追加下振れシナリオ

世界的不況を特徴とする追加下振れシナリオも、経営陣の深刻なリスクに対する見解を反映させるために策定された。同シナリオは2020年第2四半期より使用されている。同シナリオにおいては、ワクチン接種プログラムの欠陥により2021年下半期に感染が拡大するため、2022年末になるまでパンデミックが収束しないと仮定している。同シナリオではまた、各国の政府および中央銀行が財政政策および金融政策を大幅に拡大することができず、失業率が上昇し、資産価格が下落するとも仮定している。フランスにおける失業率への影響は、近年の歴史的経験を反映して、コンセンサス下振れシナリオの場合と同様である。GDP成長率は、他のシナリオに比べ追加下振れシナリオでは強含みであり、このような強い反動は、当初の深刻な景気収縮の結果である。

以下の表は、主要なマクロ経済変数および追加下振れシナリオにおいて割り当てられた確率を示している。

追加下振れシナリオにおける最悪の結果

	英国 %	フランス %
GDP成長率	(2.1) (2022年第2四半期)	(3.1) (2022年第1四半期)
失業率	9.3 (2022年第3四半期)	11.1 (2021年第4四半期)
住宅価格上昇率	(7.8) (2022年第2四半期)	(5.9) (2022年第2四半期)
短期金利	1.0 (2021年第4四半期)	0.3 (2021年第4四半期)
確率	15	15

注：追加下振れシナリオにおける極値は、同シナリオの最初の2年間における、GDP成長率の最低値および失業率の最高値等、同シナリオにおける「最悪の結果」となっている。

経済的不確実性を考慮しながら、シナリオに確率を割り当てるにあたり、経営陣は、世界的な要因および各国固有の要因の双方について検討した。これにより経営陣は、各市場の不確実性に対する見解に合わせてシナリオに確率を割り当てた。

自らの見解を示すため、経営陣は、各国におけるウイルスの進行状況、2021年中のワクチン接種開始の予想される範囲および有効性、今後の政府支援策の規模および効果、ならびに他国とのつながりについても検討した。経営陣はまた、新型コロナウイルス大流行に対する実際の対応および2020年における各国の経済実績も参考にした。

英国およびフランスは、当行グループの主要市場の中で最も高い経済的不確実性に直面している。英国においては、より感染力の高い変異ウイルスが発見されたことで、その後2020年末前まで国家規模で経済活動が制限されたことに加え、最近の感染拡大から、経済見通しが著しく不透明になっている。フランスでも、2021年の最初の数ヶ月間に感染者数および入院患者数が増加して、国家規模のワクチン接種プログラムの開始は困難を極める中、より感染力の高いウイルス変異株が猛威を振っており、経済見通しに同様の影響が出ている。こうした検討の結果、英国およびフランスの場合、コンセンサス中心シナリオにはそれぞれ50%および45%の確率が割り当てられた一方で、コンセンサス下振れシナリオにはそれぞれ30%および35%の確率が割り当てられた。なお、追加下振れシナリオには、リスクの均衡が下振れに加重されているという見解を反映して、これらの市場にそれぞれ15%の確率が割り当てられた。

重要な会計に関する推定および判断

IFRS第9号に基づくECLの計算では、2021年4月30日提出の有価証券報告書に記載のとおり、重大な判断、仮定および推定を伴う。推定の不確実性および判断の水準は、以下の事項に関する重大な判断を含め、新型コロナウイルス大流行による経済的影響の結果、2020年12月31日以降高止まりであった。

- ・ 未曾有の急激な経済状況の変化、経済的悪影響を軽減するための政府および中央銀行による支援策の影響に関する不確実性、ならびに経済予測の分布の拡大を前提とした、経済シナリオの選択およびそれに割り当てられる確率加重。パンデミックの経済的影響の期間および深刻さ、ならびに回復の形に関する仮定を立てるための判断もある。
- ・ パンデミックに関連する経済的变化の変動がモデルに反映できる観察可能な歴史的傾向の範囲外である場合において、これらのシナリオがECLに及ぼす経済的影響の推定。モデル化された仮定および経済要因と信用損失との間のつながりは、不動産価格がモデル化されたECLの結果に及ぼす影響を含め、こうした状況においてECLを過小評価または過大評価する可能性がある。
- ・ 政府支援策が債務不履行リスクを遅らせたまたは軽減した程度および支援の水準が引き下げられた場合の影響（特に、リスクが高く影響を受けやすいセクターにおける貸付に関連する影響）に関する判断がなされた場合における、信用リスクおよび信用減損が大幅に増加した顧客の特定。顧客が返済延期および短期流動性の問題に対処するためのその他の救済措置を受け入れた場合またはかかる返済延期を延長した場合、判断には、顧客が当初の条件に戻った場合に金銭的義務を履行できる程度が含まれる。個人顧客について信用リスクの大幅な増加の指標を細分化する手法を用いる場合、推定に関連する不確実性を伴う。

経済シナリオをECLに反映させる方法

将来的経済指針をホールセール業務およびリテール業務の貸付金およびポートフォリオに係るECLの計算に適用する手法については、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。モデルは、ECL推定値に関する経済シナリオを反映させるために使用される。これらのモデルは、主にこれまでに観測された事項およびデフォルト率との相関に基づいている。

当行グループは、新型コロナウイルスの大流行の結果、マクロ経済変数の変動を引き続き観察している。パンデミックは、大規模な政府支援策、返済免除および返済猶予とともに、モデルのパフォーマンスおよびマクロ経済変数と債務不履行との歴史的相関関係に影響を及ぼしてきた。経済見通しが上向き始めても、景気回復の水準および速度は、依然としてモデルの調整に用いられてきたこれまでの経験値の範囲外であり、債務不履行の時期もモデル化した仮定から大幅に逸脱している。経営陣の判断は、モデル出力値の限界を克服するために用いられ、ECLを増加させている。

こうしたデータおよびモデルの限界を短期的にはモデル内およびモデル化後の調整を用いて対応する場合、経営陣の判断の調整がなされる。これには、モデルの入力値および出力値の改良の他、経営陣の判断およびモデル化し難い影響の高水準な定量分析に基づいたモデル化後の調整の使用が含まれる。

経営陣の判断の調整

IFRS第9号に基づく経営陣の判断の調整とは一般的に、最新の事象、モデル欠陥ならびに経営陣による検討および精査の際に適用されるその他の評価を説明するための顧客レベルまたはポートフォリオ・レベルのいずれかにおけるECLの短期的増減をいう。

2021年6月30日現在の経営陣の判断は、当行グループのモデルで捕捉できなかった信用リスクのダイナミクスを反映するために適用された。経営陣の判断の調整が必要となる要因は、経済環境とともに変化し続けている。当行グループは、経営陣の判断の調整を定期的に監視しつつ、可能な場合は適宜、モデルの再調整または再開発を通じて経営陣の判断の調整への依存を軽減する目的で、内部ガバナンスを整備している。

大幅なモデルの変更には開発に時間を要する上、モデル開発の基盤となり得る観測された損失データも必要となる。また、新型コロナウイルス大流行の長期的影響が観測された場合、モデルは時間の経過とともに再

検討されることとなる。よって、当行グループは今後も、当面の間、かなりの経営陣の判断の調整が行われるとみている。

主に債務不履行の延滞時期および規模に関連する判断の調整は、マクロ経済予測が安定し、これまでの経験値の範囲内で推移し、政府の対策の終了によるポートフォリオの影響が明らかとなり、新型コロナウイルスによる不確実性が低下した場合、中止される可能性がある。

ホールセール業務およびリテール業務に関する経営陣の判断の調整は、モデル・リスク・マネジメントの代表とともに、グローバル事業減損委員会の一部としてなされている。これは、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク - 主要なリスク管理プロセス」に記載のガバナンス・プロセスに沿ったものである。

2021年6月30日現在のECL（報告数値）を推定するために行われた経営陣の判断の調整については、以下の表に記載する。同表には、パンデミックに起因するデータおよびモデルの限界に関連する調整とともに、モデルの開発および実行の通常プロセスの結果としての調整も含まれる。同表は、シナリオ加重したECLの数値に適用される調整を示している。

2021年6月30日現在のECLに対する経営陣の判断の調整¹

	リテール業務 百万ポンド	ホールセール業務 百万ポンド	合計 百万ポンド
低リスクのカウンターパーティ（銀行、国家および政府機関）	(3)	4	1
法人向け貸付の調整	-	20	20
リテール貸付のデフォルト確率の調整	(1)	-	(1)
リテール・モデルの債務不履行時期の調整	(1)	-	(1)
マクロ経済関連の調整	10	-	10
その他のリテール貸付の調整	(2)	-	(2)
合計	3	24	27

2020年12月31日現在のECLに対する経営陣の判断の調整¹

	リテール業務 百万ポンド	ホールセール業務 百万ポンド	合計 百万ポンド
低リスクのカウンターパーティ（銀行、国家および政府機関）	(5)	8	3
法人向け貸付の調整	-	56	56
リテール貸付のデフォルト確率の調整	(10)	-	(10)
リテール・モデルの債務不履行時期の調整	3	-	3
マクロ経済関連の調整	11	-	11
その他のリテール貸付の調整	4	-	4
合計	3	64	67

¹ 表に記載の経営陣の判断の調整はそれぞれ、ECLの増加（または減少）を示している。

ホールセール業務の信用リスク・エクスポージャーに対するECL引当金の調整により、2021年6月30日現在で24百万ポンド（2020年12月31日現在：64百万ポンド）が引当金に追加された。かかる調整には、定量分析およびベンチマークの他、内部与信専門家によるリスク評価で裏付けされた、当行グループの主要市場の一部においてリスクが高く影響を受けやすいセクターに関する経営陣の判断の結果が含まれている。また、検討事項には、政府介入の継続および関連する特異要因による一部のセクターにおける潜在的デフォルト抑制が含まれている。

24百万ポンドの正味調整額は、経営陣の判断186百万ポンド（2020年12月31日現在：174百万ポンド）で構成されるが、引当金（特に、信用リスクを軽減させる輸出信用機関の保証を反映するための引当金。）を減少させたその他の調整162百万ポンド（2020年12月31日現在：110百万ポンド）により相殺された。2020年12月

31日と比較した正味調整額の減少は、経営陣の判断による12百万ポンド増加に対し、輸出信用機関の緩和調整額の29百万ポンド増加によるものであった。

最も重要な経営陣の判断は、商業不動産セクターに適用され、93百万ポンド（2020年12月31日現在：67百万ポンド）が引当金に追加された。26百万ポンドの増加は、与信専門家による最新のリスク評価を反映したものである。銀行および国家の信用エクスポージャーに適用された経営陣の判断4百万ポンド（2020年12月31日現在：8百万ポンド）により、引当金が4百万ポンド減少した。

リテール業務のポートフォリオにおいては、経営陣の判断の調整により、2021年6月30日現在でECLが3百万ポンド増加した（2020年12月31日現在：3百万ポンド増加）。

デフォルト確率に係る調整により、運用のためにモデルを調整するマクロ経済変数およびシナリオ観察の予測が以前よりも厳しいものでなくなったことを反映して、ECLは1百万ポンド減少した（2020年12月31日現在：10百万ポンド減少）。

債務不履行時期に関連する調整により、ECLは1百万ポンド減少した（2020年12月31日現在：3百万ポンド増加）。これらは、顧客救済策および政府支援策によりデフォルト抑制が継続したことから、一部の経済国において適用された。調整の水準は、マクロ経済予測の改善とともに、顧客救済および政府支援の終了に伴う多くの市場における解除を反映して、当期中に低下した。

マクロ経済関連の調整により、ECLは10百万ポンド増加した（2020年12月31日現在：11百万ポンド増加）。かかる調整はおおむね変更されておらず、経済の不確実性が継続していることを踏まえ、リスク水準の上昇に関する与信専門家の意見、定量分析およびベンチマークを反映して適用された。

その他のリテール貸付の調整により、ECLは2百万ポンド減少した（2020年12月31日現在：4百万ポンド増加）。これは、その他すべてのデータおよび中核的モデルの調整に加え、顧客支援策を現在も受けているまたは最近まで受けていた顧客に関連する調整を反映したものである。

ECL推計値の経済シナリオ感応度分析

経営陣は、ECLガバナンス・プロセスの一環として、代わりに各シナリオに100%の加重を適用して、選択されたポートフォリオにつき上記の各シナリオ下のECLを再計算することにより、経済予測に対するECL推定値の感応度を検証した。加重は、信用リスクの著しい増加の判断およびその結果としてのECLの測定の双方に反映される。

上振れシナリオおよび下振れシナリオにおいて算出されたECLは、ECL推定値の上限と下限を示すと解されるべきではない。異なる経済シナリオに基づき将来発生し得る債務不履行の影響は、貸借対照表の日付現在のステージ1およびステージ2の貸付金に係るECLを再計算することにより捕捉される。こうした感応度の計算において、貸借対照表の日付現在のステージ3の貸付金（債務不履行の貸付金）の母集団は、変更されない。ステージ3のECLは、特定のポートフォリオのデフォルト時損失率（LGD）が将来の経済予測の変化に対して感応度が高い場合に、当該経済予測の変化に対して感応度が高くなる。

100%の加重が割り当てられた場合のテール・リスク・シナリオを示す数値には特に高い推定不確実性がある。

ホールセール業務の信用リスク・エクスポージャーについての感応度分析では、不履行債務者に関連する金融商品のECLが除外されている。これは、ECLの測定が、将来の経済シナリオに比べ、債務者に固有の信用要因に対して比較的感応度が高いためである。よって、個々の評価においてマクロ経済要因の影響を分離することは実務的に不可能である。

リテール業務の信用リスク・エクスポージャーについての感応度分析では、不履行債務者に関連する顧客に対する貸付金のECLが含まれる。これは、リテール業務の場合、あらゆるステージの貸付金を含む担保付住宅ローン・ポートフォリオのECLが、マクロ経済変数に対して感応度が高いためである。

ホールセール業務およびリテール業務の感応度

ホールセール業務およびリテール業務の感応度分析については、適切な場合は各シナリオに対する経営陣の判断の調整を含めて記載する。結果の表では、保険業務が保有するポートフォリオおよび小規模なポートフォリオが除外されているため、その他の信用リスクの表に示す個人貸付およびホールセール貸付と直接比較することができない。加えて、ホールセール業務およびリテール業務の分析ではいずれも、比較対象期間における追加/代替下振れシナリオの結果も、期末のコンセンサス・シナリオに関連する様々なリスク・プロファイルを反映しているため、当期と直接比較することはできない。

ホールセール業務の分析

IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度¹

2021年6月30日現在の顧客に対する貸付金のECL	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL（報告ベース）	240	94
コンセンサス・シナリオ		94
中心シナリオ	187	81
上振れシナリオ	135	75
下振れシナリオ	252	104
追加下振れシナリオ	432	164
帳簿価額（総額ベース） ²	134,784	139,024

IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度¹

2020年12月31日現在の顧客に対する貸付金のECL	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL（報告ベース）	317	88
コンセンサス・シナリオ		
中心シナリオ	219	82
上振れシナリオ	156	73
下振れシナリオ	339	98
追加下振れシナリオ	657	178
帳簿価額（総額ベース） ²	137,825	123,444

1 ECLの感応度には、重大な測定に関する不確実性の影響を受けるオフバランスシートの金融商品が含まれている。

2 上記すべてのシナリオの下で帳簿価額は高いがECLは低い、低信用リスク金融商品（FVOCIで測定される負債性金融商品等）を含む。

6月21日現在において英国の感応性が高かったのは主に、同国におけるエクスポージャーが高水準であったこと、ならびに中心シナリオおよび確率加重シナリオと比較して、下振れシナリオの影響が深刻であったことによるものである。

リテール業務の分析

IFRS第9号に基づく将来の経済状況に対するECL感応度¹

2021年6月30日現在の顧客に対する貸付金のECL	英国 百万ポンド	フランス 百万ポンド
ECL（報告ベース）	10	99
コンセンサス・シナリオ		
中心シナリオ	9	98
上振れシナリオ	8	97
下振れシナリオ	12	99
追加下振れシナリオ	15	100
帳簿価額（総額ベース）	1,967	18,269

2020年12月31日現在の顧客に対する貸付金のECL		
ECL（報告ベース）	12	114

コンセンサス・シナリオ		
中心シナリオ	11	113
上振れシナリオ	8	111
下振れシナリオ	14	115
追加下振れシナリオ	17	118
帳簿価額(総額ベース)	1,980	19,254

1 ECLの感応度には、より複雑でないモデル手法を用いたポートフォリオが除外されている。

帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金引当金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む。）の変動の調整

以下の開示は、当行グループの帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む。）引当金のステージ別の調整を示したものである。変動は四半期ごとに計算されるため、四半期間のステージの変動が完全に捕捉されている。変動が期首から現在までの期間を対象に計算された場合、金融商品の期首ポジションおよび同期間終了日ポジションのみを反映することとなる。金融商品の移転は、ステージの移動が帳簿価額(総額ベース) / 元本金額および関連するECL引当金に及ぼす影響を示している。

ステージの移動から生じるECLの再測定（正味ベース）は、例えば12ヶ月（ステージ1）のECL測定基準から全期間（ステージ2）のECL測定基準への変更等、こうした移動による増減を示している。再測定（正味ベース）では、ステージが移動する金融商品の顧客リスク格付（CRR） / デフォルト確率（PD）の変動が除外されている。これは、「リスク・パラメーターの変動 - 信用の質」の項目におけるその他の信用の質の変動と併せて捕捉される。

「購入または組成された新規金融資産」、「認識中止された資産（最終返済額を含む。）およびリスク・パラメーターの変動 - 追加の貸付金 / 返済額」の変動は、当行グループの貸付ポートフォリオ内の数量の変動による影響を示している。

帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証¹を含む。）引当金の変動の調整

	信用が減損していない					信用が減損している					合計	
	ステージ1		ステージ2		ステージ3		POCI					
	帳簿価額 (総額ベース) /元本 金額	ECL引当金	帳簿価額 (総額ベース) /元本 金額	ECL引当金	帳簿価額 (総額ベース) /元本 金額	ECL引当金	帳簿価額 (総額ベース) /元本 金額	ECL引当金	帳簿価額 (総額ベース) /元本 金額	ECL引当金		
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド		
	2021年1月1日現在	184,715	(180)	31,726	(378)	3,352	(1,050)	40	(12)	219,833	(1,620)	
金融商品の移動	(1,043)	(39)	841	42	202	(3)	-	-	-	-		
- ステージ1から ステージ2への移動	(5,039)	5	5,039	(5)	-	-	-	-	-	-		
- ステージ2から ステージ1への移動	4,017	(44)	(4,017)	44	-	-	-	-	-	-		
- ステージ3への 移動	(32)	-	(209)	5	241	(5)	-	-	-	-		
- ステージ3からの 移動	11	-	28	(2)	(39)	2	-	-	-	-		
ステージの移動により発生するECLの再測定（正味ベース）	-	21	-	(13)	-	(1)	-	-	-	7		
組成または購入された新規金融資産	41,704	(32)	-	-	-	-	1	-	41,705	(32)		

認識中止された資産 (最終返済額を含む。)	(28,137)	3	(1,830)	8	(257)	28	(2)	2	(30,226)	41
リスク・パラメーターの変動 - 追加の貸付金 / 返済額	(14,749)	38	(197)	15	(75)	38	(1)	-	(15,022)	91
リスク・パラメーターの変動 - 信用の質	-	29	-	-	-	(91)	-	-	-	(62)
ECLの計算に使用されたモデルの変更	-	5	-	9	-	-	-	-	-	14
償却された資産	-	-	-	-	(112)	112	-	-	(112)	112
認識中止を招いた信用関連の変更	-	-	-	-	(1)	-	-	-	(1)	-
外国為替	(5,053)	4	(771)	5	(89)	31	(1)	1	(5,914)	41
その他 ²	(1,014)	-	(12)	1	-	(1)	-	-	(1,026)	-
2021年6月30日現在	176,423	(151)	29,757	(311)	3,020	(937)	37	(9)	209,237	(1,408)
当期の損益計算書上のECL(費用) / 戻入れ		64		19		(26)		2		59
追加: 回収										1
追加 / (減少): その他										(11)
当期の損益計算書上のECL(費用) / 戻入れ										49

	2021年6月30日		2021年6月30日に終了した上半期
	帳簿価額(総額ベース) / 元本金額 百万ポンド	ECL引当金 百万ポンド	ECL戻入れ / (費用) 百万ポンド
上記のとおり	209,237	(1,408)	49
償却原価で測定されるその他の金融資産	214,331	(10)	(1)
非トレーディング目的の売戻契約上のコミットメント	42,033	-	-
IFRS第9号の適用範囲外である履行およびその他の保証			19
IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要 / 連結損益計算書の概要	465,601	(1,418)	67
FVOCIで測定される負債証券	44,644	(18)	4
当期のECL引当金合計 / 損益計算書上のECL戻入れ / (費用) 合計	n/a	(1,436)	71

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 HSBCグループのその他のグループ会社に関連するエクスポージャーの半期ごとの変動を含む。2021年6月30日現在、その額は(1)十億ポンドであり、ECLのないステージ1として分類された。

帳簿価額(総額ベース) / 元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金(貸付コミットメントおよび金融保証¹を含む。)引当金の変動の調整

信用が減損していない										信用が減損している				合計	
ステージ 1		ステージ 2		ステージ 3		POCI									
帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額		帳簿価額 (総額ベース) / 元本 金額			
ECL引当金		ECL引当金		ECL引当金		ECL引当金		ECL引当金		ECL引当金		ECL引当金			

	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド
2020年1月1日現在	195,249	(132)	11,103	(143)	2,235	(796)	78	(33)	208,665	(1,104)
金融商品の移動	(19,123)	(62)	16,792	93	2,331	(31)	-	-	-	-
- ステージ1から ステージ2への移 動	(31,600)	54	31,600	(54)	-	-	-	-	-	-
- ステージ2から ステージ1への移 動	12,821	(121)	(12,821)	121	-	-	-	-	-	-
- ステージ3への 移動	(351)	7	(2,147)	32	2,498	(39)	-	-	-	-
- ステージ3からの 移動	7	(2)	160	(6)	(167)	8	-	-	-	-
ステージの移動によ り発生するECLの 再測定（正味ペー ス）	-	60	-	(67)	-	(2)	-	-	-	(9)
組成または購入され た新規金融資産	95,477	(62)	-	-	-	-	10	(1)	95,487	(63)
認識中止された資産 （最終返済額を含 む。）	(72,860)	6	(2,553)	21	(998)	139	(16)	1	(76,427)	167
リスク・パラメー ターの変動 - 追 加の貸付金/返済 額	(21,912)	48	5,666	6	(41)	101	(11)	(2)	(16,298)	153
リスク・パラメー ターの変動 - 信 用の質	-	(53)	-	(248)	-	(687)	-	-	-	(988)
ECLの計算に使用さ れたモデルの変更	-	10	-	(36)	-	-	-	-	-	(26)
償却された資産	-	-	-	-	(252)	252	(23)	23	(275)	275
認識中止を招いた信 用関連の変更	-	-	-	-	(18)	5	-	-	(18)	5
外国為替	6,058	5	498	(3)	95	(33)	2	-	6,653	(31)
その他 ²	1,826	-	220	(1)	-	2	-	-	2,046	1
2020年12月31日現在	184,715	(180)	31,726	(378)	3,352	(1,050)	40	(12)	219,833	(1,620)
当期の損益計算書上 のECL費用		9		(324)		(449)		(2)		(766)
追加：回収										2
追加/（減少）：その 他										(17)
当期の損益計算書上 のECL費用										(781)

帳簿価額(総額ベース)/元本金額ならびに銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証¹を含む。）引当金の変動の調整（続き）

	2020年12月31日現在	2020年12月31日に 終了した12ヶ月間
帳簿価額(総額 ベース)/ 元本金額 百万ポンド		
ECL引当金 百万ポンド		
ECL費用 百万ポンド		
上記のとおり	219,833	(1,620)
償却原価で測定されるその他の金融資産	202,763	(12)
非トレーディング目的の売戻契約上のコミットメント	42,794	-
IFRS第9号の適用範囲外である履行およびその他の保証		(17)

IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要 / 連結損益

計算書の概要	465,390	(1,632)	(800)
FVOCIで測定される負債証券	51,713	(22)	(8)
当期のECL引当金合計 / 損益計算書上のECL費用合計	N/A	(1,654)	(808)

1 IFRS第9号の減損要件が適用されない履行保証契約を除く。

2 HSBCグループのその他のグループ会社に関連するエクスポージャーの年度ごとの変動を含む。2020年12月31日現在、その額は2十億ポンドであり、ECLのないステージ1として分類された。

顧客救済制度

新型コロナウイルスの大流行に対応するため、世界中の政府および規制当局は、市場全体を対象とした制度で個人顧客および法人顧客の双方に対する多数の支援策を導入してきた。以下の表は、2021年6月30日現在の個人口座数および法人顧客数、ならびに上記の制度およびHSBC固有の主要市場向けの顧客救済制度に基づく顧客の関連融資額を示したものである。なお、個人向け貸付では、返済猶予を含む救済制度の大部分が既存の貸付に関連する一方、法人向け貸付では、救済制度が政府支援策に基づく返済猶予、既存ファシリティの借換および新規貸付で構成されている。

2021年6月30日現在、救済制度に基づく個人顧客に対する貸付金の帳簿価額（総額ベース）は65百万ポンド（2020年12月31日現在：197百万ポンド）であった。これは、住宅ローン関連21百万ポンド（2020年12月31日現在：69百万ポンド）およびその他の個人向け貸付44百万ポンド（2020年12月31日現在：128百万ポンド）で構成されていた。2021年上半期中の個人顧客救済の減少は、顧客が救済制度を利用しなくなったことによるものであった。一方、救済制度に基づく法人顧客に対する貸付金の帳簿価額（総額ベース）は4,354百万ポンド（2020年12月31日現在：5,468百万ポンド）であった。当方グループは、かかる救済制度上、不適格であることが後日判明した少数の顧客に対する貸付金も含め、顧客救済制度に基づき提供された貸付金の回収可能性を引き続き監視している。現在進行中のかかる貸付の実績については、2021年6月30日現在、依然として不透明である。

個人向け貸付

		エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ ¹					その他の主要市場 ²		合計
2021年6月30日現在		英国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	ポルトガル	その他の主要市場 ²	合計
市場全体を対象とする制度									
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	<1	-	-	-	-	-	-	<1
住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万ポンド	6	-	-	-	-	-	-	6
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	-	5	-	-	-	-	-	5
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万ポンド	-	37	-	-	-	-	-	37
HSBCグループ固有の救済制度									
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	-	<1	-	-	<1	-	-	1
住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万ポンド	-	2	-	-	13	-	-	15
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	-	<1	-	-	<1	-	-	<1
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万ポンド	-	6	-	-	1	-	-	7
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度に基づく主要市場の個人向け貸付の合計									
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	<1	<1	-	-	<1	-	-	1
住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万ポンド	6	2	-	-	13	-	-	21
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	-	6	-	-	<1	-	-	6

その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	-	43	-	1	44
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度 - 住宅ローン救済制度が住宅ローンの合計に占める割合	%	0.3	0.1	-	0.5	0.3
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度 - その他の個人向け貸付救済制度がその他の個人向け貸付金の合計に占める割合	%	-	0.3	-	0.5	0.3

ホールセール貸付

2021年6月30日現在		エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ・ドイツ				
		英国	ロップパ ¹	ドイツ	その他の主要市場 ²	合計
市場全体を対象とする制度						
市場全体を対象とする制度上の顧客の数	百	<1	51	<1	<1	52
市場全体を対象とする制度上の顧客における貸付実行額	百万 ポンド	1	3,390	77	32	3,500
HSBCグループ固有の救済制度						
HSBCグループ固有の救済制度上の顧客の数	百	-	1	-	<1	1
HSBCグループ固有の救済制度上の顧客の貸付実行額	百万 ポンド	-	679	-	175	854
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度に基づく主要市場のホールセール貸付の合計						
顧客の数	百	<1	52	<1	<1	53
貸付実行額	百万 ポンド	1	4,069	77	207	4,354
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度がホールセール貸付金全体に占める割合	%	-	17.2	1.2	15.4	7.3

1 エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパには、フランスならびにスペイン、イタリアおよびギリシャ所在の各支店が含まれる。

2 その他の主要市場には、マルタ、ジャージー、アルメニアおよび中東のリーシング・パートナーシップが含まれる。

個人向け貸付（続き）

2020年12月31日現在		エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ・ドイツ				
		英国	ロップパ ¹	ドイツ	その他の主要市場 ²	合計
市場全体を対象とする制度						
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	1	-	-	-	1
住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	9	-	-	-	9
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	<1	5	-	-	5
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	-	38	-	-	38
HSBCグループ固有の救済制度						
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	-	<1	-	3	3
住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	-	2	-	58	60
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	-	3	-	2	5
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	-	85	-	5	90
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度に基づく主要市場の個人向け貸付の合計						
住宅ローン顧客救済制度上の勘定の数	百	1	<1	-	3	4

住宅ローン顧客救済制度上の勘定における貸付実行額	百万 ポンド	9	2	-	58	69
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定の数	百	<1	8	-	2	10
その他の個人向け貸付顧客救済制度上の勘定における貸付 実行額	百万 ポンド	-	123	-	5	128
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済 制度 - 住宅ローン救済制度が住宅ローンの合計に占める 割合	%	0.5	0.1	-	2.2	0.9
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済 制度 - その他の個人向け貸付救済制度がその他の個人向 け貸付金の合計に占める割合	%	-	0.7	-	2.3	0.7

ホールセール貸付（続き）

		エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ ¹				その他の 主要市場 ²	合計
		英国	ドイツ	フランス	イタリア		
2020年12月31日現在							
市場全体を対象とする制度							
市場全体を対象とする制度上の顧客の数	百	<1	49	<1	1	50	
市場全体を対象とする制度上の顧客における貸付実行額	百万 ポンド	1	3,997	47	24	4,069	
HSBCグループ固有の救済制度							
HSBCグループ固有の救済制度上の顧客の数	百	<1	3	-	<1	4	
HSBCグループ固有の救済制度上の顧客の貸付実行額	百万 ポンド	1	1,103	-	295	1,399	
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済 制度に基づく主要市場のホールセール貸付の合計							
顧客の数	百	<1	52	<1	1	54	
貸付実行額	百万 ポンド	2	5,100	47	319	5,468	
市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済 制度がホールセール貸付金全体に占める割合	%	-	20.7	0.7	22.7	8.5	

1 エイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパには、フランスならびにスペイン、イタリアおよびギリシャ所在の各支店が含まれる。

2 その他の主要市場には、マルタ、ジャージー、アルメニアおよび中東のリーシング・パートナーシップが含まれる。

顧客救済制度上の初回給付により、自動的にステージ2またはステージ3に移行されることはない。ただし、返済延期によって提供された情報は、その他の合理的で裏付けとなる情報に照らして考慮される。これは、全期間ELCが適切な貸付金を特定することを目的とした、信用リスクおよび信用減損の著しい増加に対する全般的評価の一部となる。また、返済延期の延長により、自動的にステージ2またはステージ3になることもない。信用リスクの著しい増加の有無を確認するための重要な会計リスクおよび信用リスクに関する判断では、新型コロナウイルス大流行による顧客への経済的影響が貸付期間中に一時的に発生する可能性があるか否か、および信用リスクの著しい増加が、ステージ3に該当する財政難に関連して譲歩が行われていることを示すものであるのか否かが判断される。

なお、講じられた市場全体を対象とする制度およびHSBCグループ固有の救済制度の詳細については、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

トレジャリー・リスク

概要

トレジャリー・リスクとは、金融債務の履行および規制上の要件の充足に十分な資本、流動性または資金調達源を有していないリスクとともに、従業員およびそれらの扶養家族に対する年金およびその他の退職後給

付金の支給に起因する金融リスクをいう。トレジャリー・リスクには、非トレーディング勘定為替リスクおよび市場金利の変動による当行グループの利益または資本に対するリスクも含まれる。

トレジャリー・リスクは、顧客の行動、経営陣の意思決定または外部環境に起因するそれぞれの源泉およびリスク・プロファイルの変化により発生する。

アプローチおよび方針

当行グループのトレジャリー・リスク管理の目的は、当行グループの事業戦略を下支えし、規制上の要件およびストレス・テスト関連の要件を充足するために、適切な水準の資本リスク、流動性リスク、資金調達リスク、外国為替リスクおよび市場リスクを維持することにある。

当行グループのトレジャリー・リスク管理のアプローチは、規制環境、経済環境およびビジネス環境を考慮した、当行グループの戦略上および組織上の要請により推進されている。当行グループは、規制上の要件を常に充足することにより、当行グループの事業に内在するリスクのための支援をしつつ、当行グループの戦略に沿って投資するための強固な資本基盤および流動性基盤を維持することを目指している。

当行グループの方針は、リスク管理の枠組み、内部自己資本十分性評価プロセス（以下「ICAAP」という。）および内部流動性十分性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）によって支えられている。リスクの枠組みには、内部目的および規制目的双方のためのリスク評価に沿った多数の指標が組み込まれている。かかるリスクには、銀行勘定上の信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク、非トレーディング勘定為替リスクおよび金利リスクが含まれる。

なお、当行グループのトレジャリー・リスクの管理に関する現行の方針および実務については、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

トレジャリー・リスク管理

2021年上半期における主な展開

- ・ 当行グループは、2020年に設置したトレジャリー・リスク管理機能部門を引き続き発展させた。第二の防衛線となる同機能部門は、年金リスクとともに、銀行勘定における資本リスク、流動性・資金調達リスク、非トレーディング勘定外国為替リスク（構造的な外国為替リスクおよびその他の銀行勘定外国為替リスクを含む。）および金利リスク全体の第一の防衛線の独立した監視を行っている。
- ・ 当行グループは、2022年1月1日より前にイングランド銀行（以下「BoE」という。）の破綻処理実行可能性評価の枠組みに基づく同行の要件を充足するため、HSBCグループの破綻処理戦略に沿って再建・破綻処理能力を引き続き増強した。当行グループは、破綻処理要件の評価期限である2021年3月31日を遵守し、2021年10月に破綻処理実行可能性自己評価報告書をBoEに提出するための準備として、当行グループの能力を引き続き強化している。
- ・ BoEの金融政策委員会（以下「FPC」という。）は、英国のカウンター・シクリカル資本バッファ率の方向性に関する指針を再確認した。
- ・ ワクチン主導型の景気回復およびインフレ指標の上昇が、2021年上半期においては当行グループの主要市場で利回りの上昇およびイールドカーブの急勾配に寄与したにもかかわらず、中央銀行金利は依然として史上最低水準にある。高水準で上昇傾向にある資産評価を背景に、金融政策は今もなおおおむね緩和的であるが、インフレの上昇は、一部の中央銀行にとって政策上のジレンマとなっている。当行グループは、起こり得る金融政策の引締めという文脈から、当行グループのリスク・プロファイルを引き続き注意深く監視した。
- ・ 当行グループは、対象範囲の通貨についてIBORインデックス・カーブからRFRへの移行に引き続き重点を置いた。相当な複雑性にもかかわらず、当行グループは、規制上の期限に向けて資金移動の価格設定、外部発行およびヘッジの変更の完了に向け順調に前進している。

なお、自己資本比率、自己資金およびリスク加重資産（以下「RWA」という。）に関する定量的開示については、上記「第3 - 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を参照のこと。

資本リスク、流動性リスクおよび資金調達リスクの管理プロセス

評価およびリスク選好

当行グループの資本管理の方針は、グローバル資本管理の枠組みおよび当行グループの内部自己資本十分性評価プロセス（ICAAP）に支えられている。同枠組みには、普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）の主要な資本リスク選好、総資本および適格債務最低基準（以下「MREL」という。）が組み込まれている。ICAAPは、当行の資本ポジションの評価であり、当行グループのビジネス・モデル、戦略、リスクのプロファイルおよび管理、履行および計画、資本に対するリスクならびにストレス・テストから予想される結果に基づいた、規制上および内部の資金源ならびに要件の双方をまとめたものである。当行グループの自己資本十分性評価は、リスクの評価によって決定される。かかるリスクには、銀行勘定における信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク、保険リスク、構造的外国為替リスクおよび金利リスクが含まれる。

気候リスクもICAAPの一部とみなされている。ICAAPは、当行グループの資本リスク選好度および目標比率の決定を支援しており、規制当局による所要自己資本の評価および決定を可能にしている。

当行グループは、経営陣が包括的な方針、指標および統制を維持することにより、流動性・資金調達リスクを監督できるようにすることを目指している。HSBCグループは、そのグループ会社各社が、概してHSBCグループの他のグループ会社に依存することなく、支払期限の到来した法域で支払義務を履行できるよう、グループ会社別に流動性・資金調達リスクを管理している。当行は、内部最低要件および適用のある規制上の要件を常に充足する義務を負っている。当該要件は、当行グループが適切な一連の期間内（日中を含む。）に流動性リスクを特定、測定、管理および監視するための盤石な戦略、方針、プロセスおよびシステムの整備を確実にするILAAPを通じて評価されている。ILAAPにより、リスク許容度の妥当性およびリスク選好度の設定に関する情報も得られる。かかる指標は現地で設定および管理されるが、HSBCグループの方針および統制の手法および適用の一貫性を確保するため、全世界的に厳格に検証され、それらの問題点が提起される。

計画および履行

資本およびRWAに関する計画は、取締役会が承認する年次運用計画の一部である。資本およびRWAの予測は、資産負債管理委員会（以下「ALCO」という。）において月次で見直しされ資本およびRWAは同計画に照らして監視および管理される。

内部ガバナンス・プロセスを通じて当行グループは、投資および資本の配分に関する決定の規律を強化し、投資収益が経営陣の目標に達するようにすることを目指している。当行グループの戦略は、内部目標水準を超える収益が特定された場合に成長目標を支えるため、ならびに規制上および経済上の資本ニーズに応じるために、資本を事業およびグループ会社に配分することである。当行グループは、平均有形自己資本利益率を用いて事業収益を評価および管理している。

資金調達および流動性に関する計画も、取締役会が承認する年次運用計画の一部である。取締役会レベルの選好度の指標は、流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）および内部資金調達指標（以下「IFM」という。）である。LCRおよびIFMを補完するため、内部流動性指標（以下「ILM」という。）も2021年1月に導入された。加えて、当行グループは、預金者集中限度、日中流動性、将来的資金調達評価およびその他の主要な指標等、適切な資金調達・流動性プロファイルを管理するための各種指標を用いている。

資本および流動性に対するリスク

ストレス・テストの枠組みの範囲外で、当行グループのRWAおよび／または資本ポジションに影響を及ぼし得るその他のリスクが特定されることもある。下振れシナリオおよび上振れシナリオは、当行グループの資本管理目標に照らして評価され、軽減措置が必要に応じて講じられる。当行グループは、バーゼル 改革等の将来的な規制改正を注意深く監視し、かかる改正が当行グループの所要自己資本に及ぼす影響を継続して評価している。バーゼル 改革の影響の一部は、第二の柱に基づく所要自己資本の削減により相殺される可能性がある。

規制上の報告プロセスおよび統制

PRAをはじめとする規制当局は現在、規制上の報告の質に継続的に焦点を当てている。当行グループは、規制当局から要請されたものを含め、規制上の報告の様々な側面に関する独立した外部検証の委託に伴い、プロセスおよび統制の強化を継続している。当行グループの統制環境強化の一環として、当行グループは、多数のプロセスで世界的な一貫性および統制基準を向上させている。その結果、規制上の比率の一部が影響を受ける可能性もある。当行グループは、PRAをはじめとする所轄規制当局に対して、外部検証および内部検証により明らかとなった不利な事項について報告している。

ストレス・テストおよび再建・破綻処理計画

HSBCグループは、計画およびリスク・プロファイルの盤石性を評価するため、ならびに監督当局が設定したストレス・テスト要件を充足するために、ストレス・テストを用いている。ストレス・テストはまた、内部自己資本十分性評価プロセス（ICAAP）および内部流動性十分性評価プロセス（ILAAP）に関する情報を提供し、多数の法域において再建計画を下支えしている。これは、HSBCグループが資本リスクおよび流動性リスクのリスク選好度を設定する際に必要な資本および流動性の規模を評価する際に用いる重要なアウトプットでもある。ストレス・テストはさらに、分析により資本、流動性および／または収益が目標値に達していないことが判明した場合の事業計画の再評価にも用いられている。

各種内部ストレス・テストに加え、当行グループは、BoE、欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）および欧州中央銀行の監督ストレス・テスト、ならびに他の法域において実施されるストレス・テストの対象でもある。規制当局のストレス・テストおよび当行グループの内部ストレス・テストの結果は、ICAAPを通じて当行グループの所要内部自己資本を評価する際に用いられている。PRAをはじめとする規制当局が実施したストレス・テストの結果は、規制上の最低比率およびバッファの設定に織り込まれることもある。

当行グループおよびその子会社の一部は、再建計画を策定している。これは、当行グループの内部自己資本要件もしくは流動性要件の不遵守、またはリスク選好度および規制上の最低水準の未達となり得る各種ストレス・シナリオで経営陣が選択する可能性のある措置の候補を定めたものである。これは、極度のストレス事象であっても、当行グループの資本ポジションおよび流動性ポジションを再建できるようにするためのものである。当行グループは、当行グループの資本ポジション、流動性ポジションまたは資金調達ポジションに対する潜在的な脅威を浮き彫りにする内部誘因および外部誘因を監視している。

HSBCグループは、BoEの破綻処理実行可能性評価の枠組みに基づく要件に沿って再建能力および破綻処理能力をさらに開発している。

銀行勘定プロセスの金利リスクの測定

評価およびリスク選好度

銀行勘定の金利リスクとは、市場金利の変動による収益または資本への悪影響のリスクをいう。同リスクは、当行グループの非トレーディング資産・負債、特に貸付金、預金およびトレーディング目的で保有しない金融商品、またはトレーディング目的で保有するポジションをヘッジするために保有する金融商品により発生する。経済的にヘッジ可能な金利リスクは、マーケット・トレジャリー事業部門に移転されることもある。ヘッジは概して、金利デリバティブまたは固定金利政府債を通じて実行される。マーケット・トレジャリー事業部門が経済的にヘッジできない金利リスクは移転されずに、リスクの発生源となったグローバル事業部門内で引き続き保有される。

資産・負債・資本管理（以下「ALCM」という。）機能部門は、以下を含め、銀行勘定における金利リスクを監視および統制するための各種指標を用いている。

- ・ 正味受取利息の感応度
- ・ 株式資本の経済価値の感応度
- ・ 回収および売却目的で保有するストレス・バリュー・アット・リスク

正味受取利息の感応度

当行グループの非トレーディング金利リスク管理の主要な要素は、その他の経済変数のすべてを不変とした場合における様々な金利シナリオ（即ち、シミュレーション・モデル）の下で、予想正味受取利息（以下「NII」という。）の感応度を監視することである。かかる監視については、資産負債管理委員会（ALCO）が各グループ会社レベルで実施する。

予想NIIの感応度の数値は、静的貸借対照表の規模および構造に基づいた予想イールドカーブにおけるプロ forma 変動の影響を示している。その例外は、無利子当座預金口座の移動および固定金利貸付の期限前弁済等、残高または金利改定の規模が金利に対して感応的であるとみなされる場合である。こうした感応度の計算では、金利変動の影響を軽減するために、マーケット・トレジャリー事業部門またはリスクの発生源となった事業部門が講じるであろう措置は組み込まれていない。NIIの感応度の計算では、「上振れショック」シナリオにおいてすべての満期の金利が同じ額で変動すると仮定している。一方、「下振れショック」シナリオにおける感応度の計算では、衝撃を受けた市場金利に対する下限が反映されていない。ただし、顧客商品固有の金利フロアは、該当する場合に認識されている。

株式資本の経済価値の感応度

株式資本の経済価値（EVE）とは、管理されたランオフ・シナリオ下において、株主に分配し得る将来の銀行勘定のキャッシュ・フローの現在価値をいう。これは、株式資本の現在の簿価に、かかるシナリオにおける将来のNIIの現在価値を加えた値である。EVEは銀行勘定における金利リスクを支えるために必要な経済的資本を評価するために用いることができる。EVEの感応度は、他の経済変数がいずれも一定である場合に、事前に指定された金利ショックによるEVEの予想される変動を示している。EVEの感応度は、資本の源泉の割合として監視されている。

回収および売却目的で保有するストレス・バリュース・アット・リスク

回収および売却目的で保有するストレス・バリュース・アット・リスク（以下「VaR」という。）は、マーケット・トレジャリー事業部門において回収・売却目的保有ビジネス・モデルに基づき保有される証券のポートフォリオの99%の信頼度での潜在的損失の定量化をいう。ポートフォリオは、かかる証券との指定されたヘッジ関係で保有されるデリバティブとともに、その他の包括利益を通じて公正価値で会計処理される。これは、2007年初頭からの年間最高損失に基づき定量化されており、想定保有期間は60日である。

回収および売却目的で保有するストレスVaRは、トレーディング勘定の資本化で用いるものと同一のモデルを使用しており、同ビジネス・モデルに基づきマーケット・トレジャリー事業部門が管理するポートフォリオのみを対象としている。

2021年上半期の市場リスク

市場リスクとは、外国為替相場、コモディティ価格、金利、信用スプレッドおよび株価等の市場要因の変動によって、当行グループの収益またはポートフォリオ評価額が減少するリスクをいう。2021年上半期においては、市場リスク管理のための方針および実務に重大な変更はなかった。

当行グループは、2021年上半期において市場リスクを慎重に管理した。事業では顧客を支援するために中核的な値付け業務に重点を置いたことから、感応度エクスポージャーは引き続き選好度の範囲内に留まった。当行グループは、事業が将来的に起こり得る信用状態の悪化に陥ることのないよう、ヘッジ活動を続けた。市場リスクは、バリュース・アット・リスク（VaR）、ストレスおよびシナリオ分析をはじめとする補完的な一連のエクスポージャーの指標および限度額を用いて引き続き管理された。

2020年中に観察された極度の市場ボラティリティを受け、マーケット・アンド・セキュリティーズ・サービス事業部門の全般的なリスク・プロファイルは、特に外国為替業務および株式業務において依然として防御的であり、ポジションは2021年上半期中において比較的安定していた。

グローバル債券市場事業部門は、値付け業務で発生した金利リスクが主要因となり、引き続きトレーディングVaRの主な発生源となった。

トレーディング・ポートフォリオ

トレーディング・ポートフォリオのバリュー・アット・リスク

トレーディングVaRは、主にマーケット・アンド・セキュリティーズ・サービシーズ事業部門で発生しており、2021年6月30日現在のトレーディングVaRは24.2百万ポンドであり、2020年6月30日現在に比べ34.2百万ポンド減少した。トレーディングVaR合計は、ワクチン接種プログラムが世界的に開始されたことで、新型コロナウイルスの大流行が大きく封じ込まれたことによる金融市場の安定に伴い、当期中に減少した。

2021年における当行グループのトレーディングVaRは、以下の表のとおりである。

トレーディングのバリュー・アット・リスク、99%保有期間1日

	外国為替(FX) および コモディティ 百万ポンド	金利(IR) 百万ポンド	株式(EQ) 百万ポンド	信用スプレッド (CS) 百万ポンド	ポートフォリオ の分散化 ¹ 百万ポンド	合計 ² 百万ポンド
2021年6月30日に終了した半年間	5.5	12.4	10.9	13.1	(17.7)	24.2
平均	8.3	12.7	9.8	11.7	(19.7)	22.8
最高	19.3	26.7	14.9	16.7	-	31.9
最低	4.4	9.3	6.3	9.2	-	18.8
2020年6月30日に終了した半年間	6.3	16.4	19.0	14.1	(21.6)	34.2
平均	6.2	13.9	17.9	15.4	(20.6)	32.8
最高	12.1	20.4	33.2	29.2	-	49.2
最低	2.0	10.2	8.1	10.0	-	20.9
2020年12月31日に終了した半年間	7.6	11.0	13.9	14.1	(19.2)	27.5
平均	6.8	13.2	19.4	12.9	(21.0)	31.3
最高	14.2	21.2	26.8	16.2	-	42.6
最低	4.0	9.2	13.9	9.6	-	24.3

¹ ポートフォリオの分散化とは、異なる種類のリスクが含まれているポートフォリオを保有することによる市場リスクの分散効果をいう。これは、非体系的な市場リスクの減少を表す。非体系的な市場リスクは、例えば、金利、株式、外国為替等、多種多様な種類のリスクを一つのポートフォリオの中で一緒に組み合わせた場合に発生するリスクである。これは、個別リスク種類別VaRの合計と組み合わせたVaRの合計の差額として測定される。マイナスの数字は、ポートフォリオの分散化のメリットを表す。リスクの種類が異なれば、最高値の日も異なるため、そのような測定値についてポートフォリオの分散化のメリットを計算する意味はない。

² 分散化効果があるため、VaRの合計は、すべての種類のリスクを足した値とは等しくならない。また、VaRに基づくRNIVも含まれる。

バックテスト

2021年上半期においては、実質損益に対するバックテストの例外はなく、架空損益に対する損失バックテストの例外が1件あった。架空損益のバックテストの例外は2021年3月23日に発生し、その要因は、予想外の地政学的事象を受けてロンドン外国為替キャッシュ事業部門に発生した、トルコ・リラ外国為替先物市場におけるボラティリティに対するエクスポージャーであった。

架空損益は、ある取引日の終了時から翌取引日の終了時までの間、ポジションが一定に保たれている場合に実現されるであろう損益を反映したものである。この損失の測定値は、リスクが動的にヘッジされる方法と一致しないため、必ずしも実際の業績を示している訳ではない。2021年上半期中のVaRモデルのパフォーマンスは、予想どおりであった。当期中に市場リスクは、ストレスおよびシナリオ分析をはじめとする補完的な一連のエクスポージャーの指標および限度額を用いて引き続き管理された。これにより、当期中には事業を慎重に管理し、好業績となった。

非トレーディング・ポートフォリオ

非トレーディング・ポートフォリオのバリュー・アット・リスク

2021年6月30日現在の非トレーディングVaRは31百万ポンドであり、これはマーケット・トレジャリー事業部門および資産負債管理委員会（ALCO）の勘定ポジションから発生した銀行勘定における金利リスクによるものであった。一方、2020年12月31日現在の非トレーディング活動のVaRは33百万ポンドであった。かかる減少は、ワクチン接種プログラムが世界的に開始されたことによる金融市場の全体的安定化の他、新型コロナウイルスの大流行からの景気回復への期待に対応するものである。信用スプレッドは、年始以降縮小しており、信用スプレッドの非トレーディングVaRを減少させた。トレジャリー・ボンドの利回りは、3月まで大幅に急上昇したが、その後市場が新型コロナウイルスからの景気回復に牽引されたインフレ率を評価したために元に戻った。トレジャリー・ボンドの利回りが上半期において変動したため、マーケット・トレジャリー事業部門は、質の高い流動性資産（HQLA）のポートフォリオを積極的に管理したことにより、2021年の金利非トレーディングVaRが若干変動した。

2021年における当行グループの非トレーディングVaRは、以下の表のとおりである。

非トレーディングのバリュー・アット・リスク、99%保有期間1日

	金利(IR)	信用スプレッド (CS)	ポートフォリオ の分散化 ¹	合計 ²
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2021年6月30日に終了した半年間	29.6	8.0	(6.6)	31.0
平均	27.6	10.9	(5.7)	32.8
最高	34.6	12.7	-	37.8
最低	20.6	7.9	-	29.1
2020年6月30日に終了した半年間	23.4	13.7	(4.4)	32.7
平均	17.4	10.2	(4.2)	23.4
最高	26.8	14.8	-	32.7
最低	14.3	5.7	-	15.2
2020年12月31日に終了した半年間	25.1	11.6	(3.4)	33.3
平均	21.9	12.3	(6.3)	27.9
最高	28.8	16.6	-	35.0
最低	14.3	5.5	-	15.0

¹ ポートフォリオの分散化とは、異なる種類のリスクが含まれているポートフォリオを保有することによる市場リスクの分散効果をいう。これは、非体系的な市場リスクの減少を表す。非体系的な市場リスクは、例えば、金利、株式、外国為替等、多種多様な種類のリスクを一つのポートフォリオの中で一緒に組み合わせた場合に発生するリスクである。これは、個別リスク種類別VaRの合計と組み合わせたVaRの合計の差額として測定される。マイナスの数字は、ポートフォリオの分散化のメリットを表す。リスクの種類が異なれば、最高値の日も異なるため、そのような測定値についてポートフォリオの分散化のメリットを計算する意味はない。

² 分散化効果があるため、VaRの合計は、すべての種類のリスクを足した値とは等しくならない。また、VaRに基づくRNIVも含まれる。

保険引受業務リスク

概要

当行グループの保険業務におけるリスクの大半は、引受業務で発生しており、金融リスクおよび保険リスクに分類することができる。金融リスクには、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが含まれる。一方、保険リスクとは、金融リスク以外の、保険契約の契約者から発行会社であるHSBCグループに損失が移転されるリスクをいう。保険金の請求および給付の費用は、死亡率および罹患率の他、失効率および解約率等、様々な要因の影響を受ける可能性がある。

保険業務のリスク管理に関する当行グループの方針および実務、保険モデルならびに当行グループが引き受けた主な契約の概要については、2021年4月30日提出の有価証券報告書の「第3 - 2 事業等のリスク」を参照のこと。

2021年4月30日提出の有価証券報告書に記載の保険業務に起因するリスクの管理に関する当行グループの方針および実務に重大な変更はなかった。

2021年上半期の保険引受業務リスク・プロファイル

当行グループの保険引受業務のリスク・プロファイルは、HSBCグループがさらされたリスクを支える財務能力に基づき、HSBCグループの内部自己資本十分性評価プロセス（ICAAP）で評価されている。自己資本十分性は、HSBCグループの経済的資本ベースおよび該当する現地保険規制ベースの双方で評価されている。当行グループの経済資本ベースは、おおむね欧州ソルベンシー 規制に準拠している。リスク選好バッファは、双方のベースで業務が支払能力のある状態を維持できるように設定されており、通常業務のボラティリティおよび極度であるが起こり得るストレス事象を考慮に入れている。加えて、保険引受業務は、取締役会が承認したリスク選好限度額に対する市場リスク、流動性リスク、信用リスク、引受リスクおよび非金融リスクのエクスポージャーも管理している。保険業務の財務力に対する主要なリスク要因である金利および株価は、2021年上半期中におおむね上昇した。これは、資本ポジションおよび金融リスク・エクスポージャーに有利な影響を及ぼした。その結果、2021年6月30日現在の当行グループの保険業務の資本リスクおよび金融リスクのポジションの大半は、リスク選好度の範囲内に留まった。ただし、利下げがマージンに影響を及ぼし、当行グループの保険商品への利益感応度を上昇させることから、当行グループは、これらのリスクを引き続き注意深く監視している。

以下の表は、契約種類別の資産および負債の構成を示している。

契約種類別保険引受子会社貸借対照表

	DPF型契約 百万ポンド	ユニット 連動型契約 百万ポンド	その他の 契約 ¹ 百万ポンド	株主資産 および負債 百万ポンド	合計 百万ポンド
金融資産	19,680	2,658	241	2,591	25,170
- 公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定される金融資産	9,494	2,597	84	1,287	13,462
- デリバティブ	36	-	-	1	37
- 償却原価で計上する金融投資	516	-	-	26	542
- その他の包括利益を通じて公正価値評価で測定される金融投資	8,069	-	103	1,148	9,320
- その他の金融資産 ²	1,565	61	54	129	1,809
再保険資産	-	55	126	-	181
PVIF ³	-	-	-	783	783
その他資産および投資不動産	747	1	1	41	790
2021年6月30日現在の資産合計	20,427	2,714	368	3,415	26,924
公正価値評価の指定を受けた投資契約に基づく負債	-	1,000	-	-	1,000
保険契約に基づく負債	20,296	1,708	328	-	22,332
繰延税金 ⁴	130	6	-	46	182
その他負債	-	-	-	1,877	1,877
2021年6月30日現在の負債合計	20,426	2,714	328	1,923	25,391
2021年6月30日現在の資本合計	-	-	-	1,533	1,533
2021年6月30日現在の負債および資本の合計	20,426	2,714	328	3,456	26,924

契約種類別保険引受子会社貸借対照表（続き）

	DPF型契約 百万ポンド	ユニット 連動型契約 百万ポンド	その他の 契約 ¹ 百万ポンド	株主資産 および負債 百万ポンド	合計 百万ポンド
金融資産	20,261	2,412	249	2,490	25,412
- 公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定される金融資産	9,148	2,352	92	991	12,583
- デリバティブ	76	-	-	2	78
- 償却原価で計上する金融投資	372	1	-	17	390
- その他の包括利益を通じて公正価値評価で測定される金融投資	8,724	-	112	1,341	10,177
- その他の金融資産 ²	1,941	59	45	139	2,184

再保険資産	-	47	134	-	181
PVIF ³	-	-	-	647	647
その他資産および投資不動産	809	1	-	60	870
2020年12月31日現在の資産合計	21,070	2,460	383	3,197	27,110
公正価値評価の指定を受けた投資契約に基づく負債	-	944	-	-	944
保険契約に基づく負債	20,962	1,512	342	-	22,816
繰延税金 ⁴	107	3	-	39	149
その他負債	-	-	-	1,776	1,776
2020年12月31日現在の負債合計	21,069	2,459	342	1,815	25,685
2020年12月31日現在の資本合計	-	-	-	1,425	1,425
2020年12月31日現在の負債および資本の合計	21,069	2,459	342	3,240	27,110

- 1 「その他の契約」には、定期保険および信用生命保険が含まれる。
 2 主に、銀行に対する貸付金、現金および他の非保険法人との間の会社間残高で構成される。
 3 有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）。
 4 「繰延税金」には、PVIFの認識に起因して発生した繰延税金負債が含まれる。

市場リスク

概要およびエクスポージャー

市場リスクとは、当行の資本または収益に影響を及ぼす市場要因が変化するリスクである。市場要因には、金利、株式、成長資産および外国為替レートが含まれる。

当行グループのエクスポージャーは、発行した契約の種類により異なる。当行グループの最も重要な生命保険商品は、フランスで発行される裁量権のある有配当性（以下「DPF」という。）型保険契約である。かかる商品には通常、保険契約者が投資した額に対するある種の元本保証または利益保証が付与されており、保険基金の全般的な運用成績により可能な場合は、これらに裁量的にボーナスが追加される。かかる保険基金は、顧客にとって今後の利益が増加するように、一部を他の資産クラスに割り当てつつ、主に債券に投資している。

DPF型商品により、当行は、資産運用益の変動リスクにさらされている。これは、当行グループの投資パフォーマンスに関する経済上の利益に影響を及ぼす可能性がある。加えて、一部のシナリオでは、資産運用益が保険契約者の金融保証の履行に不十分となることもある。この場合、当行が不足分を補填しなければならない。かかる保証費用に対する金額が、確率論的モデルに基づき計算されて引き当てられる。

現地の規則に基づき要求される場合には、かかる引当金を保険契約に基づく負債の一部として保有する。残余金は、有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）からの控除として計上される。ユニット連動型契約の場合、市場リスクを実質的に負担するのは保険契約者であるが、受取手数料は連動する資産の市場価値と関連するため、一部の市場リスク・エクスポージャーは通常残る。

感応度

以下の表は、金利および株価に関する特定のシナリオが、当行グループの当期利益および保険引受子会社の資本合計に及ぼす影響を示したものである。

適切な場合、税引後当期純利益と資本に係る感応度テストの影響には、PVIFへのストレスの影響が含まれている。

保証費用および施行され得るヘッジ戦略の影響もあり、利益および自己資本合計とリスク要因とは非線形関係にある。このため、開示された結果から推定して、異なる度合いのストレスに対する感応度を測定すべきではない。同様の理由から、ストレスの影響も必ずしも上方と下方とでは対称ではない。感応度は、市場環境の変動影響を軽減する可能性のある経営管理上の対応の影響を考慮する前で表示されている。表示されている感応度は、市場金利の変動に対応して起こる可能性がある保険契約者行動の不利な変動を考慮している。なお、税引後利益と資本との間の影響の差は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債券の価値の変動によるものであり、資本にのみ計上されている。

当行グループの保険引受子会社の市場リスク要因に対する感応度

	2021年 6 月30日		2020年12月31日	
	税引後当期純利益 への影響 百万ポンド	資本合計への影響 百万ポンド	税引後当期純利益 への影響 百万ポンド	資本合計への影響 百万ポンド
イールドカーブが100ベース・ポイント上方に平行移動	91	67	110	89
イールドカーブが100ベース・ポイント下方に平行移動	(169)	(141)	(203)	(179)
株価が10%上昇	41	41	39	39
株価が10%下落	(43)	(43)	(42)	(42)

当行が発行したいずれの社債（以下「発行済社債」という。）の潜在的な投資家も、当行グループの事業および当行グループが事業を行う業界に関連するリスク要因とともに、本項におけるその他のすべての情報（とりわけ、本項において言及される、当行の発行済社債に基づく債務の履行能力に影響を及ぼす可能性があり、当行が当行グループに関連する主たるリスク要因であると判断するリスク要因。）について慎重に検討すべきである。

本「事業等のリスク」の項に記載される当行グループに関連するリスク要因は、当行が発行する発行済社債に投資家が投資する際に直面する可能性のある、当行グループに関連するすべてのリスクを網羅した一覧または説明ではない。当行グループに関連する追加的なリスクおよび不確実性で、現在当行グループが知り得ていないリスク、または当行グループが現在重要ではないとみなしているリスクも、個別にまたは累積的に当行グループの事業、予測、経営成績および／または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、かかるリスクが発生した場合、当行が発行した発行済社債の価格は下落し、投資家はその投資の全額または一部を失う可能性がある。

当行グループに関連するリスク

当行がその発行済社債に関連して投資家に対して負う義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性のある、当行グループに関連するリスク要因は、以下に記載されるとおりである。

マクロ経済的リスクおよび地政学的リスク

現在の経済および市況は当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある

当行グループの収益は、世界および各国の経済および市場の状況に影響されている。

このような先行き不透明な、時に変動しやすい経済情勢は、引き続き当行のような金融サービス企業にとって難しい事業環境を生み出すおそれがある。特に当行グループの業務および運用モデルは、これらの要因に関連して以下のような課題に直面しており、今後も直面する可能性がある。

- ・ 新型コロナウイルスの大流行およびその世界経済への影響は、（とりわけ）当行をはじめとする金融機関の収益性、資本および流動性に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 不況時に、または経済活動が鈍化もしくは今後も低迷した場合、信用力のある顧客からの借入需要が減少する可能性がある。
- ・ 低金利またはマイナス金利は、当行グループの正味受取利息を減少させることから、当行グループの収益性に影響を及ぼす可能性がある。収益性の悪化は、財務安定性に影響を及ぼし、その後与信の引締めが生じるおそれがある。
- ・ 他の金融機関から借り入れたり資金調達を行ったりする当行グループの能力が市場の混乱により悪影響を受ける可能性がある。
- ・ 市場の動向が予想した水準を超えて消費者および企業のマインドを押し下げる可能性がある。例えば、経済成長が減速した場合、資産の価格および支払いのパターンに悪影響を及ぼし、当行グループにおいては、予想を超える延滞の増加、債務不履行率の上昇およびECLの増加が発生するおそれがある。しかし、成長が加速し過ぎた場合、特に不動産セクターにおいて新たな資産評価バブルが発生する可能性もあり、これは潜在的に当行のような金融機関に悪影響を及ぼすおそれがある。

これらの事象や状況のいずれかが発生した場合は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび顧客に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、事業を展開する国で政治的リスク、社会的リスクおよびその他のリスクにさらされている

当行グループは、子会社および関連会社からなる国際ネットワークを通じて事業を展開している。当行グループの業務は、以下に掲げるものも含め、かかる法域で潜在的に好ましくない政治、社会、環境および経済の動向の影響を受けている。

- ・ クーデター、内戦またはテロ行為
- ・ 政治不安および / または社会不安
- ・ 地政学的緊張
- ・ 気候変動、疫病およびパンデミック（例えば、新型コロナウイルスの大流行。）等の不可抗力ならびに自然災害（例えば、洪水およびハリケーン。）
- ・ 交通麻痺または停電等のインフラ問題

上記はいずれも、信用RWAに影響を及ぼす可能性があり、かかるリスク事由またはリスク動向のいずれかにより発生した財務損失も、資産の価値および顧客の信用力を毀損するおそれがある。かかるリスク事由またはリスク動向により、当行グループのサービスにも混乱が生じる可能性があり、場合によっては当行グループの業務に物理的な損害ならびに / または当行グループの従業員および顧客の安全性に対するリスクが発生する可能性がある。

地政学的緊張が高まるにつれ、多国籍企業がある法域で法律上または規制上の義務を遵守した場合、他の法域よりも当該法域の法律上または政治上の目的を支持しているとみなされることがあり、当行グループにとっては、レピュテーション・リスクおよび政治リスクが高まる可能性がある。

当行グループの方針は、事業を展開する各法域の適用法令のすべてを遵守することであるが、地政学的リスクおよび地政学的緊張とともに、当行グループのコンプライアンス義務の潜在的曖昧さは、今後も当行グループにとっての課題およびリスクであり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および顧客に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、政府介入リスクを含め、世界の地政学的動向から影響を受ける可能性がある。

経済のグローバル化は、国際システムに深く根付いているように見受けられる一方で、ますます国家主義および保護主義に直面するようになっており、こうした傾向を国際機関が食い止めることもより困難となる可能性がある。例えば、欧州においては、特に英国のEU離脱および移行期間の終了を踏まえ、今もなお経済および政治の先行きに不透明感が広がっている（「英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。アメリカ合衆国（以下「米国」という。）およびヨーロッパから中国および新興市場へと世界の勢力が分散している状況も既に発生しているようであり、米中間の競争激化の背景となっている。さらに、ロシアの政府、機関および個人を対象とした制裁もロシア経済に既に悪影響を及ぼしており（現在も悪影響は続いており）、追加的制裁の可能性もある。

貿易障壁を含め、国家主義および保護主義の台頭は、大衆感情および先進経済国および開発途上経済国が直面している構造的課題によって発生することもある。同様に、資本フローに障害が発生した場合、一部の新興市場は、金融機関およびその顧客に影響を及ぼし得る保護政策を実施する可能性もあり、他の新興市場のみならず先進市場も追随しようとする可能性がある。こうした台頭は、世界貿易の脆弱化を招き、潜在的には当行グループの伝統的な事業に影響を及ぼすおそれがある。

当行グループの地理的な展開により、当行グループおよびその顧客は、貿易関税の実施、市場へのアクセスの制限、クロスボーダー取引能力の制限、収用、国際的所有権の制限、金利の上限設定、配当フローの制限および増税を含め、国家政府および当局が実施する保護主義政策の影響を受けやすい可能性がある。

かかる政策の相反する性質、有効期間、過熱化の可能性および世界経済に対する潜在的影響には不確実性が存在する。こうした傾向が周期的または恒久的であるかを見定めることは困難であり、それらの原因に対処することも容易ではないとみられる。かかる事象または状況のいずれかが発生した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある

英国は2020年1月31日付でEUを離脱し、2020年12月31日を最終日とする移行期間に入った。移行期間中、英国は引き続きEUの法令に従った。EU英国間貿易・協力協定は、2020年12月24日に合意に至り、2020年12月30日に英国がこれを批准した。同協定は主に商品およびサービスに焦点を当てているものの、競争、国家援

助、税務、漁業、運輸業、データおよび安全保障等、幅広いその他の分野も網羅している。しかしながら、同協定に規定されている金融サービスに関する事項は限定的である。この点について同協定には協力に関する共同宣言が盛り込まれており、これに基づきEUおよび英国は、金融サービス面での協力の枠組みを構築するための覚書について実務レベルでの交渉を終えた。正式に承認された場合、同覚書により、今後の同等性に関する決定を含め、金融サービスに関連する問題を英国EU間で協議できるようにするためのプラットフォームとなるEU英国共同金融規制フォーラムの設置を通じて、EU英国間の金融サービスの自主規制協力の枠組みが構築されるとみられる。この新たな枠組みに基づくEU英国間の協力が完全に実施されるまでには多少時間を要することから、一定の不確実性が生じ、EUおよび英国の双方も経済的悪影響を受ける可能性がある。

一方で、移行期間前からその期間中も存在していた金融パスポート制度も失効した。その結果、当行をはじめとする英国金融機関はいずれも、一部例外を除き、欧州経済圏（EEA）において規制対象商品の顧客に対する販売を継続するためのEU規制上の免許を喪失することとなった。

英国のEU離脱の影響を管理するためのプログラムにおいて、当行グループは、既存の金融パスポート権がない状態、またはクロスボーダー・ビジネスを支える規制上同等の枠組みが構築されない状態で、英国がEUを離脱するというシナリオを想定していた。同シナリオは、(i)当行グループの英国およびEUに所在するグループ会社、(ii)当行グループが提供する商品、(iii)当行グループの顧客および(iv)当行グループの従業員に影響を及ぼす。

当行グループによる移行期間終了に向けた準備の進展にもかかわらず、執行リスクは依然として存在しており、その多くがEU英国間で合意され得る金融サービスおよび金融面での同等性に関する決定の可能性についての進行中の交渉の行方が不透明であることに関連している。かかる交渉の行方によっては、当行グループの英国および欧州における運用モデルをさらに変更するための期間が短縮される可能性もある。かかるリスクのいずれかが発生した場合、当行グループの顧客および従業員が影響を受けかねない。当行グループの顧客が実際に受ける影響は個々の状況次第であるものの、最悪のシナリオでは、商品・サービス提供の混乱が含まれる可能性があり、これにより当行グループにとっては運用上の複雑性および／または費用が高まるとみられる。

中長期的には、英国のEU離脱および新たな貿易・協力協定の運用（ならびにそれらに起因し得る複雑性）により、特に英国において、市場が影響を受け、経済リスクが高まる可能性があることから、当行グループの収益性および同市場における成長見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、英国のEUをはじめとする世界各国との将来の貿易関係が完全に確立するまでには数年を要するとみられる。その結果、不透明な期間の長期化、景況の不安定化および為替レートの変動等の市場のボラティリティが発生するおそれがある。

当行グループは競争の激しい市場において事業を行っている

当行グループは、金融危機および継続する困難なマクロ経済環境に端を発する金融規制改革（英国におけるオープン・バンキングに関する競争・市場庁の決定を含む。）および増大する公衆の監視の結果、引き続き大きく変動する高度に競争的な業界において、他の金融機関と競合している。

当行グループは、洗練されたグローバルなソリューションを求める国際的に流動性のある顧客をターゲットとし、一般に、当行グループの顧客サービスの品質、当行グループが顧客に提供できる広範な商品およびサービス、当行グループの顧客ニーズを充足するこれら商品およびサービスの能力、当行グループの顧客が利用可能な豊富な販売チャネル、当行グループの革新ならびに当行グループのレピュテーションに基づき、競争を行う。これらの分野のいずれかまたはすべてにおける継続し厳しさを増す競争は、当行グループの市場シェアに悪影響を及ぼす可能性および／または競争力を維持するために当行グループの事業への資本投資を増加させる可能性がある。また、当行グループの商品およびサービスは、ターゲットとする顧客に受け入れられない可能性もある。

多くの市場において、現在の価格またはより低い価格で商品およびサービスを提供するよう、競争上のプレッシャーが増している。

その結果、当行グループが適宜その商品およびサービスを再配置しまたは再度の価格設定を行う能力は制限され、当行グループの競合他社（その商品およびサービスについて類似の手数料を請求し、または請求しない場合がある。）の活動により重大な影響を受ける可能性がある。当行グループが顧客に提供する商品およびサービスの種類の変更および／またはそれらの商品およびサービスの価格設定は、顧客および市場シェアの喪失につながる可能性がある。

さらに、市場への新規参入または新規テクノロジーにより、当行グループは、顧客を惹きつけ維持するため、商品を変更または調整するために、より多くの支出を要する場合がある。当行グループは、既存および新規の競合他社からの競争の兆候に効率的に対応できない可能性があり、顧客のニーズに対応するため、既存の商品およびサービスの改良もしくは調整または新規の商品およびサービスの開発に、事業投資の増額を余儀なくされる可能性もある。

これらの要因はいずれも、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、気候変動に関連する金融リスクおよび非金融リスクにさらされている

気候変動により、当行グループの事業および顧客のみならず、より広範には社会もリスクにさらされている。気候変動は、移行リスクおよび物理的リスクの双方を通じて当行グループに影響を及ぼす可能性がある。移行リスクは、政策および規制の改正ならびに技術の進化等を通じた低炭素経済への移行に起因して発生する可能性がある。一方、物理的リスクは、海面上昇および洪水等の異常気象またはその他の気候事象の激化および／または発生頻度の増加を通じて発生する可能性がある。気候リスクの重視は、主に政策および規制の改正の頻度および件数の結果として2020年において高まった。これは、直接的または顧客を通じて間接的に当行グループに影響を及ぼしている。

当行グループは現在、当行グループにとって気候関連リスクが顕在化する可能性が最も高いシナリオは、以下のとおりであると予想している。

- ・ 例えば規制、法律および技術の動向が顧客のビジネス・モデルに影響を及ぼし、ひいては顧客および／または座礁資産が財政難に陥る等、移行リスクおよび物理的リスクが当行グループの法人顧客に影響を及ぼす場合。
- ・ 例えば洪水または異常気象が当行グループの重要な業務に影響を及ぼす等、物理的リスクが当行グループの業務に影響を及ぼす場合。
- ・ 複数の法域において短期間での対応が求められる等、規制当局の要求の頻度、範囲および深度が高まった結果、規制コンプライアンス・リスクが発生した場合。
- ・ 異なる開発中の基準または分類法が存在しない状態で、「エコ」商品に対する需要の高まりに関連してコンダクト・リスクが発生する場合。
- ・ 高排出セクターの顧客を支援する方法に関する当行グループの決定に起因してレピュテーション・リスクが発生する場合。
- ・ 住宅用不動産が気候事象および異常気象の変化による影響を受けたことで、不動産価値および借り手の住宅ローン返済能力の双方も影響を受ける場合。）。

上記の事由は、イデオシンクラティック・リスクおよびシステミック・リスクの双方を発生する可能性があり、当行グループも財務的影響および非財務的影響を受けて、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび戦略が重大な悪影響を受ける可能性がある。

財務的影響は、例えば移行リスクおよび物理的リスクが借り手のローン返済能力に影響を及ぼした場合に、発生する可能性がある。これは、長期的にはリスク加重資産の増加、減損損失の増加および／または所要自己資本の増加を招くおそれがある。

一方、非財務的影響は、例えば新規の規制上の要件を遵守できない場合に、発生する可能性がある。加えて、当行グループの自己資産または業務も、異常気象もしくは気象パターンの慢性的な変化により、または

当行グループの気候に関連する抱負を達成するというビジネス上の決定の結果、影響を受ける可能性がある。

2020年10月にHSBCグループは、スコープ1、スコープ2およびスコープ3として知られる直接排出量および間接排出量のすべてにつき、温室効果ガス実質ゼロの企業になるという抱負を発表した。HSBCグループは、2030年までにHSBCグループの業務およびサプライ・チェーンにおいて温室効果ガス実質ゼロを達成することで、この抱負の実現を目指している。HSBCグループはまた、HSBCグループの融資先排出量（HSBCグループのポートフォリオ内の顧客からの炭素排出量）を2050年までに温室効果ガス実質ゼロにするというパリ協定の目標に合わせる計画である。かかる抱負および目標またはHSBCグループが設定し得るその他の気候関連の抱負もしくは目標を達成するために、当行グループは、気候に対する配慮を事業戦略、顧客に提供する商品およびサービス、ならびに金融リスクおよび非金融リスクの管理プロセス（気候変動の結果、当行グループが直面する各種金融リスクおよび非金融リスクを測定および管理するプロセスを含む。）に組み込む必要がある。当行グループはまた、当行グループの戦略およびビジネス・モデルが変化する規制上の要件および市場の期待に沿うようにする必要もある。これらの気候関連の抱負および目標を達成できるか否かは、顧客が気候に及ぼす影響を測定および評価するためのデータの入手、低炭素技術の進歩、ならびに当行グループが事業を展開する市場において支えとなる公共政策等、当行グループの支配の及ばない様々な要因にもよる。こうした外的要因およびその他の変更が発生しなかった場合または適時に発生しなかった場合、HSBCグループは気候関連の抱負および目標を達成できず、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しが重大な悪影響を受ける可能性もある。

外国為替レートの変動が当行グループの業績に影響を及ぼす可能性がある

当行グループは、会計書類を英ポンド建てで作成している。しかしながら、当行グループの資産、負債、運用資産、収益および費用の相当部分が他の通貨（主にユーロおよび米ドル）建てである。為替レートの変動は、当行グループの会計基準、収益（報告ベース）、費用、キャッシュ・フローおよび株主資本に影響し、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

市場の変動は当行グループの収益またはポートフォリオの価値を減少させる可能性がある

当行グループの事業は、本質的に、金利、インフレ率、信用スプレッド、為替相場、コモディティ、株式、社債および不動産価格の変動、ボラティリティ上昇等の金融市場、経済全般のリスクならびに当行グループの顧客が当行グループの業務、価格設定およびヘッジの前提に反した行動を取るリスクにさらされている。

2020年2月以来、特に新型コロナウイルスの大流行が続いている結果、市場のボラティリティが高まっており、継続的な市場の動きは、様々な主要分野で当行グループに重大な影響を及ぼす可能性がある。例を挙げると、銀行業務およびトレーディング活動は、金利リスク、為替リスク、インフレ・リスクおよび信用スプレッド・リスクにさらされている。金利水準、公定金利に対する銀行間スプレッドおよびイールドカーブの変動は、貸付および借入コスト間の金利スプレッドに影響する。金利環境の変化は、繰上返済に影響を及ぼし、当行グループの利付資産の加重平均期間を変化させ、結果的に当行グループに重大な悪影響を与える可能性がある。ボラティリティおよびマージンが将来変動する可能性は残っている。

既存の顧客商品に対する固定金利または商品条件に対する競争圧力により、当行グループが、公定金利およびホールセール市場金利の変動に対応して、顧客金利を変更する余地が制限されることがある。

当行グループの確定給付型年金制度は、その資産および負債により市場リスクにさらされている。負債割引率により、金利リスクおよび信用スプレッド・リスクに対するエクスポージャーが発生するが、固定金利の資産およびスワップにより一部相殺されるに過ぎない。資産によっても、株式の市場価値の変動に対するエクスポージャーは発生する。

当行グループの保険業務においても、市場の変動により保険商品の債務額とその裏付けになる投資資産の間にミスマッチが生じる可能性がある。市場リスクは、当行グループの保険商品に対して、その商品および関連契約に応じて、様々な形で影響する可能性がある。例を挙げると、資産利回りおよび負債利回りならびに期日のミスマッチは、金利リスクを生む。こうしたリスクには顧客が直接負担するものと、市場への過大投資により保険業務が負担するものがある。保険契約には、不利な投資市場において価値が上昇する保証およ

びオプションを含むものがある。保険業務には、そうした保証およびオプションの費用の一部を負担するリスクがある。投資市場の実績は、このように保険および投資契約に織り込まれている価値ならびに当行グループの経営成績、財政状態および見通しに直接影響する可能性もある。

市場条件の変化の程度を正確に予想することは困難であり、そうした変化は、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性または直ちに現金化できる資金の調達、当行グループの業務にとって極めて重要である

当行グループの有担保・無担保借入能力およびそのコストは、金利または信用スプレッドの上昇、信用枠、流動性関連の規制要件または当行グループもしくは銀行業界に関する市場認識（当行グループの現実または想定された信用度を含む）の影響を受ける可能性がある。

当座預金および要求払い預金または通知預金が、当行グループの資金調達の一部を占めており、当行グループは、その安定性確保を重視している。預金の安定性は、当行グループの資本力および流動性に対する投資家の持続的な信頼ならびに価格設定の比較可能性および透明性に依存している。

当行グループは、預金を受け入れない機関に資金を提供し、資産と負債の期日および通貨を調整し、現地市場における存在を維持するため、ホールセール市場にも参加している。

無担保の長期もしくは短期債券資本市場において資金調達する能力または有担保貸付市場にアクセスする能力がなければ、当行グループの流動性に重大な悪影響が及ぶおそれがある。

マクロ経済の成長不振、市場の混乱または規制の変化により、当行グループの資金調達コストが増大するか、当行グループの事業を維持または拡張するための資金調達能力に問題が生じる可能性がある。

当行グループが、預金を通じておよび／または資本市場において十分な資金を調達できなくなった場合、当行グループの流動性ポジションは悪化し、当行グループは、預金の引出要求または満期支払いに応じられない、借入金の期日返済ができなくなる、契約と信枠および保証契約に基づく当行グループの債務返済ができなくなる、規制上の資金調達要件を遵守できなくなる、一部の資本・負債管理活動を行えなくなる、または新規ローン、投資および事業に対する資金供給ができなくなるおそれがある。当行グループは、資金提供コミットメントの縮小を目的とした、これまで処分の対象となっていなかった資産の処分を含め、当行グループの債務返済のために無傷の資産を整理する必要性が生じるかもしれない。流動性逼迫時には、当行グループが当行グループの資産の一部が売却できない、一部のレガシー・ポートフォリオの削減および売却を維持することができない、不利な価格で売却しなければならないおそれがあるが、いずれの場合においても、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業モデルに対するマクロの健全性、規制および法律に関連するリスク

当行グループは、多数の法規制の要件および動向ならびに規制当局または政府の方針変更の影響を受けており、適用あるすべての規制、特にそれらの改正を遵守できない可能性がある

当行グループの事業は、現行の規則および関連規制のリスクにさらされている。このリスクには英国およびEUをはじめとする当行グループが事業を行っている市場における法律、規則、政策、自主規制および解釈の変更等による影響が含まれている。これは、新型コロナウイルスの大流行による経済的影響が長期化すると予想されており、その結果、規制当局による介入の件数が増加し、その内容も多岐にわたっていることから、特に当てはまる。さらに、規制当局が域外でも効力を有する規制を意図的に施行したり、当行グループの業務が、当行グループは「現地の」法律および規則を幅広く実施する義務を負うことを意味することから、これらの変更の多くはそれらが施行された国を超えて効力を有するようになっている。

近年、規制当局および政府は、金融サービス業界の健全性規則、および金融サービス事業が実施される方法に焦点を当てている。これらの措置は、強化された資本、流動性および資金要件、銀行による一定の活動の分離または禁止、資本市場活動の運用の変更、税金徴収および取引税の導入、報酬実務の変更および業務実施方法に関するより詳細な要件を含む。英国、EUまたはその他の法域の政府および規制当局は、既に特定された業界のリスク分野または新たな分野に関しさらに介入する可能性があり、これは当行グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

規制の改正が当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジション、評判および発行済社債の市場価値に重大な影響を及ぼす可能性がある分野は、以下を含むがこれらに限られない。

- ・ 新型コロナウイルスの大流行に対する規制当局の対応およびそれが銀行の信用リスク管理プロセスおよび引当プロセスに及ぼす影響、資本十分性および流動性、ならびに返済延期等の支援策の実施期間中または終了後もしくは削減後の顧客の取扱いを含む、影響を受けやすい顧客の再重視。
- ・ 政府、中央銀行もしくは規制当局の方針または競争に関する方針の全般的な変更、または当行グループが事業を行っている特定の市場における投資家の意思決定に影響を与えられる規制制度の変更。例えば、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）、英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）、金融政策委員会（以下「FPC」という。）で構成され、欧州中央銀行（ECB）に監督権限を付与している英国の規制構造は、当行グループおよびその活動に影響を及ぼす可能性がある。特にFPCは、リスクが高いとみなされるセクターに貸付を行うための資本を積み増すよう英国の銀行に指示する権限、および金融安定に対する脅威が持ち上がったと判断された場合には銀行に必要とされる資本額を増加する権限を有する。
- ・ 一定の業務（トレーディング業務を含む。）のリングフェンス化に関するフランスおよびドイツの法律を含め、多くの法域で提案または施行される、一部の銀行業務およびその他の業務の構造的分離、ならびに一部の自己勘定取引業務の禁止。
- ・ （とりわけ）コア預金をホールセール業務および投資銀行業務から法律的に分離すること（一般的にはリングフェンス化と称される。）を義務付ける2013年金融サービス（銀行改革）法の今後の進展およびそれに違反した場合の影響。特に、英国のリングフェンス体制における現行の要件を遵守するために、当行グループは、その業務およびインフラが英国リングフェンス法令に規定された共有サービス、独立性および破綻処理に関する要件を遵守するようにしなければならない。かかる要件には、関連するオペレーショナル・リスクを伴う上、コストの増加を招き、法令違反のリスクを高め得る情報技術インフラ、人的資源および重要な業務受託請負業者等の分野におけるものも含まれる。エイチエスピーシー・ユーケーおよび当行グループとの間の取決めは、こうした要件を充足する必要があるほか、アームズ・レングス・ルールを基に実施される必要がある。英国リングフェンスに関連する法令および規則を遵守するためにエイチエスピーシー・ユーケーと当行グループとの間でインフラまたは機能を一部重複させる必要があり、その結果として生じる非効率化により、費用の増加および／または（暫定的および定期的な）当行グループの事業および業務の変更が生じた。
- ・ 異なる国で異なる効果を有する可能性のある、HSBCグループ、当行グループおよび個別のグループ会社の破綻処理戦略に関する取決めに由来する規制。
- ・ 経済協力開発機構（OECD）が導入した共通報告基準等、税務情報を共有するためのイニシアチブを含む、域外適用される法律。
- ・ 世界全体での一定の銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）参照の廃止、および新たな代替レートへの移行（詳細については、下記の「当行グループは、ベンチマーク指数の変更に関連するリスクを効果的に管理できない可能性がある」を参照のこと。）。
- ・ 当行グループの事業運営方法に影響を及ぼす英国のEU離脱およびEU金融サービス規制から英国法への転換。
- ・ EU市場へのアクセスという点でEU法上「第三国」として取り扱われること（詳細については、上記の「英国のEU離脱後のEUとの貿易関係は、当行グループの運用モデルおよび業績に悪影響を及ぼす可能性がある」を参照のこと。）。
- ・ バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル」という。）は、2017年12月に世界的資本・流動性規則を強化するための改革（以下「バーゼル 改革」の最終版に同意した。バーゼル 改革は2023年1月1日付で施行される予定であり、総資本フロアについては5年間の移行措置が設けられている。こうした総資本フロアは、移行期間の終了時に各銀行のRWA合計が標準的手法により算出したRWA合計の72.5%以上になるようにするためのものである。最終的な基準は、効力発生前に現地法として内国法化する必要がある

る。2019年6月にEUは、規制(EU)第575/2013号を改定するための規制(EU)第2019/876号(以下「CRR」という。)を制定した。これによりEUは、自己資本体制の変更に加え、EUにおいて自己資本および適格債務最低基準(以下「MREL」という。)として知られる金融安定理事会(FSB)の総損失吸収力(TLAC)要件の変更が実施されることとなった。かかる変更には、トレーディング勘定の抜本的見直しに基づく市場リスク規則の変更、カウンターパーティ・リスク測定の標準的手法の変更、ファンドへの株式投資規則の改正、大規模エクスポージャー規則の改正、新たなレバレッジ比率規則および安定調達比率の導入等、バーゼル改革を反映するためのEU法改正の第一段も含まれる。バーゼル改革の最終版のさらなる施行については、今後のEU法案で取り上げられるとみられる。CRRの改正点の多くは2021年6月まで発効しないことから、2020年12月31日時点では英国法として内国法化されておらず、英国では個別に実施される予定である。2021年2月に英国財務省は、ファンドへの株式投資に関する同等性体制に関するものも含め、英国版CRRの施行に係る一定の要素を明確化した諮問書を発表した。その結果、英国健全性監督機構(PRA)も、レバレッジ比率に関連する改正を除き、すべての主要な要素を網羅したCRRの施行に関する独自の諮問書を発表した。CRRの基準を実施するための法律および規則は、2022年1月1日付で施行される見通しである。PRAは、金融安定政策委員会および健全性規制委員会による見直しが2021年夏に完了し次第、独自のレバレッジ比率変更案を発表する計画であることを確認している。バーゼル改革の未着手の要素は、英国において個別に実施される見通しだが、PRAは未だそれらを審議していない。各国には多くの裁量権が与えられおり、さらなる補足の実務的基準を開発する必要があることから、バーゼル改革の影響については、相当の不確実性が残っている。英国におけるバーゼル改革の未着手の要素の実施は、バーゼルの日程に合わせ2023年1月1日付になるとみられる。

- ・ 低炭素経済への移行に起因する移行リスクを含め、世界的な健全性に関する枠組みに組み込まれることとなる気候変動が財務に及ぼす影響。
- ・ 企業のガバナンスおよびリスク管理の枠組み(特に、気候変動リスクおよびその他の環境・社会・ガバナンス(ESG)リスクの管理)に対する規制当局の期待の高まり、ならびにESGに関する開示・報告義務の強化。
- ・ 内部格付手法(IRB)のモデリング要件の変更を含め、業界全体の検証の結果としてのより厳格な自己資本要件、流動性要件および資本調達要件の実施(例えば、構造的為替リスク。)
- ・ 規制当局および政府当局による、より広範囲な金融サービス・セクターの業務回復力に対する注目の高まり。
- ・ 反競争的取引慣行に対する法の執行にあたり、英国および欧州のレベルでの金融セクターに対する競争法執行機関からの継続的注視(英国においては、FCAおよび支払制度監督当局が競争法執行機関である。)。また、主張される競争法侵害に関連する損害賠償訴訟の増加も生じている。現在、その多くは英国で提起されているが(例えば、ビザおよびマスターカード制度に基づくクレジットカードおよびデビットカードの売上交換手数料の水準に関する英国の小売業者による現在進行中の訴訟)、将来的には、独占禁止法損害訴訟に関する欧州指令により、欧州を通じてかかる訴訟が増加する可能性が高い。
- ・ 組織の事業遂行の方法(特に、顧客のための公正な結果の提供、顧客の利益のための効果的な競争の推進ならびにグローバル金融市場の適切かつ透明な運営の確保に関するもの。)に対する規制当局、国際的な機関、組織および組合の注目度の増加。
- ・ 報酬の構造に係る規制、および当行グループ内で詳細な経営者の説明責任を求める強化された規制(英国におけるシニア・マネージャーおよび証明制度の要件ならびに各国において有効なまたは現在検討中もしくは実施中の類似の体制の要件等)。
- ・ 規制当局の企業文化、従業員の素行および内部告発に対する注目が高まった結果としての行為規範の実施(リテール・バンキング・セクター、中小企業向けバンキング・セクターおよびホールセール・バンキング・セクターならびに顧客に対する金融アドバイスの提供の業務に対する継続的な主題別レビューから生じた措置を含む。)

- ・ 人工知能およびデジタル資産（データ、IDおよび開示）の活用等、顧客保護を支えるテクノロジー、金融テクノロジー・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、バーチャル通貨（中央銀行のデジタル通貨およびグローバル・ステーブルコインを含む。）ならびにサイバー・セキュリティに対する世界的な注目、ならびにこの分野における新たなおよび／または強化された基準の導入（詳細については、「当行グループは依然として、テクノロジーに影響を与えおよび／またはテクノロジーにより促進される、広い範囲のサイバー・リスクの影響を受けている」、「当行グループの業務はHSBCグループの情報技術システムに大きく依存している」および「当行グループのデータ管理およびデータ・プライバシー統制は、データ量の増加および規制の進化を支える上で、十分に堅固ではない可能性がある」を参照のこと。）。
- ・ 金融犯罪および市場濫用に関する基準、ならびに企業が新型コロナウイルスの大流行に起因する脅威をはじめとする新たな脅威に適応し、顧客をサイバー犯罪から保護できるようにするための統制の枠組みに対する期待の高まり。
- ・ サービスおよび資源の供給業務を国外もしくは外部委託する資格、他国に所在する金融サービス会社に対して重大なリスクを移転する資格に関する国内または超国家的な要件の変更。これは、当行グループの一貫した効率的な運用モデルを実施する能力に影響を与える。
- ・ 域外効力を有するものおよび地政学的緊張に起因するものを含め、マネーロンダリングに関する調査および制裁ならびに経済制裁の適用および発動（「当行グループは、事業を展開する国で政治的リスク、社会的リスクおよびその他のリスクにさらされている」を参照のこと）。
- ・ マイナス金利の導入がもたらす業務上およびビジネス・モデル上の影響
- ・ 業務の混乱に対する金融機関の対応重視の高まりを含め、オペレーショナル・レジリエンスの様々な側面に関連する規制当局の期待の高まりおよび規制上の要件の増加。
- ・ データの完全性および規制上の報告のガバナンスに対する監督当局の期待の高まりを含め、規制上の報告義務の拡大およびさらなる複雑化に起因する金融機関にとっての課題。
- ・ 規制当局が他の金融機関に罰金を科したことから明らかとなっている、規制当局による内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性重視の継続。

当行グループは、規制上の報告の様々な側面に関する独立した外部検証の委託を含め、規制上の報告に係るプロセスおよび統制の強化を継続している。当行グループがプロセスおよび統制を強化するにつれて、普通株式等Tier 1（CET 1）比率および流動性力バレッジ比率（以下「LCR」という。）等の当行グループの規制上の比率の一部が影響を受ける可能性もある。

当行グループは、ベンチマーク指数の変更に関連するリスクを効果的に管理できない可能性がある

英国金融安定理事会は、無担保コールによる資金調達の減少により、かかる市場で参照される金利ベンチマークに構造的リスクが発生するとの意見を述べた。これを受け様々な国の規制当局および中央銀行は、こうした銀行間取引金利（IBOR）に代わる代替レート（以下「リスク・フリー・レート」または「RFR」という。）を特定し、適切な場合はRFRへの円滑な移行促進を提言する目的で、業界主導の国内ワーキング・グループ（以下「NWG」という。）を招集してきた。

英国金融行為規制機構（以下「FCA」という。）により2017年7月に行われた、2021年より後はパネル銀行に対してロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）のレートを提示するよう今後は説得または要求しない方針であるとの発表を受けて、影響を受ける通貨に関する複数のNWGは、金融機関およびノンバンクが該当するLIBORから選択したRFRへの円滑な移行を促進できるよう指示および支援するための作業を行った。さらに、2021年3月5日にFCAは、LIBOR設定についてはいずれも、(i) 英国ポンド建て、ユーロ建て、スイス・フラン建ておよび日本円建てならびに1週間物および2ヶ月物の米ドル建ての場合、2021年12月31日の後直ちに、(ii) その他の米ドル建ての場合、2023年6月30日の後直ちに、如何なる銀行間取引金利運営機関からも提供されなくなるまたは表示されなくなると発表した。LIBOR運営機関であるICEベンチマーク・アドミニストレーション（以下「ICE」という。）も、FCAによる介入またはパネル銀行からの支援がない場合、

LIBORテナーを公表せず、FCAが発表した上記の日付をもってそれぞれのレートの公表を停止すると発表した（ただし、修正された手法を用いて「シンセティック・ベース」で1以上のLIBORを公表するようICEに義務付けるFCAの権限は存在する）。

ユーロ建てリスク・フリー・レートに関するワーキング・グループは、ユーロ圏無担保翌日物平均金利（以下「EONIA」という。）が2016年EUベンチマーク規制を遵守しておらず、EONIAの手法を変更する必要があったことから、EONIAをユーロ短期金利（以下「€STR」という。）（これに固定パラメータ・スプレッドを加算。）に差し替えることを提言した。かくしてEONIAは、2022年1月3日付で中止されることとなった。

一部の主要なIBORの予想される中止、代替的なRFRの市場での採用、および当行グループによるRFRを参照する商品の開発は、当行グループ、その顧客およびより広範には金融サービス業界にとって様々なリスクをもたらす。かかるリスクは以下を含むが、これらに限られない。

- ・ IBOR参照商品の継続販売、RFR参照商品の販売および既存契約から代替レートを参照する契約への更改に起因する規制コンプライアンス・リスク、法務リスクおよびコンダクト・リスク。当行グループが一部のIBOR参照商品の販売中止に関連する規制上の目標を達成できないおそれもあり、その結果、規制当局が当行グループのIBORから代替的参照レートへの移行の準備および用意に関する調査または検証を実施する可能性もある。加えて、当行グループの販売プロセスにおいて、新製品のさらなる複雑性または新たなRFRに関する市場慣行を説明するための適切な対応ができていない場合、追加的なコンダクト・リスクが発生し、規制上の措置が講じられ、紛争のリスクが高まる可能性がある。
- ・ IBOR参照契約に規定されるフォールバック条項の執行可能性に関連する法務リスク。一部の契約については、該当するIBORの中止前に更改されず、契約当事者が契約の「フォールバック」に依拠しなければならなくなるおそれもある。こうしたフォールバック条項は、必ずしも該当するIBORの恒久的中止を想定している訳ではないため、フォールバックが契約、実務または財務の観点から機能せず、顧客にとって意図しない結果となる可能性もある。これにより苦情、訴訟および/または規制当局による措置を招く可能性もある。英国、ニューヨーク州およびEUでは、法律による解決が提案または施行されてきたが、市場参加者は、最終的に採用された提案の影響を検討する必要がある。
- ・ 移行中にわたり当行グループに影響を及ぼすIBORの中止およびRFR市場の流動性の発展に起因する金融リスク。IBORおよびRFRの金利水準の差異は、当行グループが適切な金融ヘッジを通じて積極的に管理すべきベース・リスクを発生させることとなる。トレーディング勘定および銀行勘定におけるベース・リスクは、資産・負債全体および通貨・商品全体にわたるRFRの非対照的な採用により発生する可能性がある。加えて、これは、効果的にヘッジする能力を制限する可能性もある。
- ・ 当行グループのIBOR移行プログラムが実行段階に進むにつれて高まるレジリエンス・リスクおよびオペレーショナル・リスク。その要因は、予想どおりのRFRを参照する新商品の発売増加、既存のIBOR参照契約の更改期間の短縮、ならびに新商品および移行の双方を促進するために必要なシステムの継続的変更であった。かかるリスクは、新型コロナウイルスの大流行および金利環境が顧客側の移行への用意に及ぼす影響により高まっている。これにより、移行プロセス完了までの期間が短縮されている。

上記のリスクのいずれかが発生した場合、当行グループの事業、財政状態、資本ポジション、経営成績、見通しおよび顧客が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行グループは現在または将来の法律上、規制上または行政上の措置および調査の対象となる可能性があり、その結果を予測するのは本質的に困難である

当行グループはその事業において法律上、規制上または行政上の措置および調査に関連する重大なリスクに直面している。訴訟、規制上の手続、調査、行政措置およびその他対審手続により金融機関に対して請求された損害賠償の件数および金額は、世界的に規制変更の件数が大幅に増加していること、規制当局、投資家およびその他の利害関係者が、ESGに関する開示（現地でまたは国際的に認められた基準が存在しない中で、ESG関連事項の測定および報告に関する開示を含む。）をますます重視していること、ならびにメディアの注目度の増加および規制当局と一般大衆の期待するレベルが高くなっていることを含む、多くの理由により増加している。また、訴追対象となったその他の活動の中でもとりわけ、コンダクト違反の疑い、マネー

ロンダリング防止（以下「AML」という。）、贈収賄/腐敗行為防止、制裁およびテロ資金対策に関する規則の違反、独占禁止違反、市場操作、脱税ぼう助および資格のないクロスボーダーの銀行サービスの提供に関する、金融機関の刑事訴追が、より一般的になり、メディアの注目度の増加ならびに検察官および公衆の期待の増加を受けて、より高い頻度でなされる可能性がある。

当行グループまたはその子会社1社以上に対して法律上、規制上または行政上の措置または調査があった場合、とりわけ相当額の罰金、民事罰、刑事罰、排除措置命令、賦課金、主要な免許の停止もしくは取消し、一部の事業からの撤退命令、その他の懲罰処分ならびに/または預金者およびその他利害関係者からの資金の引上げを伴うおそれもある。当行グループまたはその子会社1社以上に対して訴訟、規制上の手続、行政措置、調査またはその他对審手続が行われるおそれがある場合または実際に行われた場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行グループの財務諸表には、法的手続、規制上の問題および顧客関連の是正問題に対する引当金が計上されている。法的手続、規制上の問題および顧客関連の是正問題に対する引当金は概して、他の種類の引当金よりも高度な判断を要し、こうした手続および是正問題にかかる実際の費用は、現行の引当金を超過する可能性もある。

当行グループおよびその子会社は、引き続き数多くの重要な法的手続、ならびに規制上の措置および調査の対象となっている（その多くについては、2021年4月30日提出の有価証券報告書「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記32「法的手続きおよび規制事項」に記載されている。）。当行グループの事業に関する多くの法的、行政上およびその他の対審手続、特に、様々なクラスの原告のために提起された事案、不特定もしくは不確定の金額の損害賠償を求める事案または新しい種類の法的主張を含む事案については、本質的にその結果を予測することが困難である。また、当行グループは将来、新型コロナウイルスの大流行に関連する世界市場のボラティリティに起因する紛争等、追加の法的手続、調査または規制上の措置に直面する可能性があり、これには、他の法域におけるものおよび/または既存の法的手続、調査もしくは規制上の措置に類似の、もしくはそれより広範な事項に関するものが含まれる。かかる手続の1以上において不利な結果が出た場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは規制上のストレス・テスト要件を充足できない可能性がある

当行グループは、2021年4月30日提出の有価証券報告書「第3 - 2 事業等のリスク - リスク管理 - ストレス・テスト」に記載のとおり、複数の法域において、規制上のストレス・テストの適用を受ける。これらのテストは、潜在的な経済または金融状況の悪化に対する銀行の信頼性を評価し、銀行が、その事業プロファイルに関連するリスクを考慮した強固で将来を見越した資本計画プロセスを有していることを確保するために設計されている。規制当局による調査は、量的および質的基準の双方で行われる（後者は、当行グループのデータ提供、ストレス・テスト能力ならびに内部管理プロセスおよびコントロールに焦点を当てる。）。

規制当局のストレス・テスト・プログラムの量的要件もしくは質的要件を充足できない場合、または当行グループのストレス・テストの結果および資本計画を規制当局が承認しない場合、当行グループは、自行の資本ポジションの強化および/または特定の子会社に対する追加的な資本の拠出をせざるを得なくなり、ひいては当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジションおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

発行済社債および当行は、銀行法に基づき一定の銀行破綻処理権限に服する

信用機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを構築する指令第2014/59/EU号（その後の随時の改正、補足または差替を含め、以下「BRRD」という。）は、信用機関およびその親会社ならびにその他のグループ会社の再生および破綻処理に関する欧州を通じた枠組みを定めたものである。BRRDは、不健全なまたは破綻した機関の重要な財務および経済機能の継続性を確保するため、十分に早期にかつ迅速に当該機関に介入するための一連の手段を関連当局に提供するとともに、経済および金融システムに対する機関の破綻の影響を最小化することを目的とする。英国では、2009年銀行法（その後の改正を含め、以下「銀行法」とい

う。)により、BRRDの規定の大半が施行されており、同法は先般、他の規則の中でもとりわけ、2020年銀行再生・破綻処理(改正)(EU離脱)規則により改正された。同規則は、移行期限(2020年欧州連合(離脱合意)法において定義される。)までの施行を義務付けたBRRDの先般の改正の一部を英国法として内国法化したものである。

(a) 法定の介入権限

当行は、銀行法の適用を受ける。銀行法は、英国の銀行が財政難に陥った場合、あるいはその可能性がある場合、英国財務省、イングランド銀行(以下「BoE」という。)、PRAおよび/またはFCA(それぞれ以下「英国破綻処理当局」という。)に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与えるものである。これらの権限は、(a)英国の銀行もしくはその親会社が発行するすべてもしくは一部の有価証券、または英国の銀行もしくはその親会社のすべてもしくは一部の不動産、権利、負債(当行の発行済社債を含む。)を、商業上の買い手、または有価証券の場合は英国財務省またはその被任命者、不動産、権利または負債の場合は、BoEが保有する法人に譲渡する権限、(b)当事者による契約終了、もしくは債務返済の加速を認める規定を含む、デフォルト条項、契約、その他の合意を無効にする権限、(c)英国の銀行に関して、特定の新たな破綻処理手続を開始する権限、(d)英国の銀行の移管先または後継となる銀行が効果的に運営できるよう、公正な対価において、英国の銀行またはその親会社と、そのグループの事業(グループのメンバーでなくなった事業も含む)の間での契約上の義務を無効とし、変更し、または課す権限を含む。銀行法はまた、英国財務省が潜在的には遡及効果を持って特別破綻処理制度の権限を効率的に活用することを可能とする目的で、同法をさらに変更する権限を英国財務省に付与する。

(b) 資本証券および負債の元本削減権限および転換権限ならびに/またはペイルイン権限

英国破綻処理当局に付与された権限はまた、特定の債権者の債権を変更または消滅させる権限を含む。これらの権限は、「資本証券および負債の元本削減および転換」権限ならびに「ペイルイン」権限を含む。

資本証券および負債の元本削減および転換の権限は、対象の機関が存続不能の状態に達したが、資本証券または(当該機関が破綻処理機関でない場合には)一定の内部非自己資金負債(以下「内部負債」という。)以外の証券のペイルインは要求されないと英国破綻処理当局が判断した場合、(ただし、元本削減権限および転換権限を行使した場合であっても、その後のペイルイン権限の行使が妨げられる訳ではない。)、または破綻処理の条件が充足された場合に用いられる。この権限を行使して行われた元本削減または転換については、普通株式の場合、その他Tier 1金融商品が影響を受ける前に、その全額につき元本削減、消却または既存株主から充当されるように、その他Tier 1金融商品の場合、Tier 2金融商品が影響を受ける前に、その全額につき元本削減または転換されるように、(当行のように破綻処理機関でない場合において)Tier 2金融商品の場合、内部負債影響を受ける前に、内部負債がその全額につき元本削減または転換されるように、特定の順序で実行されなくてはならない。資本証券および負債の元本削減および転換の権限が行使される場合、元本削減は無期限であり、投資家は対価を受領しない(ただし、元本が削減される証券の保有者に対するCET 1証券の発行が要求される場合がある。)。資本証券および負債の元本削減および転換の権限は、(下記のペイルイン権限とは異なり、)「清算手続を適用した場合よりも債権者が不利にならない」(no creditor worse off)原則の適用を受けない。

ペイルイン権限は、英国破綻処理当局に、特定の債権(発行済社債に基づき支払われるべき金額がこれに該当する可能性がある。)を他の有価証券(存続組織または親会社(もしあれば)の普通株式を含む。)に転換させるため、および/またはかかる債権の条項を変更もしくは修正するため(発行済社債の満期または発行済社債について支払われるべき利息金額もしくは利息の支払日の変更を含む。また、一時的に支払いを停止することによるものを含む。)、破綻金融機関またはその持株会社の一定の無担保負債(発行済社債を含む。)の元本金額または利息の全部または一部を取り消す権限を付与する。銀行法は英国破綻処理当局に、通常の倒産における順位と異

なる特定の優先順位に従いペイルイン権限を適用することを要求する。特に、英国破綻処理当局は、()その他Tier 1 資本、()Tier 2 資本、()その他劣後債権、および()一定の優先債権の順位で負債の元本を削減または転換をしなければならない。その結果、資本証券としての適格を有する劣後の発行済社債は、資本としての適格を有しないその他の劣後債務が影響を受けない場合でも、全部または一部が削減または転換される可能性がある。これにより、該当する英国破綻処理当局がペイルイン権限を行使した場合、発行済社債は、Tier 1 またはTier 2 資本以外の当行のその他の劣後債務に実質的に劣後することとなる。発行済社債保有者と同一順位の債権を有する債権者の債権は、ペイルインから除外される可能性がある。そのような債権者が多いほど、発行済社債保有者に対するペイルインの影響は大きくなる。ペイルイン権限は、「清算手続を適用した場合よりも債権者が不利にならない」(no creditor worse off)原則の適用を受けるため、当該原則に基づき、金融機関が支払い不能に陥った場合に受けられるであろう取扱いよりも不利な取扱いを受けた株主または債権者は、補償を受ける権利を有する。

銀行法に基づくペイルイン権限の行使は一定の前提条件の制約を受けるが、当行およびその有価証券(発行済社債を含む。)に関し当該権限を行使するかを判断する際に英国破綻処理当局が考慮する特定の要素(当行グループの支配を超えた要素または当行に直接関連しない要素を含むがこれらに限られない。)に関し不確実性が残る。また、英国破綻処理当局は当該権限を行使する方法および時期について広い裁量を有する場合があるため、当行の有価証券の保有者は、当該権限の行使の可能性ならびに当行およびその有価証券に対する潜在的影響を予測するために、公に入手可能な基準を参照することができない可能性がある。

(c) 当行グループの再編を命じる権限

資本証券および負債の元本削減および転換の権限ならびにペイルイン権限に加え、銀行法に基づく英国破綻処理当局の権限は、()株主の承諾またはその他適用される手続的要件の遵守を要することなく、関連する金融機関またはその全部もしくは一部の事業を商業的条件で売却するよう指示する権限、()関連する金融機関の全部または一部の業務を「ブリッジ機関」(当該目的のために設立される、全部または一部が公的に支配される機関)に移転する権限、および()毀損した資産または問題資産を、最終的な売却または秩序だった削減を通じてその価値を最大化させる目的を持って管理することを可能とするため、公的に所有される一または複数の資産管理機関に移転することにより資産を分離する権限(これは、他の破綻処理手法と組み合わせてのみ使用することができる。)を含む。また、銀行法は英国破綻処理当局に、関連する金融機関の負債証券またはその他の適格負債の満期日および/もしくは利払日を変更する権限、ならびに/または支払いの一時停止および/もしくは負債証券の上場および取引許可の停止を課す権限を与える。

銀行法に基づく英国破綻処理当局による上記権限の行使は、発行済社債に基づく償還義務を充足する当行の能力を制限する可能性があり、当該権限(特に、資本証券の元本削減および転換の権限ならびにペイルイン権限)のいずれかの行使は、発行済社債の保有者がその投資の一部または全部を失う結果を導く可能性がある。

さらに、当行の有価証券(発行済社債を含む。)に関する、市場価格およびボラティリティを含む取引動向は、これらの権限の行使または行使の提案により影響を受ける可能性があり、その状況において、発行済社債は他の種類の有価証券に関連する取引動向に従うことが必ずしも想定されない。英国破綻処理当局による銀行法に基づく措置の実行または銀行法に基づく権限が行使される方法が、発行済社債の保有者の権利、発行済社債への投資の市場価値および/または発行済社債に基づく義務を履行する当行の能力に重大な悪影響を与えないという保証はない。

銀行法は、一定の条件のもと破綻処理機関に公的経済支援を提供することを定めているが、公的経済支援は、英国破綻処理当局が実務上可能な最大の範囲でペイルイン権限を含むすべての破綻処理手法を評価および活用した後の最終手段としてのみ使用されるべきであると定める。従って、かかる支援が提供されたとしても、発行済社債の投資家が当該支援から利益を享受する可能性は低い。

当行グループは、当行グループが事業を展開している国々の租税関連リスクにさらされている

当行グループは、事業を展開しているすべての国の税法の実体および解釈に服しており、それに関連して税務当局による定期的なレビューと監査を受けている。こうした当行グループにおける税法の解釈および適用は、関係税務当局における解釈および適用と異なっている可能性があり、当行グループは、税務当局へ支払う予想金額に基づいて将来発生し得る納税債務を引当てている。最終的に支払われる金額は、それらの事柄の最終決着がどうなるかにより、準備された金額と大きく異なることがある。一般的に、税法改正および税率変更（政府および／または規制当局による政策変更の結果によるものを含む。）ならびに遵守しなかった場合の罰金、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、資本ポジションおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、カルチャーおよび説明責任に関する強化された規制の対象になる可能性がある

金融機関は今もなお、企業行為（特に顧客にとって公正な成果、顧客の利益のための効果的な競争の促進、個人および企業双方の行為基準の強化、ならびに世界の金融市場の秩序ある透明な運用の確保に関するもの。）に関連して、規制当局、国際機関、組織および労働組合から相当な調査を受けている。その結果、当行グループおよびその従業員は、中小企業向けバンキング・セクターおよびホールセール・バンキング・セクターの業務ならびに顧客に対する金融アドバイス提供業務に対する継続的な主題別検証から生じた措置を含め、企業カルチャー、従業員の素行および内部告発に関連して強化された規制（特に、FCAの上級管理職および認証体制、ならびに議会銀行規律委員会による広範囲な勧告の実施状況に対する英国における継続的注視）の対象となる可能性がある。規制当局、検察、メディアおよび一般人はいずれも、金融機関の行動および行為に対する期待を高めており、かかるリスク（特に、金融商品の不正販売または顧客からの苦情の不当な取扱いに関連するリスク。）の軽減に適切な管理が不十分な場合またはそれを怠った場合、規制上の制裁もしくは罰金の対象となり、または民事訴訟が増加し、当行グループの事業、財政状態、経営成績および評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの業務に関連するリスク**当行グループの業務はHSBCグループの情報技術システムに大きく依存している**

HSBCグループの情報技術インフラの信頼性と安全性は、当行グループが銀行サービスを提供しつつ、HSBCグループのブランドを守るために不可欠である。HSBCグループの決済システム、財務管理、リスク管理、信用分析および報告、会計、顧客サービスその他の情報技術システムならびに当行グループ支店および主要なデータ処理センター間のコミュニケーション・ネットワークが効果的に機能することは、当行グループの業務にとって極めて重要である。新型コロナウイルスの大流行の結果、事業継続のために対策が講じられ、当行グループも、特に新型コロナウイルスの感染が最も蔓延している国と地域で状況の監視を継続している。

重大なシステム障害、長期にわたるサービスの中断または特に秘密の顧客情報の重大なデータ・セキュリティ侵害が発生した場合、当行グループの顧客へのサービス提供能力が低下するおそれ、規則に違反するおそれおよび当行グループの業務およびブランドが長期的な損害を受けるおそれがあり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは依然として、テクノロジーに影響を与えおよび／またはテクノロジーにより促進される、広い範囲のサイバー・リスクの影響を受けている

サイバー攻撃の脅威は、金融業界全体と同様、依然として当行グループにとっての懸念事項である。今後インターネット犯罪やサイバー攻撃から当行グループの業務を守ることができなければ、財務上の損失、顧客側の混乱またはデータの喪失につながりかねない。これにより、当行グループの評判および顧客獲得・確保能力を損なうおそれもある。最も一般的なサイバー・セキュリティに対する脅威には、（マルウェアまたは不正アクセスを通じて）当行グループのシステムの脆弱性を特定しようとする事により、顧客が当行グループのオンライン・サービスを利用できないようにする意図、当行グループの事業を混乱させる意図、およびデータを喪失させる意図がある。

2020年においては、当行グループの顧客または業務に影響を及ぼす重大なサイバー関連の侵害はなかった。しかしながら、今後サイバー攻撃が、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、モデル制限またはモデル障害により損失を被り、または追加資本を維持することを要求される可能性がある

当行グループは、規制上の自己資本の計算、ストレス・テスト、与信の承認、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）に基づくECLの算出、金融犯罪・詐欺リスクの管理および財務報告等、当行グループの事業管理上の各種目的でモデルを使用している。当行グループは、不適切に開発、実行もしくは使用されたモデルに基づいた、経営陣の対応につながり得る判断の結果、モデルの結果が誤って解釈された結果、意図した目的以外でかかる情報が使用された結果、または将来の結果の予測もしくは推定に固有の不確実性に起因する特有の限界により、不利な結果に直面する可能性がある。銀行によるモデルの使用に対する規制上の調査および監督上の懸念は相当であり、これは特に、規制された自己資本の計算において銀行が使用する内部モデルおよび仮定についていえる。主要な資本モデルに対する規制上の承認を適時に得られなかった場合、またはかかる資本モデルが検証または異議の対象となった場合、当行グループは、追加資本の保有が必要となる可能性がある。規制上の要件の変更により、当行グループのモデル・リスク管理方法は変更されることとなり、執行上の課題となっている。当行グループをはじめとする金融業界がより洗練されたモデル化の方法（機械学習を含む。）および技術を採用することにより、モデル・リスクが高まる可能性もある。

新型コロナウイルスの大流行がモデルで使用するマクロ経済変数に及ぼす経済的影響は、IFRS第9号モデルの構築および運用のための調整の基盤となった限界値の範囲外である。さらに、支払猶予および支払延期等、現行の政府支援策および顧客の影響の取扱いに関する規制上のガイダンスの複雑性ととも、予測不能な新型コロナウイルス大流行の行方については、モデルに織り込むことが現実的に不可能である。このため、現在の経済状況におけるIFRS第9号モデルでは、如何なる場合であっても実際の信用の質の水準を正確に評価していない出力値が得られることとなる。これにより、当行グループ全体でより継続的な監視およびより頻繁なテスト（特に信用モデルのテスト。）が必要となった。その結果、損失モデルの監視も強化され、より頻繁に実施されるようになった。加えて、専門家の判断に基づくモデル管理後調整等の補完的統制も必要となる。こうした補完的統制には、相当程度の経営陣の判断および仮定を要する。今後の実績／業績がかかる判断および仮定と異なる可能性もある。既存のモデルの有効性は、世界の経済国が直面している経済後退の深さおよび継続期間に大きく左右されることとなる。

モデルの使用から生じるリスク（レピュテーション・リスクを含む。）は、当行グループの事業、財政状態資本ポジション、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの業務は第三者のサプライヤーおよびサービス提供者を活用している

当行グループは、商品およびサービスを供給するために第三者に依存している。金融機関による第三者サービス提供者の利用については、世界の規制当局が特に焦点を当てており、これには、外注判断がなされる方法および主要な関係が管理される方法に関する監視も含まれる。第三者リスクの不十分な管理は、当行グループが戦略上、規制当局および顧客の期待を充足する能力に影響する可能性がある。これにより、規制当局による譴責、民事制裁金または当行グループのレピュテーションに対する損害を含む広範な影響が生じる可能性があり、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび戦略に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループのガバナンスおよび内部統制に関連するリスク

当行グループのデータ管理およびデータ・プライバシー統制は、データ量の増加および規制の進化を支える上で、十分に堅固ではない可能性がある

HSBCグループがデータ駆動型になり、当行グループの事業プロセスもデジタル化されるにつれ、当行グループが依拠するデータの量は急増している。その結果、データの生成から破棄に至るまでのデータ管理（データの保存および削除、データの質、データ・プライバシーならびにデータ体系に関する方針および手続を含

む。)は堅固でなければならず、データの質および利用可能性に関する問題を効果的に特定できるように設計されている。不適切なデータ管理により、顧客サービスおよび事業プロセスが悪影響を受ける可能性、または上級経営陣、規制当局および幹部に対する報告での過誤リスクを軽減するために手動による介入および調整が必要となる可能性もある。

加えて、当行グループが事業を展開する法域におけるデータ・プライバシー法令を遵守しなかった場合、規制上の制裁が科される可能性もある。これらの不履行は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループの関知しないところで、第三者が当行グループを違法行為の手段として使用する可能性がある

当行グループは、適用のあるAMLおよび制裁に関する法令の遵守を求められており、内部統制や「顧客確認」手続等、当行グループの商品およびサービスが金融犯罪の実行または隠蔽のために利用されることを防止するための様々な指針および手続を採用している。さらに、該当する状況において規制上許容される場合、当行グループは、独自の適切なAML手続の維持とその適正な適用を特定のカウンターパーティに委託することができる。規則で認められる一方で、そうした委託により、当行グループ（および関連する当行グループのカウンターパーティ）の関知しないところで、第三者が当行グループ（および関連する当行グループのカウンターパーティ）をマネーロンダリングの手段として使用することを防止できない可能性もある。さらに近年の英米政府の金融機関に関連する政策は、マネーロンダリングの防止ならびに米国およびEUの制裁遵守の強制に主な重点を置いている。

マネーロンダリングの当事者となった場合、マネーロンダリングに関与したもしくは関与したとの非難を受けた場合、または制裁に関する法令に違反した場合、当行グループの信用は失墜し、罰金、制裁措置または法的執行の対象になる可能性がある。これらのうちの一つでも起これば、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは従業員の不正行為により損失を被る可能性がある

当行グループの事業は、HSBCバリュー（HSBCバリューは、いかに当行グループの従業員が他の従業員、顧客、規制当局およびより広範な地域社会と交流すべきかを明記したものである。）を含め、HSBCグループの方針の潜在的な不遵守および関連する行動ならびに従業員の不正行為（詐欺、過失または金融に関連しない不正行為等。）によるリスクにさらされており、これらのすべては規制上の制裁および／または評判上または財務上の悪影響をもたらしかねない。近年、多数の多国籍金融機関が、「悪徳トレーダー」その他従業員の行為により巨額の損失を被っている。従業員の不正行為を抑止することは常に可能というわけではなく、こうした行為を防止および発見するために当行グループが実施する対策も常に効果的であるとは限らない。不正行為リスクは、リモート・ワークおよび在宅勤務によりその予防および検知の効果が低下した場合、高まる可能性もある。こうした不正行為を抑止するための当行グループの対策が不十分であると規制当局がみなした場合、従業員の不正行為または規制上の制裁は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの戦略的行動の達成は履行リスクにさらされており、当行グループは、期待していた戦略的取り組みの恩恵を享受できない可能性がある

変革プロジェクトを効果的に管理するためには、当行グループの戦略的優先事項を効果的に実現する必要がある。これは、外部主導のプログラム（例えば、IBORからの移行。）ならびに収益増加、製品強化および業務効率化を達成するための主要なビジネス上の取り組みの双方の実現を伴う。これらの実現に必要なプロジェクトの規模、複雑性および時には同時発生的な要請により、実行リスクが高まる可能性がある。

HSBCグループの戦略は、世界的な傾向、すなわち、新興国市場における継続的な経済開発、国際貿易および資本フローの継続的成長ならびに特に成長の早い市場における富の創造を中心として設定される。HSBCグループは、HSBCグループが資本をより効率的に展開できるよう、HSBCグループの戦略的優位性とともに世界的な傾向も考慮している。HSBCグループの戦略の設定および実施には、世界の様々な場所における経済状況の予測を含む、困難かつ主観的で複雑な判断を要する。HSBCグループは、資本展開および経費削減に関する判断を行うにあたり、関連する要素を正しく特定できない可能性がある。

HSBCグループによる戦略の実施を支援する当行グループの能力は、当行グループの業務上の能力、現在のマクロ経済状況および当行グループが事業を行う規制環境の複雑性の高まりにより制限される可能性がある。当行グループは、費用管理のための取組みに引き続き邁進するが、予想どおりの効果をあげることができない可能性や、HSBCグループの費用削減目標を達成できない可能性もある。

世界経済の先行きは不透明感を増しており、特に新型コロナウイルスの大流行、世界的な低金利環境、（特に米中間の）地政学的緊張の高まりおよび移行期間終了後のEU英国関係で顕著である。経済状態が回復しない場合には、当行グループの費用・投資活動が期待される利益を達成する上で十分ではないリスクも依然として存在する。

こうした主要な戦略的取り組みを実行できないまたは期待されるその恩恵を享受できない場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通しおよび評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループのリスク管理対策は功を奏しない可能性がある

リスク管理は、当行グループのすべての業務にとって必要不可欠な部分である。リスクは、不確実性および結果としての収益変動に対する当行グループのエクスポージャーに相当する。特に、リスクは、様々なソースの不確実性から生じた収益性または財政状態に対する悪影響に等しい。それらの原因には、ホールセールの信用リスク、市場リスク、非トレーディング市場リスク、オペレーショナル・リスク、保険リスク、集中リスク、流動性リスクおよび資金調達リスク、訴訟リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスク、戦略的リスク、年金リスクならびに規制リスク等がある。

当行グループは幅広く多角的なリスクの監視および軽減のための手法を組み合わせで使用しているが、そのような手法およびそれらを適用する場合に必要な判断は、好ましくない事象や個別の事柄およびその結果が実現するタイミング等をすべて予見することはできない。当行グループのリスク管理措置が不十分であったと規制当局がみなして、適切にリスクまたは規制上の制裁を管理することができなかった場合は、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業に関連するリスク

当行グループの事業には固有のレピュテーション・リスクがある

レピュテーション・リスクとは、当行、HSBCのグループ会社、当行グループの従業員または当行グループの関係者による事象、行動、作為または不作為の結果、利害関係者の期待を充足できないリスクをいう。誠実性、コンプライアンス、顧客サービスまたは業務効率の基準に重大な欠陥があった場合、レピュテーション・リスクが顕在化する可能性がある。利害関係者の期待は絶えず進化していることから、レピュテーション・リスクも動的であり、地理的地域、集団および個人間で異なる。加えて、当行グループの事業は、環境活動、社会活動およびガバナンス活動に関連する監視の高まりに直面している。ダイバーシティおよびインクルージョン、気候変動、持続可能性、職場行動、人権および地域社会の支援をはじめとする多くの分野において、当行グループが責任を持って行動できない場合または発表したHSBCグループの目標の達成に貢献しなかった場合、当行グループの評判およびブランド価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

現代技術、とりわけ短時間で最少の費用により多数の聴衆に連絡できるオンラインの社会的メディア・チャネルおよびその他の送信ツールは、有害情報および風評の流布および影響をより深刻にし、悪化させる可能性がある。レピュテーション・リスクはまた、当行グループが業務活動を行う現実のもしくは認識された方法または当行グループの財務実績、ならびに銀行および金融サービス業界一般における現実のもしくは認識された実務に関する、ネガティブな世論から生じる可能性がある。ネガティブな世論は、当行グループの顧客獲得・確保能力（とりわけ法人預金者）ならびに従業員を雇い動機付ける能力に悪影響を及ぼし、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

非金融リスクは、当行グループの事業に固有のものである

当行グループは、銀行業務に固有の多くの種類の非金融リスクにさらされている。非金融リスクは、不適切なもしくは欠陥のある内部プロセス、人事およびシステムの結果、または外部事象により、当行グループが戦略または目的を達成できないリスクと定義することができる。非金融リスクには、不正行為およびその他

の犯罪行為（社内および社外の別を問わない。）、手続の崩壊、法令違反ならびに財務報告上および税務上の過誤が含まれる。これらのリスクは、当行グループが、当行グループまたはその顧客に対するサービスの提供を外部のサプライヤーやベンダーに依存する場合にも存在する。

例えば、不正行為者は、貸付、インターネット・バンキング、決済、銀行口座およびカードを含め、当行グループの商品、サービスおよびデリバリー・チャネルを標的とする可能性がある。これにより、事態の状況によっては、当行グループおよび／またはその顧客が金銭的損失を被るおそれ、顧客体験に悪影響を及ぼすおそれ、レピュテーションが毀損されるおそれ、および当行グループが事業を展開する法域における訴訟、規制上の手続、行政措置またはその他対審手続のおそれがある。

このような非金融リスクは、当行グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、戦略および評判に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。このリスク要因に関するいかなる点を考慮しても、このリスク要因は、上場を認められた有価証券の発行会社としての当行グループの義務またはFCAおよびPRAの規制下で監督されている会社としての当行グループの義務を、当行グループが必ずしも遵守できないであろうことを意味するものと解釈されるべきではない。

当行グループは、適切な上級経営陣および優れた人材の採用、確保および育成に依存している

適切な上級経営陣および優れた人材を採用、確保および育成する必要性に応じる上で、今もなお多くの課題が残る。こうした課題には、必要なスキルおよび働き方の急激な変化ならびに規制の改正に加え、多様化に対する要求および期待の高まりが含まれる。現在も続いている特定の能力を有する人材の不足は、不足している能力を有する人材が世界各地に移動可能となった今、当行グループにとっての人材確保という課題をさらに複雑にしている。

当行グループの継続的な成功は、部分的に、経営陣チームの主要メンバーおよびより広い従業員層の確保、各事業単位における有能な経営陣の活用ならびに高い能力を持ったプロフェッショナルを採用し、訓練し、動機付け、確保し続ける能力にかかっているが、いずれも、経済、市場および規制の状況ならびに新型コロナウイルスの大流行が健康および福祉に及ぼす影響等、当行グループの支配を超える要因次第となり得る。加えて、HSBCグループは、2025年までに女性従業員および黒人従業員の上級幹部を増加させるという目標を発表した。HSBCグループがかかると達成できなかった場合、当行グループの優秀な人材を勧誘および確保する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業単位が一つでも適切な人員配置を欠くか、1名以上の主要シニア・エグゼクティブが辞任するか、適切な後任者を速やかに補充できないか、当行グループの事業を支援するために必要な組織的変更を満足できるように実施できない場合は、当行グループは著しく競争的に不利な立場に置かれ、戦略を満足に実施することができなくなるおそれがあり、統制リスクおよびオペレーショナル・リスクを含め、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、カウンターパーティ・リスクに対する重大なエクスポージャーを有している

当行グループは、実質的にすべての主要業界に関与するカウンターパーティとの取引を有しており、日常的に、証券会社、ディーラー、集中清算機関、商業銀行、投資銀行、ミューチュアルファンドおよびヘッジファンドその他の法人顧客等の金融企業と取引をしている。

こうした取引の多くは、当該カウンターパーティまたは顧客がデフォルトに陥った場合、当行グループを信用リスクにさらす。当行グループの資金調達およびリスク管理のための日常業務遂行能力は、他の金融機関の行動や商業上の健全性により重大な悪影響を受けるおそれがある。金融機関は、トレーディング、清算、カウンターパーティその他の関係を通じて、必然的に相互に依存している。従って、個々の金融機関のデフォルトもしくは市場における信用失墜または金融部門全体に対する懸念は、個別金融機関だけではなく、金融システム全体の問題、デフォルトおよび損失に発展するおそれがある。

店頭デリバティブの集中清算の義務（ドッド=フランク・ウォール街改革・消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）および規制（EU）第648/2012号（欧州市場インフラ規則）（2018年欧州連合（離脱）法により英国法として内国法化されたものの一部を含む。）に基づくものを含む。）により、当行グループはリスクにさらされている。清算参加者として当行は、セントラル・カウンターパーティ他の清算参加者お

よびその顧客の債務不履行により被った損失を引き受けることを要求されている。集中清算に向けたさらなる動きが、集中清算機関の参加者と顧客との間の相互関連性という追加的な要素をもたらしているため、システミック・リスクに対する当行グループのエクスポージャーは減少するよりもむしろ増加していると考えられる。同時に、統制の大部分がセントラル・カウンターパーティに委譲されているために、かかるリスクを自ら管理する当行グループの能力は低下することになる。そして、ストレス時に規制当局および解決の責任がある当局がどのように介入するかは、現在のところ不透明である。

担保の取得により双務的なカウンターパーティ・リスクが軽減されていても、当行グループが保有している担保を実行できない場合や、実行価格が当行グループのローン・エクスポージャー額またはデリバティブ・エクスポージャー額を回収するに足りない場合には、当行グループの信用リスクは高止まりする可能性がある。また、担保権が実行できないというリスクがある。これは、法改正により、担保物件の競売その他の当行グループの契約上の権利の執行能力が影響を受ける場合等において生じ得る。

当行グループは、公正価格で取り扱われているクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のクレジット・デリバティブ等の緩和手段に起因する信用エクスポージャーも有している。これらの金融商品の公正価格の緩和手段として使用されるクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のクレジット・デリバティブによるカウンターパーティのデフォルト・リスクは、担保が設定されている原金融商品の評価額と想定信用リスクに応じてこうした商品の構成価値に影響を及ぼす。いかなる調整または公正価格の変更も、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、当行子会社またはそのそれぞれが発行する負債証券の信用格付の引下げは、当行グループの資金調達費用を増加させるか資金調達能力を減殺させ、当行グループの流動性ポジションおよび／または純利息マージンに重大な悪影響を及ぼすおそれがある

信用格付は、当行グループの市場における資金調達コストその他の条件に影響する。格付機関は、定期的に当行および特定の当行子会社ならびにそれぞれの債券の格付をしている。この格付は、当行または関連子会社の相対的な財務体質の評価および金融業界一般に影響する諸条件等、多数の要素に基づいている。特に、現在も続く新型コロナウイルスの大流行に関連するリスクを考慮すると、格付機関が当行または関連子会社の現行格付または見通しを維持するという保証はない。例えば、ムーディーズは2020年10月20日付で、当行の長期発行体信用格付を引き下げた。これは、同格付機関が2020年10月16日付で英国政府ソブリン債を格下げしたことを反映したものである。同時に、同格付機関は、当行の長期格付アウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に変更した。

かかる格付および格付アウトルックの引下げは、当行グループの資金調達コストを上昇させ、資本市場へのアクセスを制限し、追加担保の差し入れを要求させ、結果として、当行グループの利息マージンおよび流動性ポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの事業には、貸出先の信用の質に関連するリスクが内在する

信用の質の変化ならびに貸出先に対するローンおよびカウンターパーティ（再保険者、デリバティブ取引のカウンターパーティ等）から受け取るべき金額の回収可能性の変化に起因するリスクが、広範な当行グループの事業に内在している。現在も続く新型コロナウイルスの大流行に起因するものも含め、経済条件の総合的な悪化または金融システムのシステミック・リスクに起因する当行グループの貸出先およびカウンターパーティの信用の質の変化の悪影響は、当行グループの資産の回収可能性とその価値を減殺し、当行グループのECLの増加を余儀なくさせるおそれがある。

当行グループは、当行グループの信用エクスポージャーのECLを見積り、認識している。当行グループの業績および財政状態に重要な意味を持つこの作業には、経済条件によって、当行グループの貸出先によるローン返済能力およびその他のカウンターパーティがその債務を履行する能力が損なわれる程度の予測等、困難かつ複雑で主観的な判断が必要になる。この評価は、複数の代替的な将来予想的な経済状態（GDP予測を含む。）を考慮しており、IFRS第9号の測定目標を充足するためにこれをECL推定値に組み込んでいる。そうした評価によくあるように、当行グループが特定した関連要因の影響を正確に予想できない、あるいは、関連要因を特定できない可能性がある。さらに当行グループがカウンターパーティの信用度の査定に用いる情報

が不適格または不正確な場合がある。当行グループがカウンターパーティの債務返済能力を不正確に評価した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの保険業務は、保険請求率および保険の顧客の行動変化に関連するリスクにさらされている

当行グループは、複数の種類の生命保険商品等、多様な保険商品を当行グループと銀行取引のある顧客に提供している。保険請求および保険金の費用は、死亡率および罹患率、失効率、解約率ならびにその保険が貯蓄要素を有する場合は、債務を支える資産の利回り等の多数の要因に影響され得る。これらの要因のいずれかが悪化した場合、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループは、当行の年金制度に多大な拠出を求められる場合がある

当行グループは、確定給付年金制度等多数の年金制度を運営している。年金制度債務は、長期金利、インフレ率、給与水準および制度加入者の寿命に応じて変動する。当該債務は、オペレーショナル・リスクおよび法務リスクからも影響を受ける可能性がある。当行グループが年金制度に対して行う拠出の水準は、当行のキャッシュ・フローに直接影響する。年金資産が現行債務を補填するのに十分でないときみなされる範囲で、高水準の拠出を求められる可能性もある。その結果、これらの年金制度の不足額が、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行グループの財務諸表および会計に関連するリスク

当行グループの財務諸表は、ある程度不確実な判断、見積りおよび仮定に基づいている

財務情報の作成には、資産、負債、収益および費用に関する報告数値に影響を与える経営陣の判断ならびに推定および仮定の使用が必要になる。特に複雑なモデルの使用を含め、推定を行う際に固有の不確実性により、将来の期間について報告される現実の結果は、経営陣による推定の基盤となるものとは異なる可能性がある。推定、判断、仮定およびモデルは常時評価され、過去の経験その他現在の状況下で合理的と考えられる将来の事象の予想等の要因に立脚している。会計上の推定の変更による影響は、当該推定が変更された期間およびその影響を受ける将来の期間について認識される。当行グループの業績および財政状態にとって重要とみなされる会計方針は、高い不確実性を伴い、財務諸表に重大な影響を及ぼす。2020年における当行グループの財務諸表に関する「重要な会計上の推定および判断」は、子会社への投資、金融商品の評価、予想信用損失、有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）、繰延税金資産および引当金で構成されていた。

子会社への投資が減損しているか否かの評価および減損の測定では、持続可能なキャッシュ・フローおよび割引率の長期パターンを含め、主要な仮定を決定する際の判断が適用される。公正価値で測定される金融商品の評価は主観的な場合があり、観察不能な入力値を含むモデルの場合はなおさらである。償却原価金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の減損測定では、過去の事象、現在の状況および経済状態の予測に関する関連情報を組み込むため、複雑なモデルの選択および調整とともに、推定および仮定の使用も必要となる。加えて、重要な判断では、信用リスクを著しく増加させる要因を決定しなければならない。有効な長期保険契約の現在価値についても、将来の投資収益、保険解約率および死亡率等の主要な仮定を決定するための判断を要する。繰延税金資産の認識および測定においては、既存の課税対象一時差異の将来的な戻入を考慮した上で、将来課税される利益の確率および十分性に関する重要な判断がなされる。引当金の認識および測定でも、現時点で義務が存在するか否かの判断および発生し得る資金流出の確率および金額の推定における不確実性が高いことから、重要な判断を要する。

上記の重要な会計上の判断および推定は不確実かつ主観的であるため、将来の結果は、本書提出日現在において利用可能な情報を使用した推定値とは大きく異なり得る。

当行グループの将来の業績および将来の財務ポジションにおけるこうした変更の影響は重大となり、当行グループの事業、財政状態、経営成績および見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

会計基準の変更は、当行グループが財務成績および財政状態を報告する方法に重大な影響を及ぼす可能性がある

当行は、2006年会社法の要件に従い国際会計基準を遵守して連結財務諸表を作成しており、当行がEUで適用している規制（EC）第1606/2002号に基づき採用した国際財務報告基準を適用してきた。また、報告期間中においては、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）と適用可能な差異がないため、国際財務報告基準解釈指針委員会（以下「IFRS解釈指針委員会」という。）が発表した解釈指針（以下「IFRICs」という。）を含め、IASBにより設定された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い連結財務諸表を作成している。IASBまたはIFRS解釈指針委員会は随時、新たな会計基準または解釈指針を発表することができるが、これは、当行が財務成績および財政状態を計算、報告および開示する方法とともに、普通株式等Tier 1 資本（CET 1）比率等、当行の自己資本比率にも影響を及ぼす可能性がある。当行は、新規または改正後の基準を遡及的に適用する義務を課されることもあり、この場合、当行は、前期の財務諸表の重大な金額につき修正再表示しなければならない。

上記を除き、当該半期中において、事業等のリスクに重大な変更はなかった。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載されている将来に関する記述は、2021年6月30日現在の当行の考え、見通し、目的、予想および見積りに基づいている。

経済的背景

英国

新型コロナウイルス・リスクに反した吉報

英国経済は、徐々に再開している。新型コロナウイルスが変異したデルタ株の拡大により、感染者数は6月から7月にかけて著しく増加したものの、ワクチン接種が開始されたことで、これまでの流行の波に比べ入院患者数は抑えられた。このため再開計画が遅延したものの、英国では、大部分の国内ソーシャル・ディスタンス措置の終了を含め、7月19日付で制限がさらに緩和された。

一方で、経済データはおおむね堅調に推移しており、経済活動も回復している。英国の国民総生産（GDP）は、2021年5月までの3ヶ月間で3.6%成長した一方で、失業率も5月までの3ヶ月間で4.8%と低水準が続いている。さらに、英国のEU離脱が一定の貿易の混乱を引き起こしているという証拠がある一方で、より広義のマクロ経済への影響はかなり抑えられているようである。

インフレも堅調に推移しており、6月には全体消費者物価（headline CPI）がイングランド銀行の目標2%を上回り、前年比で2.5%に上昇した。上昇基調は、コモディティ価格の上昇の他、おそらくは新型コロナウイルス関連の供給の混乱による影響に関連している場合もあるが、持続的であることが証明され得る労働市場における広範な回復力を反映している場合もある。

英国の指標が来年上向く可能性

新型コロナウイルスの大流行を受け、イングランド銀行（以下「BoE」という。）は、昨年、公定歩合を0.75%から0.1%に引き下げ、量的緩和政策に基づき460十億ポンドの追加資産買入れを実施すると発表した。

財政政策による支援も重要であり、昨年におけるかかる支援には、付加価値税の暫定的な引下げ、新型コロナウイルスによる影響を受けた企業への助成金および会社が従業員への給与支払を行うための大規模な賃金助成金を提供する雇用維持対策が含まれる。2021年9月に終了する雇用維持制度を含め、今後数ヶ月間にわたり一部の緊急支援策が終了する予定である。

ユーロ圏

再開の継続

デルタ株の拡大にもかかわらず、新型コロナウイルス感染者数は、2021年年初に比べかなり低水準で推移している。一方で、ワクチン接種プログラムも現在も急ピッチで進められており、ヨーロッパ大陸の殆どで制限が緩和されつつある。殆どの場合、ホスピタリティ等の消費者対面サービスも再開されている。企業および消費者のマインドも平均水準を遙かに上回っており、これは消費支出、投資および労働市場にとって良い兆しである。ただし、渡航制限の継続は、スペインおよびギリシャ等のより観光に依存している経済国が今後も逆風を受けることを意味する。

財務結果の要約

代替業績指標の使用

当行グループの経営成績は、後述の「第6 - 1 財務書類」において詳述する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている。業績測定において、当行グループが使用する主な財務指標には、同期比ベースでの比較を歪ませる要因を排除するために、報告する経営成績から算出される指標も含まれる。かかる指標は代替業績指標とみなされる。

すべての代替業績指標が使用される場合、最も類似した報告財務指標に調整され、記述される。

グローバル事業部門のセグメント別業績は、後述の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記3「セグメント別分析」に記載の「作成の基準」において詳述されるIFRS第8号「事業セグメント」に従って調整ベースで表示されている。報告ベースの業績および調整後の業績の調整については、後述の「調整後業績」に記載されている。

調整後業績

調整後業績は、報告する経営成績を、前期比ベースでの比較を歪ませる重要な項目の前期比ベースでの影響を調整することで計算される。

当行グループは、「重要な項目」という用語を、報告ベースの経営成績から、調整後業績の計算時に除外する個別の調整項目をグループとして集合的に記述するために使用している。以下で詳細するこれらの項目は、経営陣および投資家が、事業の根底にある傾向をより良く理解するために、業績を評価する際に経常的に特定し個別に考慮する項目である。

当行グループは、調整後業績は、内部報告と外部報告を並列させ、経営陣が重要であると考える項目を特定かつ定量化し、経営陣が前期比ベースでの業績を評価する方法についての考察を提供するため、投資家に対して有益な情報を提供するものと考えている。

連結損益計算書の要約

	2021年6月 30日に終了 した上半期 百万ポンド	2020年6月 30日に終了 した上半期 百万ポンド	2020年12月 31日に終了 した下半期 百万ポンド
正味受取利息	860	917	981
正味受取手数料	744	697	703
公正価値で測定する金融商品からの純収益	2,067	499	1,815
金融投資による純収益	46	82	13
正味保険料収入	987	764	795
その他営業収益	353	116	301
営業収益合計¹	5,057	3,075	4,608
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(1,700)	(186)	(1,597)
正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）	3,357	2,889	3,011
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	71	(651)	(157)
正味営業収益	3,428	2,238	2,854
営業費用合計（のれんおよびその他の無形資産の減損控除後）¹	(2,720)	(2,711)	(3,192)
のれんおよびその他の無形資産の減損	(1)	(772)	(30)
営業利益/(損失)	707	(1,245)	(368)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益/(損失)持分	108	(38)	37
税引前当期純利益/(損失)	815	(1,283)	(331)
法人税(費用)/税額控除	(74)	63	73
当期純利益/(損失)	741	(1,220)	(258)
親会社に帰属する当期純利益/(損失)	737	(1,230)	(258)
非支配持分に帰属する当期純利益	4	10	-

1. 営業収益合計および営業費用合計には、後述の「調整後業績」に詳述される重要な項目が含まれる。

報告ベースの業績

2021年上半期の業績は、新型コロナウイルスの大流行の影響を強く受けた2020年上半期に比べ好調であった。予想信用損失（以下「ECL」という。）は、報告ベースの収益の増加および営業費用の減少に伴い大幅に減少した。

報告ベースの税引前当期純利益は815百万ポンドであり、2020年上半期の税引前当期純損失1,283百万ポンドに比べ2,098百万ポンド増加した。これは主に、経済見通しが2020年から改善したことおよびその結果として信用リスクが安定したことを反映した、ECLの大幅な減少によるものであった。報告ベースの収益は、WPB部門の保険引受業務における有利な市場インパクトとともに、GBM部門における評価調整の有利な変動により増

加した。営業費用は、主に2020年上半期に計上されたのれんおよび無形資産の減損が今期は発生しなかったことにより減少した。

正味受取利息（以下「NII」という。）は、57百万ポンド（6％）減少した。NIIは、特に（CMB部門およびGBM部門の）グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）業務における低金利環境の影響を主要因として、2020年上半期に比べWPB部門、CMB部門およびGBM部門において減少した。これは、トレーディング資産の資金調達費用の削減、および高額なホールセール業務の資金調達の廃止による当行の資金調達費用全般を削減する取組みを通じた資金調達費用の削減により相殺された。

正味受取手数料は、国内外双方の決済業務および都市封鎖の制限緩和に伴う景気回復に牽引された法人カード業務における取引高が増加したことにより、グローバル・バンキング業務を中心に47百万ポンド（7％）増加した。

公正価値で測定する金融商品からの純収益は、1,568百万ポンド増加した。WPB部門では、主に有利な株式市場のパフォーマンスおよびフランスでの利回りの上昇により、保険契約を支える株式およびユニット型信託財産の価値が新型コロナウイルスの大流行による影響を非常に受けた2020年上半期に比べ、収益が増加した。

かかる有利な変動により、保険契約者が関連資産の投資パフォーマンスに参加する程度を反映して、保険契約者に対する債務もこれに応じて変動した。かかる相殺効果のある変動は、保険契約者に対する債務に計上された。

GBM部門では、主に2021年上半期のポートフォリオの評価額の増加により、2020年上半期における最低の業績に比べ、自己資金投資（以下「PI」という。）業務において収益が増加した。また、株式デリバティブ業務における好調な業績、信用評価および資金調達評価の不利な調整の減少、ならびに有利なビッド・オファー・スプレッドを反映して、マーケット・アンド・セキュリティーズ・サービスズ業務においても収益が増加した。これは、ボラティリティの水準が低下し、グローバル外国為替業務の収益が減少したことにより、一部相殺された。

金融投資による純収益は、主にマーケット・トレジャリー業務におけるその他包括利益を通じた公正価値（以下「FVOC」という。）で保有される債券の処分損により、36百万ポンド減少した。

正味保険料収入は、新規取引高の増加に伴うフランスにおける保険収益により、WPB部門を中心に223百万ポンド（29％）増加した。

その他営業収益は、主にWPB部門の保険引受業務における特に有効な長期保険契約の現在価値（PVIF）に対する有利な市場の影響により、237百万ポンド増加した。これは、好調な株式市場のパフォーマンスおよび保険契約に基づく債務の評価額に係る利回りの上昇を反映したものである。

正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動は、WPB部門の保険引受業務を中心に1,514百万ポンド増加した。かかる増加は、保険契約者が投資リスクの一部または全部を負担する契約を担保する金融資産の運用益の増加によるものであった。こうした保険契約債務を担保するために保有される損益を通じて公正価値で測定される金融資産で認識される利益は、「公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益」において報告されている。これは、保険料収入の増加により一部相殺された。

予想信用損失およびその他の減損費用（以下「ECL」という。）の変動については、2021年上半期に71百万ポンドの正味戻入れがあったのに対し、2020年上半期には651百万ポンドの正味損失があった。2021年上半期における正味戻入れは、経済見通しの改善および信用リスクの安定を反映したものである。これは、新型コロナウイルスの大流行の発生当初における経済見通しの悪化に伴う、2020年上半期におけるステージ1およびステージ2の引当金の大幅な増加と対照的であった。ECLの減少は、ステージ3の損失が低水準であったことも反映している。

営業費用合計（のれんおよびその他の無形資産の減損控除後）は、主に当行グループのグローバル事業および機能部門全体にわたる費用対効果策に起因して発生した退職費用に関連した99百万ポンドの費用増加に加え、業績連動報酬の増加により、9百万ポンド増加した。これは、当行グループの変革計画に沿った人件費

の削減、請負業者およびコンサルタントにかかる費用の削減ならびに裁量的支出の削減により、ほぼ相殺された。

のれんおよびその他の無形資産の減損は、2021年において772百万ポンドであり、主に資産計上されたソフトウェアの償却で構成されていた。これは、主として英国およびフランスにおける当行グループの事業に関連するものであり、過半期の実績に照らした同事業の業績不振および将来予測の悪化を反映したものである。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分は、2020年上半期の損失38百万ポンドに対して、利益108百万ポンドであった。2021年上半期の利益には、関連会社1社の前年度評価額の調整93百万ポンドが含まれていた。

税金費用は74百万ポンドであったのに対し、2020年上半期は税額控除63百万ポンドであった。2021年上半期の実効税率は9.1%であり、これは、英国法人税の主要税率を2023年4月1日付で19%から25%に引き上げる法律の実質的制定に伴う英国繰延税金残高の再測定その他、認識されていない繰延税金の変動によるものであった。

2020年上半期の実効税率が4.8%と低かったのは、税引前当期純損失に対する税額控除があり、主に同上半期における英国での損失に係る繰延税金が認識されなかったことによるものである。

調整後業績

重要な収益項目の事業セグメント別内訳 - （利益）/ 損失

	2021年6月30日に終了した上半期				
	GBM部門 百万ポンド	CMB部門 百万ポンド	WPB部門 百万ポンド	コーポレート・セクター 百万ポンド	合計 百万ポンド
収益（報告ベース）	2,022	556	714	65	3,357
重要な収益項目	110	(1)	(1)	(65)	43
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	10	-	-	-	10
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	(4)	(1)	(1)	-	(6)
- 再編その他関連費用	104	-	-	(65)	39
収益（調整後）	2,132	555	713	-	3,400

2020年6月30日に終了した上半期					
収益（報告ベース）	1,962	578	424	(75)	2,889
重要な収益項目	18	-	-	(1)	17
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	(22)	-	-	-	(22)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	2	-	-	(1)	1
- 再編その他関連費用	38	-	-	-	38
収益（調整後）	1,980	578	424	(76)	2,906

2020年12月31日に終了した下半期					
収益（報告ベース）	1,822	554	611	24	3,011
重要な収益項目	171	1	-	(92)	80
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	24	-	-	-	24
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	-	1	-	(1)	-
- 再編その他関連費用	147	-	-	(91)	56
収益（調整後）	1,993	555	611	(68)	3,091

重要な費用項目の事業セグメント別内訳 - （回収）/ 費用計上

	2021年6月30日に終了した上半期				
	GBM部門 百万ポンド	CMB部門 百万ポンド	WPB部門 百万ポンド	コーポレート・セクター 百万ポンド	合計 百万ポンド

営業費用（報告ベース）	(1,739)	(335)	(508)	(139)	(2,721)
重要な費用項目	32	(8)	5	103	132
- 再編その他関連費用	32	(8)	5	103	132
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	-	-	-	-	-
- その他の無形資産の減損	-	-	-	-	-
営業費用（調整後）	(1,707)	(343)	(503)	(36)	(2,589)

2020年6月30日に終了した上半期²

営業費用（報告ベース）	(2,247)	(370)	(579)	(287)	(3,483)
重要な費用項目	476	34	35	262	807
- 再編その他関連費用 ¹	18	1	-	153	172
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	2	-	-	2	4
- その他の無形資産の減損	456	33	35	107	631
営業費用（調整後）	(1,771)	(336)	(544)	(25)	(2,676)

2020年12月31日に終了した下半期

営業費用（報告ベース）	(1,932)	(403)	(590)	(297)	(3,222)
重要な費用項目	204	80	6	236	526
- 再編その他関連費用	200	78	5	224	507
- 法規制問題に関連する和解金および引当金	(1)	-	-	6	5
- その他の無形資産の減損	5	2	1	6	14
営業費用（調整後）	(1,728)	(323)	(584)	(61)	(2,696)

¹ ソフトウェアの評価損139百万ボンドの計上が含まれる。

² 2020年下半期中に経営陣は、報告ベースの事業部門別（GBM部門、CMB部門、WPB部門およびコーポレート・センター）減損費用の変更の結果、事業部門間の重要なソフトウェアの減損および償却に係る配分方針の見直しを実施した。比較数値は、かかる変更を反映して修正再表示されている。

税引前当期純利益に係る正味影響額の事業セグメント別内訳

	2021年6月30日に終了した上半期				
	GBM部門 百万ボンド	CMB部門 百万ボンド	WPB部門 百万ボンド	コーポレ ート・セン ター 百万ボンド	合計 百万ボンド
税引前当期純（損失）/利益（報告ベース）	348	220	215	32	815
損益（報告ベース）に係る正味影響額	142	(9)	4	38	175
- 重要な収益項目	110	(1)	(1)	(65)	43
- 重要な費用項目	32	(8)	5	103	132
税引前当期純（損失）/利益（調整後）	490	211	219	70	990

2020年6月30日に終了した上半期¹

税引前当期純利益 / (損失)（報告ベース）	(708)	14	(183)	(406)	(1,283)
損益（報告ベース）に係る正味影響額	494	34	35	261	824
- 重要な収益項目	18	-	-	(1)	17
- 重要な費用項目	476	34	35	262	807
税引前当期純利益 / (損失)（調整後）	(214)	48	(148)	(145)	(459)

2020年12月31日に終了した下半期

税引前当期純利益 / (損失)（報告ベース）	(138)	23	10	(226)	(331)
損益（報告ベース）に係る正味影響額	375	81	6	144	606
- 重要な収益項目	171	1	-	(92)	80
- 重要な費用項目	204	80	6	236	526
税引前当期純利益 / (損失)（調整後）	237	104	16	(82)	275

¹ 2020年下半期中に経営陣は、報告ベースの事業部門別（GBM部門、CMB部門、WPB部門およびコーポレート・センター）減損費用の変更の結果、事業部門間の重要なソフトウェアの減損および償却に係る配分方針の見直しを実施した。比較数値は、かかる変更を反映して修正再表示されている。

調整後業績

税引前当期純利益（調整後）は990百万ポンドであり、2020年上半期の税引前当期純損失459百万ポンドに比べ1,449百万ポンド増加した。これは主に、ECLの減少、収益の増加および営業費用の減少によるものであった。ECLの減少は、主に2020年上半期からの経済見通しの改善を反映したものである。収益（調整後）の増加は、主にWPB部門の保険引受業務に対する有利な市場インパクトおよびGBM部門における有利な評価調整によるものであった。営業費用は、当行グループの変革計画および裁量的支出の慎重な管理の継続の結果、減少した。

収益（調整後）は、WPB部門およびGBM部門における収益増加を反映して、494百万ポンド（17%）増加した。WPB部門における増加は、株式市場が2020年上半期における損失から回復したことによる、保険引受業務に対する有利な市場インパクトを反映したものである。

GBM部門の収益（調整後）は、評価益により自己資金投資（PI）業務で増加したとともに、有利な信用評価および資金調達評価の調整ならびに株式業務における勢いの継続によりマーケット・アンド・セキュリティーズ・サービスズ業務で増加した。これは、市場ボラティリティの低下に伴うグローバル外国為替業務での収益減少により、一部相殺された。また、低金利環境を受けて、GBM部門およびCMB部門のグローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（以下「GLCM」という。）業務の収益も減少した。

ECL（調整後）は、2020年上半期に比べ722百万ポンド減少した。正味戻入は71百万ポンドであったが、2020年上半期においては651百万ポンドの正味損失があった。2021年上半期には、経済見通しの改善および信用リスクの安定を反映し、特にGBM部門およびCMB部門において正味戻入があった。これは、新型コロナウイルスの大流行の発生当初における経済見通しの悪化に伴う、2020年上半期におけるステージ1およびステージ2の引当金の大幅な増加と対照的であった。ECLの減少は、ステージ3の損失が低水準であったことも反映している。

営業費用（調整後）は、当行グループの変革計画に沿った支出の見直しおよび再優先順位付けを実施しつつ、経済見通しを反映するために、87百万ポンド（3%）減少した。これにより、フルタイム当量（FTE）が減少し、請負業者およびコンサルタントにかかる費用が削減され、裁量的支出が減少した。

かかる減少は、好調な収益パフォーマンスを反映した業績連動報酬の増加ならびにフランスおよびドイツで単一破綻処理基金（以下「SRF」という。）に対する拠出金が増加したことにより、一部相殺された。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分は、関連会社1社の前年度評価額の調整93百万ポンドを含め、利益108百万ポンドであった。これは、2020年上半期の損失38百万ポンドと対照的であった。

グローバル・バンキング・アンド・マーケット（以下「GBM」という。）部門

税引前当期純利益（調整後）は490百万ポンドであり、2020年上半期の損失214百万ポンドと比べ、704百万ポンド増加した。これは、好調な収益パフォーマンス、ECLの減少および営業費用の減少によるものであった。

収益は、英国における多数のファンドの評価益を反映して、特に自己資金投資（PI）業務において152百万ポンド（8%）増加した。マーケット・アンド・セキュリティーズ・サービスズ業務においては、好調な株式デリバティブのパフォーマンス、信用評価調整および資金調達評価調整の不利な変動の減少により、収益が増加した。これは、2020年第1四半期に新型コロナウイルスの大流行によりボラティリティおよび経済活動が異例の水準を記録したため、市場のボラティリティが低下してグローバル外国為替業務の収益が減少したことにより、一部相殺された。

対照的に、低金利環境の継続によるマージン圧縮を反映して、グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）業務を中心に銀行業務において、収益が減少した。これは、ロックダウンの制限緩和後の景気回復による受取手数料の増加により、一部相殺された。当行グループの変革の一環であるRWA削減策を反映した顧客残高の減少による正味受取利息の減少を受け、与信貸付業務における収益も減少した。

ECLについては、正味信用損失が65百万ポンドであったのに対し、2020年上半期には正味損失が423百万ポンドであった。2021年上半期における正味信用損失は、特に第1四半期における経済見通しの改善に伴う引当金の戻入れを反映したものである。これは、新型コロナウイルスの大流行による景気悪化で2020年第1四半期に発生した正味損失と対照的である。

営業費用は、主に当行グループの変革に向けた費用削減への取組みの結果、人件費が削減されたことにより64百万ポンド（4%）減少したが、収益パフォーマンスを反映した業績連動報酬の増加に加え、フランスおよびドイツで単一破綻処理基金（SRF）に対する拠出金が増加したことにより、一部相殺された。グループ会社間の費用付替も減少したが、グループ会社間の収益回収により相殺された。

コマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）部門

当行グループが国際的な顧客に対するサービス提供に焦点を当てる戦略を継続したことで、2021年上半期におけるCMB部門の業績は好調であった。

税引前当期純利益（調整後）は211百万ポンドであり、2020年上半期と比べ163百万ポンド増加した。これは主にECLの減少によるものであったが、収益の減少および費用の増加により一部相殺された。

収益は、当行グループの変革の一環であるRWA削減策を反映した顧客残高の減少により、与信貸付業務を中心に23百万ポンド（4%）減少した。グローバル・リクイディティ・アンド・キャッシュ・マネジメント（GLCM）業務における収益も、平均預金残高の増加にもかかわらず、低金利環境により減少した。これは、マーケッツ・トレジャリー業務からの収益の増加により、一部相殺された。

ECLは、主に自動車セクターおよび小売セクターを中心とした特定の顧客に対する損失の減少により、2020年上半期に比べ193百万ポンド減少した。加えて、経済見通しの改善によっても損失は減少した。

営業費用は、主に単一破綻処理基金（SRF）に対する拠出金の増加により、7百万ポンド（2%）増加した。

ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（以下「WPB」という。）部門

税引前当期純利益（調整後）は219百万ポンドであり、2020年上半期の税引前当期純損失148百万ポンドに比べ、367百万ポンド増加した。これは、収益の増加、営業費用の減少およびECLの減少によるものであった。

収益は、主に有利な株式市場のパフォーマンスによるプラスの市場インパクト（特に有効な長期保険契約の現在価値（PVIF））とともに、保険契約の利回りの上昇により、フランスおよび英国の保険引受業務を中心に289百万ポンド（68%）増加した。収益は、保険契約者の資産増加により、特にオンショア投資債を中心に英国生命保険業務で増加した。

かかる増加は、顧客残高の増加にもかかわらず、低金利環境のためチャネル諸島およびマン島において預金からの収益が減少したことにより、一部相殺された。

ECLについては、正味信用損失が9百万ポンドであったのに対し、2020年上半期には正味損失が28百万ポンドであった。これは主に、2020年上半期からの経済見通しの改善を反映したものであった。

営業費用は主に、投資支出の削減でテクノロジー費用が減少したこととともに、一部の資産が完全に償却されたことに伴う減価償却の減少で法人不動産費用が減少したことにより、41百万ポンド（7%）減少した。これは、業績連動報酬の増加により、一部相殺された。

コーポレート・センター

税引前当期純利益（調整後）は70百万ポンドであったのに対し、2020年上半期は損失145百万ポンドであった。これは主に、2020年上半期における損失とは対照的な関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益に加え、収益の増加によるものであった。

収益は、主に2020年上半期における損失とは対照的に、レガシー・クレジット業務におけるポートフォリオの処分益により76百万ポンド増加した。収益はまた、先般資金調達を完了した会社に対する投資から利益を得てきたドイツの証券会社への長期的投資からの公正価値の上昇によっても増加した。

ECLは、主にポートフォリオの処分に伴うレガシー・クレジット業務での損失の減少により、2020年上半期に比べ4百万ポンド減少した。

営業費用は、HSBCグループのグループ会社間の費用付替の増加により11百万ポンド（10％）増加したが、収益の増加により相殺された。

関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける（損失）/利益持分は108百万ポンドであり、うち93百万ポンドは前年度の関連会社1社の評価の調整によるものであった。これとは対照的に、2020年上半期においては38百万ポンドの損失であった。

財政状態に関する分析

連結貸借対照表の要約

	2021年 6月30日現在 百万ポンド	2020年 12月31日現在 百万ポンド
資産合計	623,963	681,150
現金および中央銀行預け金	108,056	85,092
トレーディング資産	95,913	86,976
公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産	17,616	16,220
デリバティブ	139,772	201,210
銀行に対する貸付金	10,999	12,646
顧客に対する貸付金	93,210	101,491
売戻契約 - 非トレーディング目的	53,032	67,577
金融投資	44,753	51,826
その他資産	60,612	58,112
負債合計	600,077	657,301
銀行からの預金	40,427	34,305
顧客からの預金	200,649	195,184
買戻契約 - 非トレーディング目的	29,440	34,903
トレーディング負債	48,179	44,229
公正価値評価の指定を受けた金融負債	37,478	40,792
デリバティブ	138,366	199,232
発行済負債証券	13,980	17,371
保険契約に基づく負債	22,332	22,816
その他負債	69,226	68,469
資本合計	23,886	23,849
株主資本合計	23,719	23,666
非支配持分	167	183

資産合計（報告ベース）は、2020年12月31日現在に比べ8%減少した。当行グループは、顧客からの預金に対する顧客に対する貸付金の比率を2020年12月31日現在の52%から46%に低下させることで、強固で流動性の高いバランスシートを維持した。

資産

現金および中央銀行預け金は、顧客からの預金の増加および売戻契約ポジションの減少により、27%増加した。

トレーディング資産は、主に持分株式ポジションの増加により、10%増加した。

デリバティブ資産は、31%減少した。これは主に、主要通貨のイールド・カーブのシフトの結果として金利契約の時価評価が低下したことによるものであった。

売戻契約（非トレーディング目的）は、主に市場活動の低迷とともに、最適化のために中央現金市場への投資で買戻市場から他の商品に切り替えた異なる配分により22%減少した。

金融投資は、最適化戦略の結果、14%減少した。

負債

顧客からの預金は微増した。これは、顧客からの預金の増加および安定した資金調達の増加を目的とした当行グループの資金調達戦略と一致している。

トレーディング負債および公正価値評価の指定を受けた金融負債の残高は、ほぼ横ばいであった。

発行済負債証券は、主に長期債券の満期により20%減少した。

デリバティブ負債は31%減少した。これは、基礎となるリスクがデリバティブ資産とおおむね対応するものであるため、概してデリバティブ資産に沿ったものであった。

資本

株主資本合計は、おおむね横ばいであった。

上記を除き、当該半期中において、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に重大な変更はなかった。

4【経営上の重要な契約等】

後述の「第6 - 1 財務書類 - 財務諸表注記」の注記11「事業処分」を参照のこと。

5【研究開発活動】

当行グループは、銀行業務および関連金融サービスを幅広く提供している。当行グループは、サービス提供を向上させるべく商品開発活動に投資を続けており、また、商品やサービスをサポートし、内部および外部の報告システムを強化するためのソフトウェアを継続的に開発している。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当該半期中、提出会社の主要な設備に重要な変更はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

上記「1 主要な設備の状況」を参照のこと。

2021年度においては、通常の業務において使用されているものを除き、特別な設備投資は予定されていない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

2021年6月30日現在

ポンド

種類の名称	額面価格	発行済株式総数(株)
額面1ポンド普通株式	1.00ポンド	796,969,111

米ドル

種類の名称	額面価格	発行済株式総数(株)
額面0.01米ドル非累積型第三ドル建て優先株式	0.01米ドル	35,000,000

英2006年会社法（第10条および第542条）により、授權株式という概念は消滅している。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

ポンド

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 1株当たりの額面金額1ポンド	普通株式	796,969,111	該当なし	(注1)
計	-	796,969,111	-	

(注1) 各種類株式1株につき1議決権を有する。

米ドル

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 1株当たりの額面金額0.01米ドル	第三ドル建て 優先株式	35,000,000	該当なし	(注1) (注2)
計	-	35,000,000	-	

(注1) 各種類株式1株につき1議決権を有する。

(注2) 第三ドル建て優先株式は、第三ドル建て優先株式の相互間で同順位とし、その他第三ドル建て優先株式と同順位である旨表示されている一切の株式と同順位とする。これらの株式は、通常定款に定める権利を有し、通常定款に定める制限を付されるものとする。また、これらの株式は取締役会が当該株式の割当前に付したその他の(通常定款に定める権利と矛盾しない)権利を有するものとする。通常定款に基づき取締役会が第三ドル建て優先株式に付する権利を決定する権能を有している場合、取締役会が決定する権利は、その時点で割当または発行されている第三ドル建て優先株式に付されている権利と同等であることを

要しない。第三ドル建て優先株式は、一以上の個別シリーズとして発行することができ、その場合、各シリーズの分類・識別は取締役会が決定する方法で行うものとし、かかる決定または分類・識別を行うために通常定款を変更することは要しない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

当該半期中、発行済株式総数および資本金の状況に増減はなかった。

(4) 【大株主の状況】

2021年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	実質所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する実質所有株式数の割合(%)
エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー	連合王国E14 5HQロンドン市 カナダ・スクエア 8	額面 1 ポンド普通株式 796,969,111	100.00

2 【役員の状況】

2021年 4 月30日提出の有価証券報告書から本書提出日までの間、取締役に変動はなかった。

第6【経理の状況】

本書記載のエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよびその子会社（以下、「当行グループ」という。）の邦文の要約中間連結財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、2021年6月30日に終了した6ヶ月間の原文の要約中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）を翻訳したものである。原文の中間財務書類は、金融行為規制機構の「情報開示に関するガイダンスおよび透明性に関する規則」、英国が採用しているIAS第34号「中間財務報告」、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表しているIAS第34号「中間財務報告」および欧州連合（以下「EU」という。）が採用しているIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。当行グループへの適用に関して、英国が採用しているIFRS、EUが採用しているIFRSとIASB公表のIFRSとの間に差異はない。

当行グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の規定が適用されている。

なお、英国（英国が採用しているIFRS）と日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の相違点については、下記「3 英国(英国が採用しているIFRS)と日本との会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の中間財務書類は独立監査人による監査を受けていない。

邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中のポンド表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年8月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ポンド＝151.96円の為替レートが使用されている。円換算額は、四捨五入されているため、合計欄の数値が総数と一致しないことがある。なお、ポンドから日本円への換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、ポンドの金額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。

1【中間財務書類（未監査）】

要約連結損益計算書

	以下の日に終了した6ヶ月					
	2021年6月30日		2020年6月30日		2020年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
正味受取利息	860	130,686	917	139,347	981	149,073
- 受取利息	1,559	236,906	2,226	338,263	1,860	282,646
- 支払利息	(699)	(106,220)	(1,309)	(198,916)	(879)	(133,573)
正味受取手数料	744	113,058	697	105,916	703	106,828
- 受取手数料	1,382	210,009	1,341	203,778	1,333	202,563
- 支払手数料	(638)	(96,950)	(644)	(97,862)	(630)	(95,735)
トレーディング目的で保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益	950	144,362	1,061	161,230	697	105,916
損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債（関連デリバティブを含む）からの純収益／（費用）	774	117,617	(611)	(92,848)	865	131,445
長期負債および関連デリバティブの公正価値の変動	8	1,216	8	1,216	9	1,368
強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	335	50,907	41	6,230	244	37,078
金融投資による純収益	46	6,990	82	12,461	13	1,975
正味保険料収入	987	149,985	764	116,097	795	120,808
その他営業収益	353	53,642	116	17,627	301	45,740
営業収益合計	5,057	768,462	3,075	467,277	4,608	700,232
正味保険金、支払給付および保険契約準備金の変動	(1,700)	(258,332)	(186)	(28,265)	(1,597)	(242,680)
正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）¹	3,357	510,130	2,889	439,012	3,011	457,552
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	71	10,789	(651)	(98,926)	(157)	(23,858)
正味営業収益	3,428	520,919	2,238	340,086	2,854	433,694
営業費用合計	(2,721)	(413,483)	(3,483)	(529,277)	(3,222)	(489,615)
- 従業員報酬および給付	(1,076)	(163,509)	(1,013)	(153,935)	(1,327)	(201,651)
- 一般管理費	(1,579)	(239,945)	(1,503)	(228,396)	(1,589)	(241,464)
- 有形固定資産および使用権資産の減価償却および減損	(57)	(8,662)	(107)	(16,260)	(265)	(40,269)
- 無形資産の償却および減損	(9)	(1,368)	(860)	(130,686)	(41)	(6,230)
営業利益／（損失）	707	107,436	(1,245)	(189,190)	(368)	(55,921)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益／（損失）持分	108	16,412	(38)	(5,774)	37	5,623
税引前当期純利益／（損失）	815	123,847	(1,283)	(194,965)	(331)	(50,299)
法人税（費用）／控除	(74)	(11,245)	63	9,573	73	11,093
当期純利益／（損失）	741	112,602	(1,220)	(185,391)	(258)	(39,206)
- 親会社株主に帰属する当期純利益／（損失）	737	111,995	(1,230)	(186,911)	(258)	(39,206)
- 非支配持分に帰属する当期純利益	4	608	10	1,520	-	-

1 正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）は、「収益」とも示される。

55ページから68ページの添付の注記、ならびに「信用リスク」セクションの「IFRS第9号の減損要件が適用される金融商品の概要」、「ステージ分布別信用リスク（FVOCIで測定される負債証券を除く）および業種別のECLカバーレッジ比率の概要」および「銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む）の帳簿価額（総額ベース）/元本金額ならびに引当金の変動の調整」の表は、これら要約財務諸表の不可欠な一部を構成している。（訳注：ページは原文のページ数である。本書においては、注記は「第一部 第6 経理の状況 1 中間財務書類（未監査） 要約財務諸表注記」を、「信用リスク」セクションの各表は「第一部 第3 事業の状況 2 事業等のリスク」を参照。）

要約連結包括利益計算書

以下の日に終了した6ヶ月

	2021年6月30日		2020年6月30日		2020年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
当期純利益 / (損失)	741	112,602	(1,220)	(185,391)	(258)	(39,206)
その他包括利益 / (損失)						
特定の条件下で損益計算書にその後再分類される項目:						
その他包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品	(144)	(21,882)	148	22,490	65	9,877
- 公正価値に係る(損失) / 利益	(140)	(21,274)	287	43,613	79	12,005
- 処分時に損益計算書に振り替えられる公正価値に係る(利益) / 損失	(48)	(7,294)	(80)	(12,157)	(10)	(1,520)
- 損益計算書に認識する予想信用損失	(5)	(760)	18	2,735	(10)	(1,520)
- 法人税	49	7,446	(77)	(11,701)	6	912
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(66)	(10,029)	89	13,524	29	4,407
- 公正価値に係る利益 / (損失)	130	19,755	(268)	(40,725)	354	53,794
- 損益計算書へ再分類された公正価値に係る(利益) / 損失	(224)	(34,039)	390	59,264	(318)	(48,323)
- 法人税	28	4,255	(33)	(5,015)	(7)	(1,064)
換算差額その他	(412)	(62,608)	690	104,852	(223)	(33,887)
損益計算書にその後再分類されない項目:						
確定給付資産 / 負債の再測定	36	5,471	3	456	(11)	(1,672)
- 法人税引前	49	7,446	(11)	(1,672)	(7)	(1,064)
- 法人税	(13)	(1,975)	14	2,127	(4)	(608)
その他包括利益を通じた公正価値評価の指定を受けた資本性金融商品	2	304	1	152	1	152
- 公正価値に係る利益	2	304	1	152	1	152
- 法人税	-	-	-	-	-	-
当初認識時に公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動	(25)	(3,799)	450	68,382	(383)	(58,201)
- 法人税引前	(44)	(6,686)	619	94,063	(526)	(79,931)
- 法人税	19	2,887	(169)	(25,681)	143	21,730
当期その他包括利益 / (費用) (税引後)	(609)	(92,544)	1,381	209,857	(522)	(79,323)
当期包括利益 / (費用) 合計	132	20,059	161	24,466	(780)	(118,529)
以下に帰属するもの:						
- 親会社株主	134	20,363	122	18,539	(775)	(117,769)
- 非支配持分	(2)	(304)	39	5,926	(5)	(760)

要約連結貸借対照表

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産				
現金および中央銀行預け金	108,056	16,420,190	85,092	12,930,580
他行から回収中の項目	638	96,950	243	36,926
トレーディング資産	95,913	14,574,939	86,976	13,216,873
公正価値評価の指定を受けた、または強制的に損益を通じて公正価値で測定する金融資産	17,616	2,676,927	16,220	2,464,791
デリバティブ	139,772	21,239,753	201,210	30,575,872
銀行に対する貸付金	10,999	1,671,408	12,646	1,921,686
顧客に対する貸付金	93,210	14,164,192	101,491	15,422,572
売戻契約 - 非トレーディング目的	53,032	8,058,743	67,577	10,269,001
金融投資	44,753	6,800,666	51,826	7,875,479
前払金、未収収益およびその他資産	57,228	8,696,367	55,565	8,443,657
当期税金資産	440	66,862	444	67,470
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける持分	653	99,230	497	75,524
のれんおよび無形資産	901	136,916	766	116,401
繰延税金資産	752	114,274	597	90,720
資産合計	623,963	94,817,417	681,150	103,507,554
負債および資本				
負債				
銀行からの預金	40,427	6,143,287	34,305	5,212,988
顧客からの預金	200,649	30,490,622	195,184	29,660,161
買戻契約 - 非トレーディング目的	29,440	4,473,702	34,903	5,303,860
他行へ送金中の項目	339	51,514	290	44,068
トレーディング負債	48,179	7,321,281	44,229	6,721,039
公正価値評価の指定を受けた金融負債	37,478	5,695,157	40,792	6,198,752
デリバティブ	138,366	21,026,097	199,232	30,275,295
発行済負債証券	13,980	2,124,401	17,371	2,639,697
未払費用、繰延収益およびその他負債	55,278	8,400,045	53,395	8,113,904
当期末払税金	216	32,823	139	21,122
保険契約に基づく負債	22,332	3,393,571	22,816	3,467,119
引当金	705	107,132	861	130,838
繰延税金負債	18	2,735	20	3,039
劣後債務	12,670	1,925,333	13,764	2,091,577
負債合計	600,077	91,187,701	657,301	99,883,460
資本				
株主資本合計	23,719	3,604,339	23,666	3,596,285
- 払込済株式資本	797	121,112	797	121,112
- その他資本性金融商品	3,722	565,595	3,722	565,595
- その他準備金	(5,291)	(804,020)	(4,682)	(711,477)
- 利益剰余金	24,491	3,721,652	23,829	3,621,055
非支配持分	167	25,377	183	27,809
資本合計	23,886	3,629,717	23,849	3,624,094

負債および資本合計

623,963	94,817,417	681,150	103,507,554
---------	------------	---------	-------------

要約連結キャッシュ・フロー計算書

	以下の日に終了した6ヶ月					
	2021年6月30日		2020年6月30日		2020年12月31日	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前当期純利益 / (損失)	815	123,847	(1,283)	(194,965)	(331)	(50,299)
非現金項目の調整:						
減価償却、償却および減損 ¹	66	10,029	967	146,945	306	46,500
投資活動による純利益	(47)	(7,142)	(89)	(13,524)	(10)	(1,520)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける(利益)/損失持分	(108)	(16,412)	38	5,774	(37)	(5,623)
予想信用損失(回収額控除前)およびその他の信用減損費用の変動	(69)	(10,485)	652	99,078	158	24,010
年金を含む引当金	54	8,206	66	10,029	358	54,402
株式報酬費用	46	6,990	34	5,167	44	6,686
税引前当期純利益に含まれるその他非現金項目	(148)	(22,490)	129	19,603	6	912
換算差額の消去 ²	3,937	598,267	(6,541)	(993,970)	4,014	609,967
営業資産の変動	20,916	3,178,395	(8,413)	(1,278,439)	32,569	4,949,185
営業負債の変動	(5,572)	(846,721)	55,984	8,507,329	(44,842)	(6,814,190)
確定給付制度に対する拠出額	(13)	(1,975)	(15)	(2,279)	(7)	(1,064)
法人税(支払)/還付額	(65)	(9,877)	118	17,931	24	3,647
営業活動による純資金	19,812	3,010,632	41,647	6,328,678	(7,748)	(1,177,386)
金融投資の購入	(9,956)	(1,512,914)	(15,527)	(2,359,483)	(5,510)	(837,300)
金融投資の売却および満期による収入	15,373	2,336,081	10,951	1,664,114	6,466	982,573
有形固定資産の購入および売却による正味キャッシュ・フロー	55	8,358	(36)	(5,471)	(34)	(5,167)
無形資産に対する投資純額	(14)	(2,127)	(133)	(20,211)	(17)	(2,583)
関連会社に対する投資ならびに事業および子会社の買収による資金支出	(61)	(9,270)	(331)	(50,299)	(40)	(6,078)
子会社、事業、関連会社およびジョイント・ベンチャーの処分による収入	-	-	-	-	57	8,662
投資活動による純資金	5,397	820,128	(5,076)	(771,349)	922	140,107
優先株式の償還	-	-	(318)	(48,323)	-	-
劣後借入資本発行	10,628	1,615,031	-	-	-	-
劣後借入資本返済	(11,060)	(1,680,678)	(18)	(2,735)	-	-
親会社への配当金支払額	(58)	(8,814)	(57)	(8,662)	(206)	(31,304)
親会社からの資金受取額	-	-	1,000	151,960	-	-
非支配持分への配当金支払額	(1)	(152)	-	-	-	-
財務活動による純資金	(491)	(74,612)	607	92,240	(206)	(31,304)
現金および現金同等物の正味増加/(減少)	24,718	3,756,147	37,178	5,649,569	(7,032)	(1,068,583)
現金および現金同等物 - 期首現在	125,304	19,041,196	92,338	14,031,682	135,119	20,532,683
現金および現金同等物に係る換算差額	(3,811)	(579,120)	5,603	851,432	(2,783)	(422,905)
現金および現金同等物 - 期末現在	146,211	22,218,224	135,119	20,532,683	125,304	19,041,196

1 2020年には、当行グループの主に英国およびエイチエスピーシー・コンチネンタル・ヨーロッパの事業に関連する減損および直接償却の影響額が含まれている(2020年上半期: 770百万ポンドおよび2020年下半期: 224百万ポンド)。

- 2 期首残高と期末残高との為替変動を平均レートにするための調整。詳細を特定するには合理的でない費用が発生することとなるため、調整は項目ごとに行われるものではない。

要約連結株主資本変動計算書

	その他準備金									
	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ 再編 準備金	株主資本 合計	非支配 持分 ³	資本 合計
	百万円									
2021年1月1日現在	797	3,722	23,829	1,309	158	1,543	(7,692)	23,666	183	23,849
当期純利益	-	-	737	-	-	-	-	737	4	741
その他包括利益（税引後）	-	-	11	(141)	(66)	(407)	-	(603)	(6)	(609)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(143)	-	-	-	(143)	(1)	(144)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	2	-	-	-	2	-	2
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(66)	-	-	(66)	-	(66)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	36	-	-	-	-	36	-	36
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する 公正価値の変動 ¹	-	-	(25)	-	-	-	-	(25)	-	(25)
- 換算差額	-	-	-	-	-	(407)	-	(407)	(5)	(412)
当期包括利益合計	-	-	748	(141)	(66)	(407)	-	134	(2)	132
配当金支払額 ²	-	-	(58)	-	-	-	-	(58)	(1)	(59)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	2	-	-	-	-	2	-	2
企業結合における変更およ びその他の変動額 ³	-	-	(30)	5	-	-	-	(25)	(13)	(38)
2021年6月30日現在	797	3,722	24,491	1,173	92	1,136	(7,692)	23,719	167	23,886

1 2021年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、209百万ポンドの損失であった。2020年12月31日現在の変動累計額は189百万ポンドの損失であった。

2 配当金支払額には、その他Tier 1 資本商品に係るクーポンとして親会社に支払われた58百万ポンドが含まれている。

3 2021年2月に、HSBCトリニカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が99.33%から100%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	為替 準備金	グルー プ再編	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
					準備金		準備金			
					準備金		準備金			
百万円										
2020年1月1日現在	797	3,722	24,449	1,089	40	1,098	(7,692)	23,503	509	24,012
当期純損失	-	-	(1,230)	-	-	-	-	(1,230)	10	(1,220)
その他包括利益（税引後）	-	-	450	151	89	662	-	1,352	29	1,381
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	150	-	-	-	150	(2)	148
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	89	-	-	89	-	89
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する	-	-	450	-	-	-	-	450	-	450
公正価値の変動 ¹	-	-	-	-	-	662	-	662	28	690
- 換算差額およびその他	-	-	-	-	-	662	-	662	28	690
当期包括利益合計	-	-	(780)	151	89	662	-	122	39	161
親会社への配当金	-	-	(57)	-	-	-	-	(57)	-	(57)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	16	-	-	-	-	16	-	16
資本拠出 ²	-	-	1,000	-	-	-	-	1,000	-	1,000
企業結合における変更およ びその他の変動額 ³	-	-	33	6	-	-	-	39	(355)	(316)
2020年6月30日現在	797	3,722	24,661	1,246	129	1,760	(7,692)	24,623	193	24,816

1 2020年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、446百万円の利益であった。

2 エイチエスピーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッド（HUHO）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受ける当行グループの資本基盤を改善するため、2020年3月に、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対して普通株式等Tier 1（CET1）資本1十億ポンドを拠出した。株式資本の新規発行はなかった。

3 2020年5月に、HSBCトリニカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が80.67%から99.33%に増加した。

	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	その他準備金				株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
				FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ 再編準備 金 ³			
				百万円						
2020年7月1日現在	797	3,722	24,661	1,246	129	1,760	(7,692)	24,623	193	24,816
当期純損失	-	-	(258)	-	-	-	-	(258)	-	(258)
その他包括利益（税引後）	-	-	(394)	65	29	(217)	-	(517)	(5)	(522)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	64	-	-	-	64	1	65
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	29	-	-	29	-	29
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	(11)	-	-	-	-	(11)	-	(11)
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する	-	-	(383)	-	-	-	-	(383)	-	(383)
公正価値の変動 ¹										
- 換算差額およびその他	-	-	-	-	-	(217)	-	(217)	(6)	(223)
当期包括利益合計	-	-	(652)	65	29	(217)	-	(775)	(5)	(780)
親会社への配当金 ²	-	-	(206)	-	-	-	-	(206)	-	(206)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	(5)	-	-	-	-	(5)	-	(5)
企業結合における変更およ びその他の変動額	-	-	31	(2)	-	-	-	29	(5)	24
2020年12月31日現在	797	3,722	23,829	1,309	158	1,543	(7,692)	23,666	183	23,849

1 2020年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、189百万円の損失であった。

2 親会社への配当金には、優先株式に対して51百万円およびその他Tier 1 資本商品に係るクーポンとして支払われた155百万円が含まれている。

3 グループ再編準備金（「GRR」）は会計処理上の準備金であり、リングフェンス規制の履行により生じたものである。GRRは規制上の自己資本を構成しない。

	その他準備金									
	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ再 編 準備金	株主資本 合計	非支配 持分 ³	資本 合計
	百万円									
2021年1月1日現在	121,112	565,595	3,621,055	198,916	24,010	234,474	(1,168,876)	3,596,285	27,809	3,624,094
当期純利益	-	-	111,995	-	-	-	-	111,995	608	112,602
その他包括利益（税引後）	-	-	1,672	(21,426)	(10,029)	(61,848)	-	(91,632)	(912)	(92,544)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負債 性金融商品	-	-	-	(21,730)	-	-	-	(21,730)	(152)	(21,882)
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	304	-	-	-	304	-	304
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	(10,029)	-	-	(10,029)	-	(10,029)
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	5,471	-	-	-	-	5,471	-	5,471
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信用 リスクの変化に起因する ¹	-	-	(3,799)	-	-	-	-	(3,799)	-	(3,799)
公正価値の変動 ¹	-	-	-	-	-	(61,848)	-	(61,848)	(760)	(62,608)
- 換算差額	-	-	-	-	-	(61,848)	-	(61,848)	(760)	(62,608)
当期包括利益合計	-	-	113,666	(21,426)	(10,029)	(61,848)	-	20,363	(304)	20,059
配当金支払額 ²	-	-	(8,814)	-	-	-	-	(8,814)	(152)	(8,966)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	304	-	-	-	-	304	-	304
企業結合における変更およ びその他の変動額 ³	-	-	(4,559)	760	-	-	-	(3,799)	(1,975)	(5,774)
2021年6月30日現在	121,112	565,595	3,721,652	178,249	13,980	172,627	(1,168,876)	3,604,339	25,377	3,629,717

1 2021年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、209百万ポンドの損失であった。2020年12月31日現在の変動累計額は189百万ポンドの損失であった。

2 配当金支払額には、その他Tier 1 資本商品に係るクーポンとして親会社に支払われた58百万ポンドが含まれている。

3 2021年2月に、HSBCトリнкаウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が99.33%から100%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	為替 準備金	グルー プ再 編 準備金	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
					準備金					
百万円										
2020年 1 月 1 日現在	121,112	565,595	3,715,270	165,484	6,078	166,852	(1,168,876)	3,571,516	77,348	3,648,864
当期純損失	-	-	(186,911)	-	-	-	-	(186,911)	1,520	(185,391)
その他包括利益（税引後）	-	-	68,382	22,946	13,524	100,598	-	205,450	4,407	209,857
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負 債性金融商品	-	-	-	22,794	-	-	-	22,794	(304)	22,490
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	152	-	-	-	152	-	152
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	13,524	-	-	13,524	-	13,524
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	-	-	-	-	-	-	456	456
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信 用リスクの変化に起因 する公正価値の変動 ¹	-	-	68,382	-	-	-	-	68,382	-	68,382
- 換算差額およびその他	-	-	-	-	-	100,598	-	100,598	4,255	104,852
当期包括利益合計	-	-	(118,529)	22,946	13,524	100,598	-	18,539	5,926	24,466
親会社への配当金	-	-	(8,662)	-	-	-	-	(8,662)	-	(8,662)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	2,431	-	-	-	-	2,431	-	2,431
資本拠出 ²	-	-	151,960	-	-	-	-	151,960	-	151,960
企業結合における変更およ びその他の変動額 ³	-	-	5,015	912	-	-	-	5,926	(53,946)	(48,019)
2020年 6 月30日現在	121,112	565,595	3,747,486	189,342	19,603	267,450	(1,168,876)	3,741,711	29,328	3,771,039

1 2020年6月30日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、446百万ポンドの利益であった。

2 エイチエスピーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッド（HUHO）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受ける当行グループの資本基盤を改善するため、2020年3月に、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対して普通株式等Tier 1（CET1）資本1十億ポンドを拠出した。株式資本の新規発行はなかった。

3 2020年5月に、HSBCトリニカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー株式の追加取得が行われ、当行グループの持分が80.67%から99.33%に増加した。

	その他準備金									
	払込済 株式資本 および 資本 剰余金	その他 資本性金 融商品	利益 剰余金	FVOCIで測 定する金 融資産 準備金	キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ 準備金	為替 準備金	グループ再 編 準備金 ³	株主資本 合計	非支配 持分	資本 合計
	百万円									
2020年7月1日現在	121,112	565,595	3,747,486	189,342	19,603	267,450	(1,168,876)	3,741,711	29,328	3,771,039
当期純損失	-	-	(39,206)	-	-	-	-	(39,206)	-	(39,206)
その他包括利益（税引後）	-	-	(59,872)	9,877	4,407	(32,975)	-	(78,563)	(760)	(79,323)
- その他包括利益を通じて 公正価値で測定する負 債性金融商品	-	-	-	9,725	-	-	-	9,725	152	9,877
- その他包括利益を通じた 公正価値評価の指定を受 けた資本性金融商品	-	-	-	152	-	-	-	152	-	152
- キャッシュ・フロー・ ヘッジ	-	-	-	-	4,407	-	-	4,407	-	4,407
- 確定給付資産 / 負債の再 測定	-	-	(1,672)	-	-	-	-	(1,672)	-	(1,672)
- 公正価値評価の指定を受 けた金融負債の自己信 用リスクの変化に起因 する公正価値の変動 ¹	-	-	(58,201)	-	-	-	-	(58,201)	-	(58,201)
- 換算差額およびその他	-	-	-	-	-	(32,975)	-	(32,975)	(912)	(33,887)
当期包括利益合計	-	-	(99,078)	9,877	4,407	(32,975)	-	(117,769)	(760)	(118,529)
親会社への配当金 ²	-	-	(31,304)	-	-	-	-	(31,304)	-	(31,304)
持分決済型の株式報酬の正 味影響額	-	-	(760)	-	-	-	-	(760)	-	(760)
企業結合における変更およ びその他の変動額	-	-	4,711	(304)	-	-	-	4,407	(760)	3,647
2020年12月31日現在	121,112	565,595	3,621,055	198,916	24,010	234,474	(1,168,876)	3,596,285	27,809	3,624,094

- 1 2020年12月31日現在、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化に起因する公正価値の変動累計額は、189百万ポンドの損失であった。
- 2 親会社への配当金には、優先株式に対して51百万ポンドおよびその他Tier 1 資本商品に係るクーポンとして支払われた155百万ポンドが含まれている。
- 3 グループ再編準備金（「GRR」）は会計処理上の準備金であり、リングフェンス規制の履行により生じたものである。GRRは規制上の自己資本を構成しない。

要約連結財務諸表注記

1 作成の基礎および重要な会計方針

(a) 国際財務報告基準への準拠

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー(「当行」)およびその子会社(あわせて「当行グループ」)の要約中間連結財務諸表は、2020年年次財務諸表に記載されている方針に基づき、また英国が採用しているIAS第34号「中間財務報告」、EUが採用している国際会計基準審議会(「IASB」)が公表したIAS第34号「中間財務報告」、および英国金融行為規制機構の「情報開示に関するガイダンスおよび透明性に関する規則集」に準拠して作成されている。そのため、当財務諸表には、2020年末以降の当行グループの財政状態および業績の変動を理解するにあたって重要となる事象ならびに取引の説明が含まれている。当財務諸表は、2020年年次報告書と併せて読まれるべきであり、当該年次報告書は、2006年会社法の規定に従って採用されている国際会計基準、欧州連合において適用されている規制(EC)第1606/2002号に従って採用されている国際財務報告基準、およびIASBが公表した国際財務報告基準(「IFRS」)(IFRS解釈指針委員会が公表した解釈指針を含む)に準拠して作成された。

2021年6月30日現在、2021年6月30日に終了した6ヶ月に有効となる本財務諸表に影響を及ぼす未承認の基準はなく、当行グループへの適用に関して、英国採用のIFRSと、EU採用のIFRS、IASB公表のIFRSとの間に差異はない。

2021年12月31日に終了する事業年度の当行グループの財務諸表は、英国採用のIFRSと、EU採用の国際財務報告基準、およびIASB公表のIFRS(IFRS解釈指針委員会が公表した解釈指針を含む)に準拠して作成される。

2021年6月30日に終了した6ヶ月において適用された基準

本要約中間連結財務諸表に重要な影響を与えた新基準または基準への改訂はなかった。

(b) 見積りの使用および判断の行使

当行グループにおける重要な会計上の見積りおよび判断は、償却原価およびFVOCIで測定する金融資産の減損、子会社に対する投資の減損、金融商品、繰延税金資産、負債に対する引当金の評価および有効な長期保険契約の現在価値に関連するものであると経営陣は考えている。2020年年次報告書の118ページから128ページ(訳注:原文のページ数である。)に記載されている、2020年度に適用された重要な会計上の見積りおよび判断に関して、当期における変更はなかった。

(c) 当行グループの構成

2021年6月30日に終了した6ヶ月において、当行グループの構成に重大な変更はなかった。将来の事業処分の詳細については、注記11「事業処分」を参照のこと。

(d) 今後適用される基準

IFRS第17号「保険契約」は、2017年5月に公表され、2021年6月にIFRS第17号の改訂が公表された。当該基準はまだ英国またはEUで採用されていない。当該基準は、企業が発行する保険契約および保有する再保険契約の会計処理に適用すべき要件について規定している。改訂に伴い、IFRS第17号は2023年1月1日から適用されることになっている。当行グループは現在、IFRS第17号の適用準備段階にある。当該基準に関する業界慣行や基準の解釈については未だ作業が進められている。したがって、当該基準の適用により生じる可能性のある影響は依然として不確定である。ただし、当行グループの保険契約に関する現在の会計方針と比較して、認識されるPVIF資産はなく、代わりに見積将来利益が契約上のサービ

ス・マージンとして保険契約負債の測定に含まれることとなり、保険契約期間にわたるサービスの提供に合わせて徐々に収益に認識されることとなる。

(e) 継続企業

当財務諸表は、継続企業を前提に作成されており、取締役は当行グループおよび親会社は、署名日から12ヶ月間および予見可能な将来において事業を継続するための資源を十分に有していることを確信している。この評価にあたり、取締役は、将来の収益予測、キャッシュ・フロー、資本要件および資本の源泉を含めた現在および将来に関する広範な情報を考慮している。これらの検討には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大によりHSBCの事業にもたらした不確実性の継続を反映したPRAのシナリオならびに、戦略的見直しや他の極めて重要なリスクおよび新しく発生したリスク（15ページ（訳注：ページは原文のページ数である。）に記載されているとおり）からの潜在的な影響ならびに関連する収益性、資本および流動性への影響に関する検討を織り込んだ内部ストレス・テストが含まれている。

(f) 会計方針

当行グループが当中間要約連結財務諸表に適用した会計方針および計算方法は、2020年年次報告書の118ページから128ページ（訳注：原文のページ数である。）に記載されている会計方針と一致している。

2 配当金

親会社に対する配当金

	以下の日に終了した6ヶ月					
	2021年6月30日		2020年6月30日		2020年12月31日	
	1株当たり ポンド	百万ポンド	1株当たり ポンド	百万ポンド	1株当たり ポンド	百万ポンド
資本に分類される優先株式に係る配当金						
当行の非累積第三次米ドル優先株式に関する配当金	-	-	-	-	1.47	51
合計	-	-	-	-	1.47	51
資本に分類される資本証券に係るクーポン支払額合計		58		57		155
親会社に対する配当金		58		57		206

資本に分類される資本証券に係るクーポン支払額合計

	最初の 償還可能日	以下の日に終了した6ヶ月		
		2021年6月30日	2020年6月30日	2020年12月31日
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
永久劣後その他Tier 1金融商品				
- 1,900百万ユーロの2015年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2020年12月	-	-	103
- 235百万ユーロの2016年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2022年1月	11	11	-
- 300百万ユーロの2018年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2023年3月	10	10	-
- 555百万ポンドの2018年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2023年3月	28	28	-
- 500百万ポンドの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年11月	-	-	24
- 250百万ユーロの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年11月	-	-	8
- 431百万ポンドの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2024年12月	-	-	20
- 200百万ユーロの2019年永久劣後更改可能その他Tier 1金融商品	2025年1月	9	8	-
		58	57	155

3 セグメント別分析

作成の基礎

チーフ・エグゼクティブ（「EC」）は、当行グループの報告セグメントを特定する目的上、最高経営意思決定者（「CODM」）とみなされ、執行委員会の他のメンバーがこれをサポートする。グローバル業績は、報告された業績から重要項目の影響を除外した調整後業績に基づいて、CODMによって評価される。そのため、当行はこれらの業績をIFRSで要求される調整後ベースで表示している。

当行グループの業務は密接に統合されているため、データの表示には、収益および費用の特定の項目の内部配分額が含まれる。これらの配分には、グローバル事業に有意に割り当てることができる範囲において、一定の支援サービスおよび部署の費用が含まれている。このような配分は体系的かつ一貫性のある基準で行われているが、必然的にある程度の主観性を伴う。グローバル事業に配分されていない費用は、コーポレート・センターに含まれている。

該当する場合、表示されている利益および費用には、セグメント間の資金調達ならびにグループ会社間および事業部門間の取引が含まれている。こうした取引はすべて独立企業間条件に従って行われている。事業に関するグループ内相殺消去項目は、コーポレート・センターに表示されている。

当行グループのグローバル事業

HSBCは、3つのグローバル事業部門において、総合した銀行業務および金融サービスを顧客に提供している。顧客に提供されている商品およびサービスは、これらのグローバル事業部門別に提供される。グローバル事業部門は、IFRS第8号「事業セグメント」に基づく当行グループの報告セグメントである。

当行グループの業務モデルは、3つの事業部門およびコーポレート・センターで構成されており、すべてデジタル・ビジネス・サービス、ならびにリスク、財務、コンプライアンス、法務、マーケティングおよび人材を含む11の部門によってサポートされている。

事業セグメント別の分析：

調整後税引前当期純利益 / (損失)

	2021年6月30日に終了した6ヶ月				
	GBM	CMB	WPB	コーポレー ト・センター	合計
	百万ポンド				
正味営業収益 / (費用) (予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前) ¹	2,132	555	713	-	3,400
- 外部	2,252	589	722	(163)	3,400
- セグメント間	(120)	(34)	(9)	163	-
- うち：正味受取 / (支払) 利息	264	317	293	(14)	860
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	65	(1)	9	(2)	71
正味営業収益 / (費用)	2,197	554	722	(2)	3,471
営業費用合計	(1,707)	(343)	(503)	(36)	(2,589)
営業利益 / (損失)	490	211	219	(38)	882
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	-	-	-	108	108
調整後税引前当期純利益	490	211	219	70	990
	%	%	%		%
調整後経費率	80.1	61.8	70.5		76.1

2020年6月30日に終了した6ヶ月

	GBM	CMB	WPB	コーポレート・センター	合計
	百万ポンド				
正味営業収益／（費用）（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前） ¹	1,980	578	424	(76)	2,906
- 外部	2,273	609	439	(415)	2,906
- セグメント間	(293)	(31)	(15)	339	-
- うち：正味受取／（支払）利息	275	345	340	(43)	917
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	(423)	(194)	(28)	(6)	(651)
正味営業収益／（費用）	1,557	384	396	(82)	2,255
営業費用合計	(1,771)	(336)	(544)	(25)	(2,676)
営業（損失）／利益	(214)	48	(148)	(107)	(421)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける損失持分	-	-	-	(38)	(38)
調整後税引前当期純（損失）／利益	(214)	48	(148)	(145)	(459)
	%	%	%		%
調整後経費率	89.4	58.1	128.3		92.1

2020年12月31日に終了した6ヶ月

	GBM	CMB	WPB	コーポレート・センター	合計
	百万ポンド				
正味営業収益／（費用）（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前） ¹	1,993	555	611	(68)	3,091
- 外部	2,195	584	622	(310)	3,091
- セグメント間	(202)	(29)	(11)	242	-
- うち：正味受取／（支払）利息	326	341	324	(10)	981
予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動	(28)	(128)	(11)	10	(157)
正味営業収益／（費用）	1,965	427	600	(58)	2,934
営業費用合計	(1,728)	(323)	(584)	(61)	(2,696)
営業利益／（損失）	237	104	16	(119)	238
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益持分	-	-	-	37	37
調整後税引前当期純利益／（損失）	237	104	16	(82)	275
	%	%	%		%
調整後経費率	86.7	58.2	95.6		87.2

¹ 正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）は「収益」とも示される。

報告済の外部の正味営業収益は、業績報告または資金貸出の責任を負う支店の所在地に基づいて、各国に割り当てられる。

以下の日に終了した6ヶ月

外部の正味営業収益（国別）¹

- 英国
- フランス
- ドイツ
- その他の国

2021年6月30日	2020年6月30日	2020年12月31日
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
3,357	2,889	3,011
1,634	1,496	1,418
941	639	889
490	421	393
292	333	311

調整後業績の調整表

以下の日に終了した6ヶ月

	2021年6月30日			2020年6月30日			2020年12月31日		
	調整	重要な項目	報告額	調整	重要な項目	報告額	調整	重要な項目	報告額
	百万ポンド			百万ポンド			百万ポンド		
収益 ¹	3,400	(43)	3,357	2,906	(17)	2,889	3,091	(80)	3,011
ECL	71	-	71	(651)	-	(651)	(157)	-	(157)
営業費用	(2,589)	(132)	(2,721)	(2,676)	(807)	(3,483)	(2,696)	(526)	(3,222)
関連会社およびジョイント・ベンチャーにおける利益 / (損失) 持分	108	-	108	(38)	-	(38)	37	-	37
税引前当期純利益 / (損失)	990	(175)	815	(459)	(824)	(1,283)	275	(606)	(331)

1 正味営業収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動考慮前）は、「収益」とも示される。

調整後利益の調整表

以下の日に終了した6ヶ月

	2021年6月30日	2020年6月30日	2020年12月31日
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
調整後税引前当期純利益 / (損失)	990	(459)	275
重要な項目	(175)	(824)	(606)
- デリバティブ契約に係る負債評価調整	(10)	22	(24)
- 非適格ヘッジの公正価値の変動	6	(1)	-
- 組織再編および他の関連費用	(171)	(210)	(563)
- 法的および規制事項に関する和解金および引当金	-	(4)	(5)
- その他無形資産の減損	-	(631)	(14)
税引前当期純利益 / (損失) 報告額	815	(1,283)	(331)

事業別貸借対照表

	GBM	CMB	WPB	コーポレー ト・センター	合計
	百万ポンド				
2021年 6 月30日					
顧客に対する貸付金	42,003	23,521	27,485	201	93,210
顧客からの預金	109,629	49,461	41,314	245	200,649
2020年12月31日					
顧客に対する貸付金	46,867	25,809	28,638	177	101,491
顧客からの預金	105,346	48,368	41,258	212	195,184

4 正味受取手数料

	以下の日に終了した 6 ヶ月		
	2021年 6 月30日	2020年 6 月30日	2020年12月31日
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
商品別正味受取手数料			
口座サービス	136	115	124
運用ファンド	225	205	219
カード	19	21	23
信用枠	127	122	128
仲介手数料収入	194	178	191
投資信託	2	2	1
引受	183	202	158
輸入 / 輸出	20	20	21
送金	31	31	31
グローバル・カストディ	99	105	115
保険代理店手数料	9	10	9
その他	337	330	313
受取手数料	1,382	1,341	1,333
控除：支払手数料	(638)	(644)	(630)
正味受取手数料	744	697	703
グローバル事業別受取手数料			
グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ	383	334	356
コマーシャル・バンキング	177	182	174
ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング	189	179	179
コーポレート・センター	(5)	2	(6)

5 公正価値で計上された金融商品の公正価値

公正価値の算定に用いた会計方針、管理の枠組みおよび公正価値ヒエラルキーは、2020年年次報告書に適用したものと一致している。

公正価値で計上された金融商品および評価基準

	2021年 6 月30日現在				2020年12月31日現在				
	重要な			合計	重要な			合計	
	観察可能な	観察不能な			観察可能な	観察不能な			
市場価格	インプット	インプット			市場価格	インプット	インプット		
(レベル	(レベル	(レベル			(レベル	(レベル	(レベル		
1)	2)	3)			1)	2)	3)		
	百万ポンド					百万ポンド			
継続的な公正価値の測定									
資産									
トレーディング資産	66,271	28,301	1,341	95,913	60,890	24,475	1,611	86,976	
公正価値評価の指定を受け た、または強制的に損益を 通じて公正価値で測定する 金融資産	6,598	7,633	3,385	17,616	5,658	7,095	3,467	16,220	
デリバティブ	1,088	136,670	2,014	139,772	1,668	197,568	1,974	201,210	
金融投資	32,644	10,709	1,387	44,740	38,347	11,829	1,635	51,811	
負債									
トレーディング負債	31,792	15,751	636	48,179	29,847	14,264	118	44,229	
公正価値評価の指定を受けた 金融負債	988	34,487	2,003	37,478	928	38,714	1,150	40,792	
デリバティブ	694	135,075	2,597	138,366	1,058	195,078	3,096	199,232	

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツの公正価値調整

	2021年 6 月30日現在		2020年12月31日現在	
	GBM	コーポレート・ センター	GBM	コーポレート・ センター
	百万ポンド		百万ポンド	
調整の種類				
リスク関連	521	15	647	16
- ビッド-オファー	215	-	252	-
- 不確実性	37	1	60	1
- 信用評価調整	129	14	211	15
- 負債評価調整	(29)	-	(40)	-
- 資金調達公正価値調整	169	-	151	-
- その他	-	-	13	-
モデル関連	40	-	47	-
- モデルの限界	40	-	44	-
- その他	-	-	3	-
取引開始時の利益（初日の損益準備金）	67	-	60	-
	628	15	754	16

2020年2月の当行グループのビジネス・アップデートに記載されているとおり、当行グループは引き続き、GBMにおけるRWAを削減するというコミットメントのひとつとして、特定の無担保店頭（「OTC」）デリバティブの処分に係る損失を観察する。当行グループの分析に基づき、これらの損失は、IFRS第13号「公正価値測定」の枠組みにおける調整を生じさせるものではないと考えられる。当行グループは引き続き、これらの処分を発生都度監視および分析する。

レベル1の公正価値とレベル2の公正価値の間の振替

	資産				負債		
	公正価値 評価の指定 または強制 的に損益を						
	トレーディ ング資産	通じて公正 価値で測定	デリバ ティブ		トレーディ ング負債	公正価値 評価の指定	デリバ ティブ
金融投資							
	百万ポンド				百万ポンド		
2021年 6 月30日							
レベル 1 からレベル 2 への振替	148	926	-	-	15	-	-
レベル 2 からレベル 1 への振替	102	427	399	-	36	-	-
2020年12月31日までの 1 年間							
レベル 1 からレベル 2 への振替	200	915	-	-	77	6,013	-
レベル 2 からレベル 1 への振替	1,557	1,557	71	-	304	-	-

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の報告期間末に発生したとみなしている。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替（入）および振替（出）は、通常、評価インプットの観察可能性および価格透明性に起因する。

公正価値評価の基礎

重要な観察不能なインプットによる評価技法を使用して公正価値で測定されている金融商品 - レベル3

	資産					負債			
	公正価値								
	評価の指定								
	または強制								
	的に損益を								
金融投資	トレーディング資産	通じて公正価値で測定 百万ポンド	デリバティブ	合計	トレーディング負債	公正価値 評価の指定 百万ポンド	デリバティブ	合計	
戦略的投資を含めた									
プライベート・エクイティ	71	43	3,089	-	3,203	164	-	-	164
アセット・バック証券	560	181	11	-	752	-	-	-	-
仕組債	-	-	-	-	-	-	2,003	-	2,003
デリバティブ	-	-	-	2,014	2,014	-	-	2,597	2,597
その他のポートフォリオ	756	1,117	285	-	2,158	472	-	-	472
2021年6月30日現在	1,387	1,341	3,385	2,014	8,127	636	2,003	2,597	5,236
戦略的投資を含めた									
プライベート・エクイティ	75	3	3,153	-	3,231	3	-	-	3
アセット・バック証券	847	372	18	-	1,237	-	-	-	-
仕組債	-	-	-	-	-	21	1,147	-	1,168
デリバティブ	-	-	-	1,974	1,974	-	-	3,095	3,095
その他のポートフォリオ	713	1,236	296	-	2,245	94	3	1	98

2020年12月31日現在

1,635	1,611	3,467	1,974	8,687	118	1,150	3,096	4,364
-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

公正価値ヒエラルキーのレベル3における公正価値測定に関する調整

レベル3 金融商品の変動

	資産				負債		
	公正価値						
	評価の指定						
	または強制的に損益を						
	金融投資	トレーディング資産	通じて公正価値で測定	デリバティブ	トレーディング負債	公正価値評価の指定	デリバティブ
	百万ポンド				百万ポンド		
2021年1月1日現在	1,635	1,611	3,467	1,974	118	1,150	3,096
損益に認識された利益または損失合計	4	(48)	182	101	11	(19)	(5)
- トレーディング目的保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益 / (費用)	-	(48)	-	101	11	-	(5)
- 損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債 (関連デリバティブを含む) からの純収益 / (費用)	-	-	-	-	-	-	-
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資による純収益	4	-	-	-	-	-	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	-	-	182	-	-	(19)	-
その他包括利益に認識された利益または損失合計	(59)	(6)	(120)	(5)	(1)	(21)	(7)
- 金融投資: 公正価値に係る利益 / (損失)	(17)	-	-	-	-	-	-
- 換算差額	(42)	(6)	(120)	(5)	(1)	(21)	(7)
購入	200	386	197	-	346	-	-
発行	-	-	-	-	17	1,114	-
売却	(153)	(93)	(336)	-	-	-	-
決済	(54)	(349)	-	(221)	1	(464)	(847)
振替 (出)	(186)	(330)	(29)	(64)	-	(8)	(58)
振替 (入)	-	170	24	229	144	251	418
2021年6月30日現在	1,387	1,341	3,385	2,014	636	2,003	2,597
2020年6月30日時点で保有していた資産および負債に関して損益に認識された未実現利益 / (損失)	-	(1)	130	(55)	2	32	(24)
- トレーディング目的保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益	-	(1)	-	(55)	2	-	(24)
- 損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債 (関連デリバティブを含む) からの純収益	-	-	130	-	-	32	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	-	-	-	-	-	-	-

2020年1月1日現在	1,554	3,203	3,737	1,637	40	943	1,681
損益に認識された利益または損失合計	(9)	(419)	(19)	1,560	-	-	1,595
- トレーディング目的保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益 / (費用)	-	(419)	-	1,560	-	-	1,595
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融投資による純収益	(9)	-	-	-	-	-	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	-	-	(19)	-	-	-	-
その他包括利益(「OCI」)に認識された利益または損失合計	40	71	149	38	1	29	9
- 金融投資: 公正価値に係る利益 / (損失)	-	-	-	-	-	-	-
- 換算差額	40	71	149	38	1	29	9
購入	287	110	457	-	52	-	-
発行	-	-	-	-	1	334	-
売却	(216)	(436)	(219)	-	(1)	-	-
決済	(60)	(17)	(17)	(81)	(10)	(248)	(229)
振替(出)	(4)	(624)	(2)	(72)	(4)	(70)	(171)
振替(入)	246	612	161	82	6	176	106
2020年6月30日現在	1,838	2,500	4,247	3,164	85	1,164	2,991
2019年6月30日時点で保有していた資産および負債に関して損益に認識された未実現利益 / (損失)	-	(11)	(51)	493	3	58	976
- トレーディング目的保有または公正価値ベースで管理する金融商品からの純収益	-	(11)	-	493	3	-	976
- 損益を通じて公正価値で測定する保険事業の資産および負債(関連デリバティブを含む)からの純収益	-	-	(51)	-	-	58	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品の公正価値の変動	-	-	-	-	-	-	-

	資産				負債		
	公正価値 評価の指定 または強制 的に損益を 通じて公正						
	金融投資	トレーディ ング資産	価値で 測定	デリバ ティブ	トレーディ ング負債	公正価値 評価の指定	デリバ ティブ
	百万ポンド				百万ポンド		
2020年7月1日現在	1,838	2,500	4,247	3,164	85	1,164	2,991
損益に認識された利益または損失合計	23	422	114	22	237	87	1,049
- トレーディング目的保有または公正価値ベース で管理する金融商品からの純収益 / (費用)	-	422	-	22	237	-	1,049
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融投資による純収益	23	-	-	-	-	-	-
- 強制的に損益を通じて公正価値で測定するその 他の金融商品の公正価値の変動	-	-	114	-	-	87	-
その他包括利益に認識された利益または損失合計	(19)	(15)	(161)	(5)	-	(6)	(2)
- 金融投資：公正価値に係る利益 / (損失)	58	-	2	-	-	-	-
- 換算差額	(77)	(15)	(163)	(5)	-	(6)	(2)
購入	7	332	604	-	1	-	-
発行	-	-	-	-	4	241	-
売却	(309)	(355)	(1,216)	-	(197)	-	-
決済	(56)	(851)	(62)	(1,057)	(10)	(277)	(851)
振替 (出)	(57)	(712)	(59)	(286)	(3)	(195)	(266)
振替 (入)	208	290	-	136	1	136	175
2020年12月31日現在	1,635	1,611	3,467	1,974	118	1,150	3,096
2020年12月31日時点で保有していた資産および負 債に関して損益に認識された未実現利益 / (損 失)	-	(13)	94	12	(4)	(131)	195
- トレーディング収益 / (費用) (正味受取利息 を除く)	-	(13)	-	12	(4)	-	195
- 公正価値評価の指定を受けたその他の金融商品 からの純収益 / (費用)	-	-	94	-	-	(131)	-

合理的に可能な代替手段に対する重要な観察不能な仮定の変動による影響

合理的に可能な代替的仮定に対するレベル3 公正価値の感応度

2021年6月30日現在				2020年12月31日現在			
利益または損失 に反映		OCIに反映		利益または損失 に反映		OCIに反映	
有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動
百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド	

デリバティブ、トレーディング資								
産およびトレーディング負債 ¹	121	(109)	-	-	161	(145)	-	-
公正価値評価の指定を受けた、ま								
たは強制的に公正価値で測定す	278	(277)	-	-	226	(226)	-	-
る金融資産および金融負債								
金融投資	17	(17)	44	(44)	26	(26)	49	(49)
合計	416	(403)	44	(44)	413	(397)	49	(49)

1 デリバティブ、トレーディング資産およびトレーディング負債は、これらの金融商品のリスク管理方法を反映させるために1つのカテゴリーとして表示されている。

合理的に可能な代替的仮定に対するレベル3 公正価値の感応度（商品種類別）

	2021年6月30日現在				2020年12月31日現在			
	利益または損失 に反映		OCIに反映		利益または損失 に反映		OCIに反映	
	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動	有利な 変動	不利な 変動
	百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド		百万ポンド	
戦略的投資を含めたプライ ベート・エクイティ投資	246	(246)	7	(7)	193	(195)	7	(7)
アセット・バック証券	46	(24)	1	(1)	64	(40)	5	(4)
仕組債	22	(22)	-	-	23	(23)	-	-
デリバティブ	48	(46)	-	-	73	(70)	-	-
その他のデリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のポートフォリオ	54	(65)	36	(36)	60	(69)	37	(38)
合計	416	(403)	44	(44)	413	(397)	49	(49)

感応度分析は、95%信頼区間を適用した場合に対応する公正価値の幅を測定することを目的としている。感応度分析の際には、採用した評価技法の内容、ならびに観察可能な代替指標や実績データの入手可能性および信頼性を考慮に入れる。金融商品の公正価値が複数の観察不能な仮定による影響を受ける場合、上記の表は、仮定の個別の変動による最も有利または不利な変動を反映する。

レベル3 金融商品への主要な観察不能なインプット

レベル3 評価における主要な観察不能なインプットの定量的情報

	2021年6月30日現在				2020年12月31日現在			
	公正価値		評価技法	主要な 観察不能なインプット	インプットの 全範囲		インプットの 全範囲	
	資産	負債			下位		上位	
	百万円	百万円			下位	上位	下位	上位
戦略的投資を含めた								
プライベート・エクイ ティ	3,203	164	注記参照 ¹	注記参照 ¹	N/A	N/A	N/A	N/A
アセット・バック証券	752	-						
- CLO / CDO ²	58	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	-	100	-	100
- その他ABS	694	-	マーケット・プロキシ	ビッドクォート	-	172	-	100
仕組債	-	2,003						
- 株式連動債	-	1,615	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	5%	124%	0%	115%
			モデル - オプション・モデル	株式相関	7%	79%	-4%	79%
- ファンド連動債	-	82						
- 為替連動債	-	19	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	4%	32%	0%	23%
- その他	-	287						
デリバティブ	2,014	2,597						
金利デリバティブ								
- 証券化スワップ	242	334	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	期限前償還率	5%	10%	6%	6%
- 長期スワップション	315	226	モデル - オプション・モデル	金利ボラティリティ	6%	25%	6%	28%
- その他	321	185						
為替デリバティブ								
- 為替オプション	156	165	モデル - オプション・モデル	為替ボラティリティ	3%	29%	3%	40%
- 為替その他	256	271						
株式デリバティブ								
- 長期個別株式オプション	303	254	モデル - オプション・モデル	株式ボラティリティ	2%	100%	7%	70%
- その他	362	1,041						
クレジット・デリバティブ	59	121						
その他ポートフォリオ	2,158	472						
- 買戻契約	370	435	モデル - 割引キャッシュ・ フロー	金利カーブ	0%	5%	0%	5%
- その他	1,788	37						
2021年6月30日現在	8,127	5,236						

1 2020年年次報告書の148ページ（訳注：原文のページ数である）を参照のこと。

2 ローン担保証券／債務担保証券。

6 公正価値以外の方法により計上されている金融商品の公正価値

銀行および顧客に対する貸付金、金融投資、銀行からの預金、顧客からの預金、発行済負債証券ならびに劣後債務、非トレーディング目的の買戻契約および売戻契約の公正価値の測定基準は、2020年年次報告書に詳述されているものと一致している。

貸借対照表に公正価値以外の方法により計上されている金融商品の公正価値

	2021年6月30日現在		2020年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万ポンド		百万ポンド	
資産				
銀行に対する貸付金	10,999	11,000	12,646	12,649
顧客に対する貸付金	93,210	93,283	101,491	101,584
売戻契約 - 非トレーディング	53,032	53,032	67,577	67,577
金融投資 - 償却原価	13	13	15	14
負債				
銀行からの預金	40,427	40,362	34,305	34,249
顧客からの預金	200,649	200,643	195,184	195,180
買戻契約 - 非トレーディング	29,440	29,440	34,903	34,903
発行済負債証券	13,980	13,985	17,371	17,367
劣後債務	12,670	13,446	13,764	14,638

公正価値で計上されていないその他の金融商品は、通常その性質上短期であり、頻繁に現行の市場レートに合わせて更改が行われる。したがって、そのような金融商品の帳簿価額は公正価値の合理的な近似値である。これらは現金および中央銀行預け金ならびに他行から回収中および他行へ送金中の項目を含み、これらすべては償却原価で測定される。

7 のれんおよび無形資産の減損

	2021年6月30日現在	2020年6月30日現在
	百万ポンド	百万ポンド
有効な長期保険契約の現在価値	782	647
その他の無形資産 ¹	119	119
無形資産	901	766

¹ 当行グループのその他の無形資産には、正味帳簿価額111百万ポンド（2020年：115百万ポンド）の内部開発されたソフトウェアが含まれている。当年度中の当行グループのその他の無形資産の償却および減損の合計は9百万ポンド（2020年：901百万ポンド）である。

8 引当金

	再編費用	法的手続き および 規制事項	顧客補償 百万ポンド	その他の 引当金	合計
引当金（契約債務を除く）					
2020年12月31日現在	309	237	25	103	674
繰入額	15	18	7	28	68
取崩額	(99)	(17)	(2)	(10)	(128)
戻入額	(19)	(1)	(6)	(13)	(39)
換算差額およびその他の変動	-	(9)	-	(1)	(10)
2021年 6 月30日現在	206	228	24	107	565
契約債務¹					
2020年12月31日現在					187
予想信用損失引当金の変動純額					(47)
2021年 6 月30日現在					140
引当金合計					
2020年12月31日現在					861
2021年 6 月30日現在					705

¹ 契約債務引当金には、オフバランスシートの貸付コミットメントおよび保証が含まれており、これらについては、IFRS第9号における予想信用損失が引き当てられている。予想信用損失引当金の変動に関する詳細は、27ページ（訳注：原文のページ数である。）の「銀行および顧客に対する貸付金（貸付コミットメントおよび金融保証を含む。）の帳簿価額（総額ベース）／元本金額ならびに引当金の変動の調整」の表に開示されている。

法的手続きおよび規制事項

法的手続きおよび規制事項に関する詳細については、注記10に説明されている。法的手続きには、HSBC傘下会社に対して提起された民事訴訟、調停または裁判手続き（申立てまたは反訴のいずれか）もしくは示談が成立しない場合、訴訟、調停または裁判手続きにつながる可能性のある民事上の紛争が含まれる。規制事項とは、違反しているとされる行為に関連して規制当局または取締機関が実施した調査、レビューおよびその他の措置またはそれらの措置への対応を示している。

9 偶発債務、契約債務および保証

	2021年 6 月30日現在	2020年12月31日現在
	百万ポンド	
保証およびその他の偶発債務：		
- 金融保証	10,721	3,969
- 履行およびその他の保証	14,043	14,282
- その他の偶発債務	372	458
期末現在	25,136	18,709
契約債務¹：		
- 信用状および短期貿易関連取引	1,965	1,366
- 将来購入資産および将来実行預金	42,034	42,793
- スタンドバイ契約、与信枠およびその他の貸付 契約債務	95,165	103,144
期末現在	139,164	147,303

1 当行グループが取消不能コミットメントの当事者となっている、IFRS第9号の減損要件が適用されるコミットメント135,040百万ポンド（2020年：143,036百万ポンド）が含まれている。

上表は額面元本を開示している。額面元本は、契約がすべて実行され、顧客が債務不履行となった場合にさらされるリスクの最大額を表している。保証および契約債務の大部分が未実行のまま失効すると予想されるため、この額面元本合計は将来必要となる流動性の金額を示すものではない。

2017年12月、英国歳入関税局（「HMRC」）は、海外のHSBC傘下会社の一部の英国支店におけるVATの取扱いを指摘した。さらにHMRCは、2013年10月1日から2017年12月31日までの期間を対象とする総額262百万ポンド（利息は未確定）の課税通知書を発行した。本課税通知書に関して引当金を認識していない。2019年第1四半期にHMRCは、英国支店は英国VATグループのメンバーとして不適格であるという評価を再確認した。その結果、HSBCはHMRCに合計262百万ポンドを支払い、異議申し立てを申請したが、当該申請は係属中である。262百万ポンドの支払は、HSBCの2021年6月30日現在の貸借対照表に資産として計上されている。2018年1月以降、英国支店は英国VATグループのメンバーではないという前提に基づき、HSBCの税務申告書は作成されている。HSBCの異議申し立てが認められれば、HSBCは当該VATの還付を求めるが、このうち97百万ポンドは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーに帰属すると見積もられている。

当行グループ会社に対する法的手続き、規制およびその他の事項により生じた偶発債務は、注記10に開示されている。IFRS第9号に基づく保証およびコミットメントに関連する予想信用損失引当金は、注記8に開示されている。

10 法的手続きおよび規制事項

当行グループは、さまざまな司法管轄における、通常の業務から生じた法的手続きおよび規制事項の当事者となっている。以下に記載されている事項を除き、当行グループは、これらの案件に重大なものはないと考えている。引当金の認識は、2020年年度報告書の注記1に記載されている会計方針に従って決定される。法的手続きおよび規制事項の結果は本質的に不確定であるが、経営陣は入手可能な情報に基づいて、2021年6月30日現在においてこれらの事項につき適切な引当金を設定していると考えている（注記8を参照のこと）。個別の引当金に重要性がある場合には、引当金が計上された事実を記載し、定量化している。ただし、そのような開示が当行グループに不利になると思われる場合は、この限りではない。引当金の認識によって、不法行為または法的責任を認めているわけではない。偶発債務に分類される可能性のある当行グループの法的手続きおよび規制事項に関する負債総額の見積りを提供することは、実務上困難である。

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー

2008年12月、バーナード・L・マドフ（「マドフ」）は、ねずみ講詐欺の容疑で逮捕され、最終的に有罪を認めた。同氏所有のバーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（「マドフ・セキュリティーズ」）は、米国の管財人（「管財人」）により清算中である。

米国外のさまざまなHSBC傘下会社は、マドフ・セキュリティーズに資産を投資していた米国外に設立された多数のファンドに管理、事務および類似のサービスを提供していた。マドフ・セキュリティーズから得た情報によると、2008年11月30日現在のこれらのファンドの累計額とされる金額（マドフが報告した虚偽の利益を含む）は8.4十億米ドルであった。

これまでにHSBCが入手可能な情報に基づいて、HSBCがサービスを提供していた期間において、当該ファンドのマドフ・セキュリティーズへの実際の送金額からマドフ・セキュリティーズからの実際の払戻金額を差し引いた金額は約4十億米ドルと見積られている。さまざまなHSBC傘下会社がマドフ・セキュリティーズの詐欺による訴訟の被告として挙げられている。

米国訴訟：管財人は、マドフ・セキュリティーズからHSBCへの送金（金額はまだ認定されていない）の回収を求め、米国ニューヨーク州南部地区の破産裁判所（「米国の破産裁判所」）においてさまざまなHSBC傘下会社およびその他に対する訴訟を提起した。HSBCおよび本訴訟におけるその他の当事者は、管財人の米国訴訟の棄却の申立てを行った。2016年11月、米国の破産裁判所は管財人の請求の一部に関して、HSBCによる棄却申立てを認めた。2019年2月、米国第2巡回区控訴裁判所（「第2巡回区控訴裁判所」）は、その棄却を破棄した。2020年6月における米国の最高裁判所の裁量による上訴却下後、本件は米国破産裁判所に差し戻されており当該裁判所において現在係属されている。

フェアフィールド・セントリー・リミテッド、フェアフィールド・シグマ・リミテッドおよびフェアフィールド・ラムダ・リミテッド（以下総称して「フェアフィールド」）（2009年7月から清算中である）は、米国において、ファンドの株主（顧客の名義株主として活動していたHSBC傘下会社を含む）に対して償還金の支払の返還を求めて1件の訴訟を提起した。2018年12月、米国の破産裁判所は、フェアフィールドの清算人による請求の一部に関して、被告の棄却の申立てに有利な判決を下し、またフェアフィールドの清算人による修正訴状の提出を認めた。当該判決の結果、HSBC傘下会社の一社に対するすべての請求および残りのHSBCの被告に対する一部の請求は棄却されている。2019年5月、清算人は一部の争点を米国の破産裁判所から米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（「ニューヨーク連邦地方裁判所」）に上訴したが、これらの上訴は係属されている。

2020年1月、清算人は、米国破産裁判所に係属されている請求について修正訴状を提出した。2020年12月、米国の破産裁判所は、HSBCを含む被告が提出した修正訴状棄却の申立ての一部を認め、一部を却下した。2021年3月、清算人および被告は、米国の破産裁判所の判断について上訴し、これらの上訴は現在係属されている。一方、米国の破産裁判所での残りの請求に関する審理は進行中である。

英国訴訟：管財人は、マドフ・セキュリティーズからHSBCへの送金（金額はまだ認定されていない）の回収を求め、イングランド・ウェールズ高等法院においてさまざまなHSBC傘下会社に対する訴訟を提起した。訴状期限は、英国の被告に関しては2020年9月まで、その他すべての被告に関しては2021年11月まで延長されている。

ケイマン諸島訴訟：2013年2月、プリメオ・ファンド（「プリメオ」）（2009年4月から清算中である）は、HSBCセキュリティーズ・サービスズ・ルクセンブルグ（「HSSL」）およびバンク・オブ・バミューダ（ケイマン）リミテッド（現在の、エイチエスピーシー・ケイマン・リミテッド）に対して訴訟を提起し、契約違反および信託義務違反を主張し、損害賠償および同等の補償を求めている。裁判は2017年2月に結審し、裁判所は2017年8月に被告人に対するすべての請求を斥けた。2017年9月、プリメオはケイマン諸島の控訴裁判所に上訴し、2019年6月、ケイマン諸島の控訴裁判所はプリメオの上訴を斥けた。2019年8月、プリメオは英国の枢密院に上訴の申立てを提出した。英国の枢密院で予定されていた審理の最初の2件は2021年4月に行われたが判決は係属されている。

ルクセンブルグ訴訟：2009年4月、ヘラルド・ファンドSPC（「ヘラルド」）（2013年7月から清算中である）は、HSSLに対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、ヘラルドがマドフ・セキュリティーズの詐欺によって失ったとされる現金および有価証券の返還、または損害賠償を求める訴訟を提起した。ルクセンブルグ地方裁判所はヘラルドの有価証券返還請求を棄却したが、ヘラルドの現金返還請求および損害請求の棄却はまだなされていない。ヘラルドは当該判決につきルクセンブルグ控訴裁判所へ上訴し、本件は同裁判所において係属されている。2018年終わりに、ヘラルドは、HSSLおよびエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、さらなる返還および損害賠償を求める追加の請求を行った。

アルファ・プライム・ファンド・リミテッド（「アルファ・プライム」）は2009年10月に、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLに対して、有価証券または現金同等物の返還、もしくは損害賠償を求める訴訟を提起した。2018年12月、アルファ・プライムは、さまざまなHSBC傘下会社に対し、ルクセンブルグ地方裁判所において、損害賠償を求める追加の請求を行った。本件は、現在ルクセンブルグ地方裁判所において係属されている。

セネター・ファンドSPC（「セネター」）は2014年12月に、ルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLに対して、有価証券または現金同等物の返還、もしくは損害賠償を求める訴訟を提起した。2015年4月、セネターはルクセンブルグ地方裁判所において、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのルクセンブルグ支店に対し、同一の請求を主張して別の訴訟を開始した。2018年12月、セネターはルクセンブルグ地方裁判所において、HSSLおよびエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのルクセンブルグ支店に対し、セネターの有価証券の返還または損害賠償を求める追加の請求を行った。本件は、現在ルクセンブルグ地方裁判所において係属されている。

アイルランド訴訟：2013年11月、デフェンダー・リミテッドはHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「HTIE」）およびその他の者に対して、契約違反の主張に基づき、ファンドの損失に係る損害賠償および補償を求める訴訟を提起した。審理は2018年10月に開始された。2018年12月、アイルランド高等法院は、デフェンダー・リミテッドにHTIEに対する有効な

請求権がないとし、予備的争点についてHTIEに有利な判決を下した。この判決により、追加の争点について審理を行うことなく結審した。2019年2月、デフェンダー・リミテッドは、この判決について上訴した。2020年7月、アイルランド最高裁判所は、一部についてデフェンダー・リミテッドに有利な判決を下し、その後の訴訟手続きについて本件を高等法院に差し戻した。2021年4月、両者は紛争を解決するため合意に至り、2021年5月にHTIEに対する訴訟は停止した。

訴訟手続きが提起されている複数の司法管轄を含めて（それらに限定されるわけではないが）、上述のさまざまなマドフ関連の訴訟手続きで起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響に対しては、影響を及ぼす数多くの要因が存在する。現在入手可能な情報に基づき、経営陣は、さまざまなマドフ関連の訴訟におけるすべての申立ての結果生じるおそれのある潜在的な損害額の合計を最大500百万米ドル（費用および利息を除く）あるいはその額を超えると見積っている。このような見積りには不確実性および限界を伴うため、最終的に生じる可能性のある損害額はこの金額と大幅に異なる可能性がある。

反マネー・ロンダリング（資金洗浄）および関連事項

2012年12月に、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー（「HSBCホールディングス」）は、英国金融サービス機構（2013年および2020年に英国金融行為規制当局（「FCA」）に置き換えられた）との取引を含む多くの合意を結び、また米国連邦準備制度理事会（「FRB」）からの排除措置命令を受諾した。両者には将来の特定の反マネー・ロンダリング（「AML」）および制裁措置に関する義務が含まれていた。また、HSBCは、当行グループのAMLおよび制裁措置に関するコンプライアンス・プログラムの定期評価を行うために独立したコンプライアンス・モニター（FCAの目的上、金融サービス市場法第166項における「専門的知識を有する者」に該当し、FRBの目的上「独立したコンサルタント」に該当する。）を保持することにも合意した。2020年に、HSBCの独立したコンプライアンス・モニター（専門的知識を有する者および独立したコンサルタントの両方の役割をもつ者）との契約が終了した。FCAの専門的知識を有する者の役割は、2020年第2四半期に新しい個人に割り当てられた。2021年の始めに新しいFRBの独立したコンサルタントが、排除措置命令に従って別途任命された。FCAの専門知識を有する者およびFRBの独立したコンサルタントのそれぞれの役割については、2020年年次報告書の81ページ（訳注：原文のページ数である。）に説明されている。

FCAは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーおよびエイチエスビーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーによる英国の反マネー・ロンダリング規制ならびに金融犯罪制度および統制の準拠に関して調査を行っている。HSBCは完了または完了間近のFCAの調査に継続して協力している。

2014年11月以降、さまざまなHSBC傘下会社およびその他に対して、中東でのテロ攻撃の被害者またはその関係者である原告を代表した複数の訴訟が、米国の連邦裁判所に提起された。いずれの訴訟においても、被告は米国反テロリズム法に違反して、制裁対象となっているさまざまな関係者の不法行為を幫助したとされている。現在、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーに対する9件の訴訟がニューヨークまたはコロンビア特別区の連邦裁判所で係属されている。裁判所はこれらのうち5件についてエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーの棄却請求を認めた。2件について上訴が係属されており、残り3件の棄却は上訴の可能性がある。残る4件の訴訟は、ごく初期段階にある。

これらの案件の結果の範囲およびその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在し、当該要因は重要なものとなる可能性がある。

ロンドン銀行間取引金利、欧州銀行間取引金利およびその他のベンチマーク金利の設定に関する調査および訴訟

ユーロ金利デリバティブ：2016年12月、欧州委員会（「EC」）は、HSBCおよび他の銀行が2007年初めにユーロ建ての金利デリバティブの値付けに関連する反競争的行為を行っていたとする決定を下した。ECは、1ヶ月の違反に関し、HSBCに制裁金を課した。HSBCはこの決定に対し上訴し、2019年9月に欧州連合一般裁判所（「一般裁判所」）は、責任に関するEUの調査結果の大部分を支持したが、制裁金については無効にする判断を下した。HSBCおよびEUの両者は、一般裁判所の決定を欧州司法裁判所（「司法裁判所」）に上訴した。2021年6月、ECは以前無効とした罰金より5%少ない額の新たな罰金の採択を決定し、その後、司法裁判所への上訴を取り下げた。HSBCの上訴は係属されている。

米ドル建てLIBOR：2011年より、HSBCおよび他のパネル銀行は、米ドル建てLIBORの設定に関して、米国で多数の民事訴訟の被告として挙げられている。これらの申立ては、米国の独占禁止法および反恐喝法、米商品取引所法（「US CEA」）ならびに州法を含むさまざまな米国法に基づく請求を行っている。当該訴訟には、その大部分がニューヨーク連邦地方裁判所の公判前手続きのために移送および／または併合された個別訴訟および推定集団訴訟が含まれる。HSBCは5つの原告グループと和解し、裁判所も和解を承認した。

HSBCはまた、いくつかの個別訴訟を解決したが、他にもHSBCに対する多数の米ドル建てLIBOR関連訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所および米国第2巡回区控訴裁判所において係属されている。

インターコンチネンタル取引所（「ICE」）LIBOR：2019年1月から3月の間に、HSBCおよび他のパネル銀行は、米ドル建てICE LIBORに連動した金利を支払う金融商品をパネル銀行から購入した個人および企業を代表してニューヨーク連邦地方裁判所に提起された3つの推定集団訴訟の被告として挙げられた。訴訟はとりわけ、このベンチマーク金利の抑制に関して米国の独占禁止法および州法に違反する行為があったことを主張している。2019年7月、3件の推定集団訴訟は併合され、原告は併合後の修正訴状を提出した。2020年3月、裁判所は被告の共同棄却請求を全面的に認めた。原告は上訴している。

これらの案件の結果の範囲およびそれに伴う財政上の影響を左右する要因は数多く存在し、その影響は重要なものとなる可能性がある。

外国為替関連の調査および訴訟

少なくとも2014年以来、ECは、HSBCを含む多くの銀行による外国為替スポット取引市場における取引活動に対して調査を行っている。HSBCは当該調査に協力している。

2018年1月、HSBCの過去の外国為替業務に対する米司法省（「DoJ」）の調査が終了したことを受け、HSBCホールディングスは、2010年および2011年の2件の特定取引に関連した詐欺的行為について、米国司法省の犯罪局と3年間の起訴猶予合意書（「FX DPA」）を締結した。2021年1月にFX DPAの期限が終了し、2021年7月にDoJは、FX DPAにより繰り延べられた起訴請求の棄却の申立てを提出しており、これは係属されている。

2020年6月、南アフリカの競争委員会は、2017年2月に最初の訴状を南アフリカ競争審判所に付託していたが、南アフリカの外国為替市場において反競争的行為があったとして、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーを含む28の金融機関に対して修正訴状を提出した。2020年8月、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、修正訴状の棄却申請を提出し、当該申請は係属されている。

2013年より、HSBC傘下会社およびその他の銀行は、ニューヨーク連邦地方裁判所に提出または移送された、外国為替レートを共謀して操作したと主張する多数の推定集団訴訟の被告として挙げられた。HSBCは外国為替商品の直接および間接的な買い手を含む2つの原告グループと和解し、裁判所も当該和解を最終承認した。

2018年9月、さまざまなHSBC傘下会社およびその他の銀行は、外国為替関連の不正行為があったとしてイスラエルにおいて提出された2件の集団訴訟訴状において被告に挙げられた。2019年7月、テルアビブ裁判所は、原告の併合請求を認め、2019年9月、当該原告は併合された集団訴訟の認定に対する申立てを提出した。2020年8月、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーは、棄却の申立てを提出し、当該申立ては係属されている。

2018年11月および12月、HSBCおよびその他の被告に対して、外国為替関連の不正行為を主張した訴状が、米国における直接購入者による集団訴訟の和解に加わらなかった特定の原告によりニューヨーク連邦地方裁判所およびイングランド・ウェールズ高等法院に提出された。これらの案件は係属されている。

2019年2月、さまざまなHSBC傘下会社は、外国為替関連の不法行為があったことを主張するイングランド・ウェールズ高等法院における請求において被告として挙げられた。これらの案件は進行中である。

2021年5月、ブラジルにおいて、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーを含むさまざまな銀行による2007年から2013年までの期間の外国為替関連の不法行為を申し立てる1件の民事訴訟が提出された。エイチエスピーバンク・ピーエルシーは本訴訟に関する訴状を受領していない。

過去の外国為替業務に関連して、HSBCに対し、追加の訴訟が提起される可能性がある。

2021年6月30日現在、当行は、これらのおよび同様の案件に対する引当金を152百万ポンド認識した。これらの案件の起こり得る結果の範囲およびその結果としての財政的な影響を左右する数多くの要因が存在する。このような見積りには不確実性および限界を伴うため、最終的な損害額はこの金額と大幅に異なる可能性がある。

貴金属のフィクシング関連訴訟

金：2014年3月以降、HSBCおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所、ニュージャージー連邦地方裁判所およびカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起された。ニューヨーク連邦地方裁判所で併合された訴状は、2004年1月から2013年6月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、US CEAおよびニューヨーク州法に違反して金の価格および金に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。2020年10月、HSBCは併合訴訟を解決するため原告と大筋で和解に達した。当該和解は裁判所の最終承認待ちである。

2015年12月以降、さまざまなHSBC傘下会社およびその他の金融機関に対して、カナダ法に基づく多数の推定集団訴訟がオンタリオ州およびケベック州の上位裁判所において提起された。原告はとりわけ、2004年1月から2014年3月にかけて、被告が共謀して、カナダ競争法およびコモン・ローに違反して金の価格および金に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。これらの訴訟は進行中である。

銀：2014年7月以降、HSBCおよびその他のロンドン・シルバー・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟が米国ニューヨーク州連邦地方裁判所に提起されている。訴状は、2007年1月から2013年12月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法、US CEAおよびニューヨーク州法に違反して銀の価格および銀に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。これらの訴訟はニューヨーク連邦地方裁判所において併合され、証拠開示が進行中である。

2016年4月、さまざまなHSBC傘下会社およびその他の金融機関に対して、カナダ法に基づく2件の推定集団訴訟がオンタリオ州およびケベック州の上位裁判所において提起された。原告は両訴訟において、1999年1月から2014年8月にかけて、被告が共謀して、カナダ競争法およびコモン・ローに違反し

て銀の価格および銀に基づくデリバティブの価格を操作したと申立てている。これらの訴訟は進行中である。

プラチナおよびパラジウム：2014年の終わりから2015年の初めにかけて、HSBCおよびその他のロンドン・プラチナ・アンド・パラジウム・フィクシング・カンパニー・リミテッドのメンバーを被告として、多くの推定集団訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所に提起された。訴状は、2008年1月から2014年11月まで、被告は共謀して、集団の利益のために米国独占禁止法およびUS CEAに違反してプラチナ・グループ・メタル（「PGM」）の価格およびPGMに基づく金融商品の価格を操作したと申立てている。2020年3月、裁判所は原告の第3回修正訴状を棄却する被告の請求を認めたが、一部の請求について原告の再抗弁を許可した。原告は上訴を提出した。

現在判明している事実に基づき、時期およびHSBCに及ぼす可能性のある影響を含めたこれらの案件の解決について、HSBCが現時点で予想することは、実務上困難である。これらの案件の影響は重大なものとなる可能性がある。

規制当局によるその他の調査、レビューおよび訴訟

エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーおよび/またはその関連会社の一部は、各社の事業および業務に係るその他の事項に関連して、さまざまな規制当局、競争当局および法執行当局による数多くの調査やレビューならびに訴訟の対象となっている。これらには、以下が含まれる。

- ・ 英国における回収事業に関連するFCAの調査
- ・ 金融サービス・セクターに関する英国競争・市場庁による調査
- ・ 2003年から2009年までエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーがスタンフォード・インターナショナル・バンク・リミテッドのコレレス銀行として果たした役割に関連して、米国裁判所に係属されている2件の集団訴訟およびテイングランド・ウェールズの高等法院に出された請求
- ・ これらの調査の結果の範囲ならびにそれに伴う財政上の影響を左右する要因は数多く存在し、その影響は重要なものとなる可能性がある。

11 事業処分

2021年上半期において、当グループは国際金融パートナーとして顧客から選ばれるという戦略的目標の実行ペースを加速し、フランスにおけるリテール・バンキング事業の将来売却を公表した。

フランスにおけるリテール・バンキング事業の将来売却

2021年6月18日、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパはプロモントリアMMB SAS（「マイ・マネー・グループ」）、その子会社のバンク・デ・カラベスSA、マイ・マネー・バンクと、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのフランスにおけるリテール・バンキング事業の将来売却に関する覚書に調印した。

見込まれている売却には、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのフランスのリテール・バンキング事業、クレディ・コメルシアル・ドゥ・フランス（「CCF」）ブランド、関連条件が満たされることを条件として、HSBCコンチネンタル・ヨーロッパのHSBC SFH（フランス）持分の100%、およびクレディ・ロジメンの3%の持分が含まれる。この売却により、関連取引費用を含めて19億ユーロの税引前損失が見込まれる。

売却損または減損に関して直ちに認識される税効果は見込まれない。処分グループの公正価値に対する見積評価損（売却費用控除後）の大部分は、IFRS第5号に従って売却目的保有に分類された時点で認

識されるが、現時点では2022年と予想されている。その後、売却目的保有に分類された処分グループは、各報告期間において帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で再測定される。未認識の損益は、認識の中止の日に認識するものとし、現時点では2023年上半期と予想されている。

2021年6月30日現在、売却予定事業の資産合計は238億ユーロで、これには顧客に対する貸付金216億ユーロが含まれており、また顧客からの預金の価値は198億ユーロであった。

12 関連当事者間取引

2021年6月21日において、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの直接親会社がエイチエスピーシー・ユーケー・ホールディングス・リミテッドから当グループの最終親会社であるエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシーに変更された。

2020年年次報告書の注記33に記載された関連当事者取引に関して、2021年6月30日に終了した6ヶ月における当行グループの財政状態または経営成績に重要な影響を及ぼすような変更はなかった。

2021年6月30日に終了した6ヶ月に発生した関連当事者間取引は、すべて2020年年次報告書に記載の取引と類似した性質のものであった。

13 後発事象

貸借対照表日以後の事象の評価において、当行グループは、重要事象の発生を検討し、財務諸表を調整することになるような重要事象の発生を検討し、重要事象の発生はないと結論した。

14 2021年中間報告書および法定財務諸表

2021年中間報告書の情報は未監査であり、2006年会社法第434条で意味する法定財務諸表を構成するものではない。本2021年中間報告書は、2021年8月1日に取締役会で承認された。エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーの2020年12月31日に終了した事業年度の法定財務諸表は、2006年会社法第447条に準拠して、イングランドおよびウェールズの会社登記所へ提出されている。当行グループの監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（「PwC」）は、これらの財務諸表について報告書を作成している。当該報告書は、無限定適正意見を表明しており、PwCが意見を限定することなく強調して注意を喚起するような事項についての言及がなく、2006年会社法第498条第2項または第3項に基づく記載も含まれていない。

2【その他】

(1) 後発事象

上記「1 中間財務書類 - 要約財務諸表注記」の注記13「後発事象」を参照のこと。

(2) 訴訟

上記「1 中間財務書類 - 要約財務諸表注記」の注記10「法的手続きおよび規制事項」を参照のこと。

3【英国（英国が採用しているIFRS）と日本との会計原則の相違】

英国が採用している国際財務報告基準(IFRS)と、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(日本の会計原則)との間には、2021年6月30日現在、以下を含む相違点がある。

(1) 連結

IFRS

IFRSでは、パワー、リターンの変動性およびパワーとリターンの関連性の概念に基づき、すべての事業体に関する連結の要否を判断するための単一のアプローチがある。当行グループは事業体への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当該事業体を支配しているため連結する。

連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引およびその他の事象について統一された会計方針を用いて、連結財務諸表を作成しなければならない。(IFRS第10号「連結財務諸表」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、被支配会社の財務諸表は連結される。公正価値で譲渡された資産からの利益を享受するためにSPEが発行した持分商品の保有者のためにSPEが設立され業務が行なわれている場合には、当該SPEは子会社とはみなされない。

親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。ただし、子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理ならびに投資不動産の時価評価および固定資産の再評価ならびに、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整等の一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されている。(企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」)

(2) 企業結合およびのれん

IFRS

IFRSでは、企業結合は取得法で会計処理されている。企業結合により取得されたのれんは、当初、譲渡対価の公正価値が取得資産および引受負債の正味認識額を上回る額として認識され、その後はこの金額から減損損失累計額を控除して計上されている。のれんについては年に一回、および減損の兆候がある場合にはいつでも、減損テストが実施される。(IFRS第3号「企業結合」、IAS第36号「資産の減損」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、減損の兆候が認められた場合に減損テストの対象となる。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

(3) 非支配持分

IFRS

IFRSでは、取得企業は、特定の場合を除き、企業結合取引ごとに非支配持分を公正価値(全部のれん)、もしくは被取得企業の識別可能な純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分(購入のれん)のいずれかの方法を選択して測定する。(IFRS第3号「企業結合」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、購入のれんを採用しており、全部のれんは計上できない。非支配持分は、企業結合時の子会社の純資産の時価に対する持分割合により評価される。(企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」)

(4) 非金融資産の減損

IFRS

IFRSでは、各報告期間末において報告企業は、資産の減損の兆候について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額さらには減損損失を見積もっている。減損損失は、一定の場合には戻し入れることができるが、戻入により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。(IAS第36号「資産の減損」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積将来キャッシュ・フロー(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。('(固定資産の減損に係る会計基準'))

(5) 金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS

金融資産の分類および測定は、それらの管理方法（企業の事業モデル）および契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。これらの要因により、償却原価、その他包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）または損益を通じた公正価値（「FVPL」）のいずれにより金融商品が測定されるかが決定される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債および公正価値オプション）または償却原価で測定する金融負債に分類される。（IFRS第9号「金融商品」）

日本の会計原則

金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類されている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」）

(6) 金融資産の減損

IFRS

減損に関する規定は償却原価およびFVOCIで測定された金融資産、リース債権および一部の貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。当初認識時、予想信用損失（「ECL」）で翌12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象から生じるもの（「12ヶ月ECL」）に対する減損引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が要求される。信用リスクが著しく増加した場合、金融商品の予測残存期間にわたり可能性のあるすべての債務不履行事象から生じるECL（「残存期間ECL」）に対して評価性引当金（またはコミットメントおよび金融保証の場合は負債性引当金）の計上が求められる。（IFRS第9号「金融商品」）

日本の会計原則

日本の会計基準においては、有価証券（満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券）については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の対象となる金融商品は、法的形式が債権であるもの（売掛金、受取手形、貸付金、リース債権等）である。時価を把握することが極めて困難と認められる社債その他の債券も、債権に準じて貸倒引当金を設定する。貸倒引当金の算定は、以下（1）～（3）の区分に応じて測定する。

（1）一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間は、一般には、債権の平均回収期間が妥当とされている。

（2）貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本および利息に係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末まで当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

（3）破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」）

(7) ヘッジ会計

IFRS (IAS第39号「金融商品：認識および測定」)

一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ(すなわち、特定のリスクに起因し、損益に影響を与える可能性がある、公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジ)
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益は損益計算書に認識されている。また、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の損益はヘッジ対象の帳簿価額により調整され、損益計算書に認識されている。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ(すなわち、特定のリスクまたは発生の可能性の高い予定取引に起因し、損益に影響を与える可能性がある、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ)
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。
- ・ 国外事業への純投資のヘッジ
 - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益に認識され、非有効部分は損益計算書に認識されている。

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となったが、ヘッジ会計についてIAS39号を継続適用することも認められており、当グループは当規定を適用している。

日本の会計原則

日本の会計原則では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を貸借対照表の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの会計期間に損益計算書に認識する。)を適用し、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も認識する。)を適用できる。(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」)

(8) 株式報酬

IFRS

持分決済型の株式報酬について、従業員との株式報酬取引の費用は、付与日における資本性金融商品の公正価値を参照して測定され、権利確定期間にわたって定額法により費用計上されるとともに、同額が「その他準備金」に貸方計上される。従業員が即座に利用できる権利確定期間のない資本性金融商品の公正価値は、直ちに費用計上される。

公正価値は資本性金融商品が付与される条件を考慮した上で、市場価格または適切な評価モデルを用いて決定されている。付与日における資本性金融商品の公正価値を見積る際には株式市場条件および権利確定条件以外の条件が考慮されており、そのため、株式市場条件および権利確定条件以外の条件が満たされているかどうかに関わらず、その他のすべての条件が満たされた場合には、報酬は受給権が確定したものと扱われる。(IFRS第2号「株式に基づく報酬」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、「ストック・オプション等に関する会計基準」が適用され、従業員に付与されたストック・オプションは、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正価値に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。（企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」）

(9) 退職後給付

IFRS

確定給付型制度においては、制度負債は、数理的手法に基づき測定され、予測単位積増方式を用いて給付が割り引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産(超過額、ただし退職給付制度からの返還、または、将来掛け金の減額の形で利用可能な経済的便益がある場合に限られる。)として、不足する場合は負債(不足額)として、それぞれ財政状態計算書に計上されている。当期勤務費用、正味確定給付資産に係る正味利息収益（「財務費用」）および過去勤務費用は、損益に認識されている。制度資産の実際運用収益と損益計算書における財務費用の構成要素に含まれる収益との差額は、その他包括利益に表示される。（IAS第19号「従業員給付」）

日本の会計原則

日本の会計原則では、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」）

(10) 金融保証

IFRS

IFRSでは、保険契約に分類されない金融保証契約に基づく負債は、当初は公正価値、通常、受取手数料または未収手数料の現在価値で計上される。その後、金融保証負債は、純損益を通じて公正価値で測定する場合またはIFRS第4号に従って保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。（IFRS第9号「金融商品」）

日本の会計原則

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められておらず、債務保証額について、支払承諾を貸借対照表に計上する金融機関を除き、財務諸表に注記として計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、引当金を計上する。

(11) 金融資産の認識の中止

IFRS

金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利が失効した場合、あるいは会社が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る約定権利を移転し、さらに以下のいずれかに該当している場合に金融資産の認識は中止される。

- ・ 実質的にすべての所有に伴うリスクと経済的便益を他に移転した場合、または

- ・ 当行グループが実質的にすべてのリスクと経済的便益を維持することも移転することもないが、支配を維持していない場合

(IFRS第9号「金融商品」)

日本の会計原則

日本では、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、または権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a)譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

(12) 公正価値オプション

IFRS

一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産または金融負債を最初の認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。(IFRS第9号「金融商品」)

日本の会計原則

金融商品の公正価値オプションは日本の会計原則では認められていない。

(13) 金融負債および資本の区分

IFRS

金融商品は、発行体が経済的便益を譲渡する裁量権を有するか否かにより負債または資本に分類されるが、その分類は契約内容の実質に基づいている。裁量権がない場合には、当該金融商品の全部または一部が負債として計上される。(IFRS第9号「金融商品」)

日本の会計原則

負債または資本の分類は法的形態に従っている。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

(14) 自己信用リスク

IFRS

当行グループでは、公正価値評価の指定を受けた金融負債の自己信用リスクの変化による影響額はその他の包括利益に表示され、残りの影響額は損益に表示される。(IFRS第9号「金融商品」)

日本の会計原則

金融負債は借入額または償却原価で測定される。(企業会計基準第10号「金融商品に係る会計基準」)

(15) 親会社株式オプションの子会社の従業員に対する直接付与

IFRS

IFRSでは、子会社がその従業員に親会社の資本性金融商品を提供する義務を有していない場合、子会社は、持分決済型株式報酬取引に適用される定めに従って、従業員から受け取ったサービスを測定し、それに対応する資本の増加を親会社からの出資として認識する。(IFRS第2号「株式に基づく報酬」)

日本の会計原則

日本の会計原則では、子会社従業員等に対する親会社株式オプションの付与がその報酬として位置づけられている場合には、その報酬(親会社株式オプション)と引換えに子会社が受領したサービスの消費を報酬(給与手当)として損益計算書上に計上し、同時に負担を免れたことによる利益(株式報酬受入益)が損益計算書上に計上される。(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」)

(16) リース(借手の会計処理)

IFRS

原則としてすべてのリースは、当該リース資産の使用を可能にする日において、使用权資産(「ROU」)および対応する負債を認識する。リース料は、負債と金融費用に配分される。金融費用は、リース期間にわたって当該負債の残高に対して每期一定の率の金利を生じさせるように損益に計上される。ROU資産は、ROU資産の経済的耐用年数およびリース期間の短い方にわたって、定額法で減価償却される。

日本の会計原則

リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。(企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」)

第7【外国為替相場の推移】

当行の中間財務書類の表示に用いられた通貨(ポンド)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6ヶ月間において掲載されているため、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類及び提出日は以下のとおりである。

提出書類	提出年月日
1 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく）	令和3年3月30日
2 訂正発行登録書（令和2年4月28日提出の発行登録書に係るもの）	令和3年3月30日
3 有価証券報告書（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）	令和3年4月30日
4 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく）	令和3年7月12日
5 訂正発行登録書（令和2年4月28日提出の発行登録書に係るもの）	令和3年7月12日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし